【仕様書たたき台】概既仕様書（機能） 02 法人住民関

	機能名称	仕様書たたき台	自治フローの対応	法人入力対応 機能条件 B:市	C:市	D:市	E:市	F:市	G:市	標準化検討材 要件の考え方・類似	検討項目（独自案）	機械系　打ごと事項 ○○部／市／町／村／町村会
1. 法人住民税基本情報管理（法人情報） [1.1. 基本情報登録・修正]												
0010 1.1.1. 法人基本情報管理	【凡例： ・黒字：事務局案で実装必須 ・赤字：事務局案で実装不可 ・青字：事務局案でオプション ・緑字：必要性について疑義がある 法人設立（設置）届出、異動届、申告書に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。 ・法人番号（番号法に定める法人番号） ・法人種別（法人税法の区分） ・法人名称 ・共通略名の管理番号 ・法人名（漢字・カナ・アルファベット） ・代表者名（漢字）・代表者住所 ・本店区分、本店（所在地、郵便番号、電話番号）、市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号） ・届出日 ・異動日（登記上の住所異動日等、法人の異動が行われた日） ・設立日、設置日、廃止日、解散日、清算決了日、事業開始日、事業休止日、事業再開日 ・異動区分（設立、設置、異動、事務所廃止、解散、合併解散、清算決了、事務所等なし、除却、復活等） ・法人区分（普通法人、公益法人等）、組織区分（株式会社、有限会社等） ・書類送付先 ・施設区分（事業所／寮等） ・決算期（半年決算法人の管理を含む）、事業年度 ・資本金の額 ・従業員数 ・分類区分 ・産業分類コード（大分類、中分類）、事業種目 ・連結申告情報 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等） ・申告期限延長の有無および期間 ・収益事業の有無 ・減免・非課税区分 ・申告書発送区分 ・遡付口座情報 ※至点情報は無制限に登録できること	1.5.	7.1.1. 基本情報登録 (1) 5. 基本情報の登録がされていてできること。また、合併日自治体毎の不均一課税のための登録・管理ができること。 基本情報に住民票データと連動すること。 6. 支店情報の管理ができること。 7. 税理士情報の管理ができること。 8. 産業分類情報の管理ができること。 9. 市独自の産業分類を管理できること。 10. 書類送付先の住所と、登記上の住所は別々に管理できること。 11. 任意項目として代表者名の管理ができること。 14. 設立（設置）年月日、資本金情報、期限延長月数、資本金情報、法人区分（収益、非収益、非課税の区分）、決算期、分類区分、法人格、法人連絡先、代表者住所、連結決算法人の管理ができること。 15. 法人に任意の属性を付加できること 17. 法人基本情報の閲覧ができること。 19. 基本情報照会画面、申告書情報照会、証明書発行画面の切り替えが、メニュー画面に戻らずともできること。※画面遷移のため対象外 20. 現況区分、組織区分、法人及び連結法人区分、変更届出日、解散年月日、住所・連絡先の変更処理が出あることと、基本情報に住登外データと連動すること。 ●組織区分とは法人の種別を指し、具体的には次のとおり。 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、協同組合、相互会社、医療法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、農事法人、一般財団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、信用組合等	7.1.1. 基本情報登録 (1) ・新規登録の場合、宛名番号が自動採番されること。 ・既存情報を修正する場合、宛名番号、代表者氏名、代表者氏名カナ、法人番号、住所で行えること。 ・宛名管理システムに法人情報が連動されること。 ・異動入力画面の宛名管理システムの登録情報を表示できること。 ・送付先情報（本店・税理士・管轄外税理士・清算人・その他）を選択できること。 ・申告書送付区分（確定のみ、予定・中間、予定のみ等のどれかを選択し、を選択できること。 ・税理士マスタに登録している情報と連動し、関与税理士として登録できること。 ・管外住所は全国住所検索の機能を使えること。 ・管内住所は市段区の入力補助機能があること。 ・合併先法人の情報を入力し、宛名番号があれば登録情報を表示できること。 ・法人番号について宛名管理と法人システムで相互連携できること。 ・事業所税の登録もある場合、「事業所税も対象」であり旨の注意が更新時に表示されること。 7.10.1 共通_共通設会 (357,362,363) ・合併先・合併元の情報が登録でき、照会できること。合併先・合併元の情報が登録でき、照会できること。 7.10.2. 共通_事業所管理 (381) ・所在地登録の際は、行政区の入力補助機能があること。	基本処理_基本台帳異動 (12) ・法人の設立に伴った事業年度の管理ができること。 基本処理_基本台帳異動 (15) ・該当処理（法人台帳照会、法人台帳事業所の移動、法人台帳誤入力修正、法人台帳異動抹消、課税照会・申告書入力・更正・決定入力）の画面に随時（入力中であっても）遷移入取得できること。 ・送付先情報（本店・税理士・管轄外税理士・清算人・その他）を選択できること。 ・申告書送付区分（確定のみ、予定・中間、予定のみ等のどれかを選択し、を選択できること。 ・税理士マスタに登録している情報と連動し、関与税理士として登録できること。 ・管外住所は全国住所検索の機能を使えること。 ・管内住所は市段区の入力補助機能があること。 ・合併先法人の情報を入力し、宛名番号があれば登録情報を表示できること。 ・法人番号について宛名管理と法人システムで相互連携できること。 ・事業所税の登録もある場合、「事業所税も対象」であり旨の注意が更新時に表示されること。 基本処理_基本台帳異動 (23) ・「事業所」、「本店管内 支店管内」、「本店管外 支店管内」の分割区分が設定できること。又、分割区分変更日を登録管理でき、申告書入力チェックや課税況認成へ等に使用されること。 基本処理_基本台帳異動 (25) ・代表者名入力ができ、それがみなす申告・更正決定書送付等の出力時に反映すること。 基本処理_基本台帳異動 (29) ・送付が発生する場合、振込先の口座を登録すること。	(11,12) 基本台帳入力・更新 ・法人名称、法人名カナ、法人番号、代表者住所、代表者氏名 ・法人種別 ・本店所在地、電話番号 ・代表者住所、代表者氏名 ・法人設立年月日、解散日、設立登記日、解散登記日、清算結了日、事業開始日、事業廃止日、事業休止日、事業再開日、事業再の開設日、閉鎖日、除却日 ・所内に開設する所在地、名称、電話番号 ・資本金額または出資金額、出資積立金、資本計 ・事業年度算定期間1日、至 ・事業年度算定期間2日、至 ・申告期限延長の有無 ・課税処理（法人税割課税・均等割課税、法人税割非課税・均等割非課税） ・法人税 ・課税免除、課税保留の有無 ・法人税にかかる連結納税の承認の有無 ・都道府県法人番号 ・国税法人番号 ・支店情報（現在、支店番号、名称、区、所在地、開設日、閉鎖日、tel） ・異動事由、異動日 ・営業明細 ・納税管日 ・関与税理士氏名、住所、連絡先（tel、fax）の入力・変更・削除ができること	【法人管理] 4. 法人から提出された法人設立・事務所開設申告書、異動届出書等より、法人所民税基本台帳に対して、新規登録・異動入力が行え、異動日・異動事由を登録できること。 【法人管理] ・税法に規定するみなし事業年度が発生した場合、みなし事業年度に対応した事業年度の作成及び課税入力ができること。 <追加> ・解散、合併解散、清算決了、清算中の継続（開始・継続前日、継続～終了）、収益事業開始、連結加入 5. 法務省（税務署等）の入力ができること。 6. 代表者情報が登録できること。 10. 課税・非課税区分（均等割のみ、課税免除、非課税、減免等）の選択ができること。 12. 最新の日本標準産業分類に基づく産業分類大、産業分類中の選択できること。 13. 日本標準産業分類に変更があった場合に一括変更できること。 17. 提出された異動届出書等を講無管理する際に、間違いやすくするために課税所得が当該届出書に資料番号を付与し、その資料番号を届出書入力時に法人市民税基本台帳に登録できること。 18. 法人市民税基本台帳において、連結法人を管理するための登録、登録内容の修正、照会ができること。（例：親法人の子法人の入力区分など）	**新1. 法人情報管理（法人台帳管理）** 1.1.1. 法人設立（設置）届出、異動届出に基づき、法人基本情報（法人番号、法人管理番号（当市独自に付番している番号）、共通略名の管理番号、法人名（漢字・カナ・アルファベット）、代表者名（漢字・カナ）、本店（所在地、郵便番号、電話番号）、市内支店（名称、所在地、電話番号、郵便番号、設置・閉鎖年月日）、異動事由（合併・休業・収益事業開始届出）、決算期、事業年度（みなし事業年度）、資本金等の額、従業員数、産業分類コード（市独自のものを含む）、事業種目、分類区分、連結申告情報、税理士情報（氏名、住所、電話番号等）、法人設立・解散・清算、事業開始・終了・休止年月日、法人税申告期限延長の有無および期間、減免・非課税区分、申告書発送区分、特記事項等）、遡付口座情報等を管理（登録、修正、削除）できること。削除する場合には、申告・課税情報が入力されている場合、警告メッセージを表示すること。 なお、住所および携帯について、テキスト情報（60文字以上）を管理できること。 ※市内支店は複数登録/管理できること	台帳管理機能は、全ての業務の基本情報であるため必須としています。また、下記の詳細については検討項目としています。 【対比表の差異、確認事項】 ・代表者名（一般事業者が任意項目）、支店登録（一部の自治体や事業者で「設立日、設置日～年」を記載しない登録可）；産業分類（市独自「市独自」）、「市独自」、異動事由（合併・休業・収益事業開始届出）；決算期、事業年度（みなし事業年度）、資本金等の額、従業員数、産業分類コード（市独自のものを含む）、事業種目、分類区分、連結申告情報、税理士情報（氏名、住所、電話番号等）、法人設立・解散・清算、事業開始・終了・休止年月日、法人税申告期限延長の有無および期間、減免・非課税区分、申告書発送区分、特記事項等）、遡付口座情報等を管理（登録、修正、削除）できること。削除する場合には、申告・課税情報が入力されている場合、警告メッセージを表示すること。 ・申告期限延長の有無及び月数は、対比表に比べ月数管理の方が数は、対比表に比べ月数管理の方が記載されれば、異議がない。 ・支店情報は同じなので「管理できる」とのみありますが、具体的な管理用途を確認したい。 【その他] ・統合税からのデータ連携は、各社のシステム構成に依存するため対象外としています。遡付口座情報は統合税をシステムで管理するケースもあると思いますが、対比表、中間標準レイアウトに倣い、こちらに記載します。	以下を確認させていただき機能詳細を検討します。 **<検討事項>** （1）法人を特定する手一情報として、「法人番号」（番号法に定める法人番号）を利用しているか。また、利用する性はどこで異いる。（税務署、都道府県とのやり取りの中一情報にできるか） （2）法源番号（税務署の管理番号）は必要か。法人番号が利用できる場合、必須ではなくなるか。 （3）異動日の管理に関して、「設立日、設置日～年」を記載しているなら、ケアーイ（ケアーイ）について検討。 ア：「事務所等を有さなくなった日」という日付管理は必要か。中分類まで＋異動区分「事務所等なし」が管理できれば問題ないと考えています。 イ：「（1）事業開始日、②事業休止日、③事業再開日」は、管理が必須か。その場合、どのような内容を管理するか。 その日付管理が何か機能にどのように影響するものか（例：所等割月数計算に使用）。 ※管理項目として必要ない（異動日・税区分が管理できれば「事業開始日」などの管理は不要）場合はその旨をご回答ください。 （4）代表者名・代表者住所の管理は必須となるか。（一部ベンダが任意項目としているため） （5）支店登録は「複数文字制限なく登録できること」とあるが、その場合どんな運用をしているか。 （6）支店との関係年月日の管理機能の要否 ⇒ 下の【検討事項（6）について】をおわせて確認ください。 （7）産業分類について、以下で確認ください。 ア．所有財物事業分類を設定することはあるか。また、日本標準産業分類以外を利用することはあるか。 イ．（日本標準産業分類を利用する場合）大分類のみで良いか、中分類まで必要か。 ウ．産業分類と事業種目は別項目として管理の必要か。 **【検討事項（6）について】** ・各システムで、関係年月日を管理しているか、管理できる場合はそれが分割基準の計算に使われているか。 ※分割基準の管理だけでなく、支店の関係や住所まで管理する場合、管理する目的は何か（例：証明書発行用など）、政策所市では、均等割の計算上、行政区ごとに登録が必須か。 **【検討事項（6）：追加案件（案）】** ・城内支店ごとの関係年月日を管理できること。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0020 1.1.2.		法人台帳を新規作成する際、法人管理番号が自動付番されること。 任意での番号登録もできること。	1.5.		7.1.1. 基本情報登録 (1) ・新規登録の場合、宛名番号が自動採番されること。				**新1. 法人情報管理（法人台帳管理）** 法人管理番号を任意で登録できること。 ※現在利用している法人管理番号については、新システムでも引き継ぐことを想定している（管理相談等の関係で引継が時に変換が発生しても良いが実務影響がないようにすること）。	対比表にはあまり記載はないものの、団体独自の法人管理番号は自動連番で付与されるべきであり必須です。 なお、1形の「任意で登録」について、利用シーンを確認させてください。 ※関連機能：8.1.1.検索（検討項目のなかで同一法人管理を検討）	**<確認事項>** 法人の管理番号を任意で登録することが必要なケースはありますか。ある場合は、利用シーンを教えてください。（通常は自動付番されるものと考えます） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0030 1.1.3.		法人基本情報の登録時にご重登録チェックができること。	1.5. 8.1.		7.1.1. 基本情報登録 (1) システムとて、「法人名（カナ）、代表者氏名（対）、法人番号」のいずれかが同じ内容ですでに登録されている法人が表れたら、その該当情報を表示し、二重登録チェックが可能であること。				**新1. 法人情報管理（法人台帳管理）** 1.1.5. 宛名登録時の二重登録チェックができること。	正確な宛名で業務処理を行うために必須と考えますが、対比表（2形1社が該当）の内容も様々であり、具体的な機能（運用）イメージについて確認いたします。 ※対比表に基づく運用の内容を踏まえた機能構成は、右記をご参照。 ※関連機能：8.1.1.検索（検討項目のなかで同一法人管理を検討）	**<確認事項>** 下記について、「現行運用」と「望ましい運用」を①～④でご回答ください。（①～④のどれでも構わない場合は、左記のたたき台を設置するため、その旨もご教示ください） なお、関連機能については、詳細な定義を行わない予定です。 ①特別な機能がない運用（重複チェックは検索時に職員が実施） ・検索画面で職員が目視確認してから台帳登録画面に（メニューを挟んで）移動するパターン ②台帳登録の流れで確認できる機能（重複チェックは検索時に職員が実施） ・新規登録処理の最初の画面が「検索画面」となっているパターン ・上記と同じで、検索画面から新規登録・異動処理を行えるパターン ③職員等で事後のチェックする機能 ・法人名称、所在地をもとに、同一法人候補リストを出力するパターン ④その他 ・オンライン登録時に法人名、代表者氏名、法源番号等で重複候補の表示が出るなど、オンライン登録の流れでチェックが働かるパターン ・その他のパターン ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0040 1.1.4.		法人区分は、法人税法第２条の分類に基づいて管理できること。（普通法人、協同組合、人格なき社団等、公共法人、公益法人等）また、公共法人、公益法人等は地方税法第295条第1項に掲げられるものにそれぞれ区別できること。	1.5.	【課税] 53. 課税免除の有無にかかわらず、ＮＰＯ法人の管理ができること。		基本処理_基本台帳異動 (41) ・均等割、社団等の入力ができること。		【法人管理] 10. 課税・非課税区分（均等割のみ、課税免除、非課税、減免等）の選択ができること。		対比表は1事業者を除いて細かい記載はありませんが、法令上の区分で管理することは、正しい申告書処理、税額計算の根拠となるため、必須機能と想定しています。 なお、結予の「それぞれに区別できること」について、区別した内容で非課税区分が自動で設定されべきか等については確認します。 <検討要旨> ・形形の「課税・非課税区分（均等割のみ、課税免除、非課税、減免等）の選択ができること」について、「均等割のみ」や「減免」については法人区分から自動判断されるべきか、職員が非課税区分として手動設定するべきかを確認する。 ※減免関連機能：6.1.1.	**<検討事項>** （1）減免法人を登録するときに、法296条第1項に定める公共法人、公益法人等で収益事業を行わない（収益事業「有」で登録されていない）、その他各自治体で定める減免法人の区分に該当する場合には、法人区分とは別に職員が手動で「非課税」「減免」など手動設定する機能・運用で良いでしょうか。 （2）手動で非課税等区分を選択する場合の選択肢について、現行システム仕様もしくは望ましいコード設定があれば教ホください。なお、下記例は全自治入等の「法人区分」とは別に非課税区分として設定するコードを想定しています。（5形の要求事項をご参照） （例） ・課税 ・課税（均等割のみ） ・課税免除 ・非課税 ・減免 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0050 1.1.5.		税理士情報はマスタ管理を行い、マスタ情報と連動して関与税理士情報が登録できること。	1.5.		7.6.1. システム管理_税理士マスタ (317,213,216,217) ・税理士情報の新規登録・変更・削除を行う。 ・税理士一覧・関与法人一覧を出力する。 ・後任税理士の設定があり、付付替えができる。 ・申告書の送付先として税理士を設定することができる。	バッチ処理_長々間会 (140) ・法人宛名の税理士の登録に全自治で登録できること。				対比表のCSV、T・B・X・Y社がマスタ管理を前提とした記載があります。 事業者は機能を有しているものの、自治体の要求はマスタ管理を前提とした記載ではないため、マスタ管理を行う理由を確認いたします。（検討項目をご参照） ※8.2.5.、8.3.4.に関連機能を定義しています。 また、C形のみが要求する「後任税理士への付替え」についても確認項目に上げています。	**<確認事項>** （1）税理士情報を、フリーテキストではなくマスタ管理する前提として、①～④のうち、必要な運用の番号をご教示ください。 ・税理士マスタが必須な場合の運用想定例（一度に絞うく必要があれば＊＊情報が必要） ①税理士の関与法人を、税理士を起点に一覧化する ②税理士宛に、関与法人分をまとめて送付している ③税理士を起点に関与法人の台帳を検索・修正する ④その他、税理士マスタ管理が必要となる業務（詳細を回答ください） （2）「後任税理士」の登録機能は必要でしょうか。必要な場合は、どのような機能か、また必要な理由をご教示ください。必須でない場合は、法人台帳に最新の税理士情報を上書きする（後任等は意識しない）機能を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0060 1.1.6.		申告書等の送付先として、各ノ支店、代表者・代表清算人、関与税理士、その他を選択できること。 任意の住所も入力もできること。	1.5.	【法人基本情報管理] 10. 書類送付先の住所と、登記上の住所は別々に管理できること。	7.6.1. システム管理_税理士マスタ (317) ・申告書の送付先として税理士を設定することができる。	基本処理_基本台帳異動 (13) ・宛名管理システムに「送り先設定」を行うなど、書類送付先の管理が可能となること。 基本処理_新規登録／更新 (43) ・「宛先」（発送先）の管理ができること。（税理士、清算人、支店、その他や発送停止）	(44)申告書入力（課税資料入力）：送付先を登録できること。			送付先の設定機能は宛名管理の目的の一つであり、対比表にも記載が多く、必須と考えます。ただきかにある「任意の住所」を登録できることで、B形の要求と同様に「書類送付先」と「参記住所」を別々に管理し、登記上本店のケースや経理が本店以外の場合、税理士、代表者住所など様々なケースに対応できることにしています。 なお、C・D形、W社では、さらにコード管理（例.税理士を選択して登録）に言及しているため、想定される区分を記載しておりますのでご確認ください。 ※D形の「発送停止」については、2.1.5.に記載しています。	**<確認事項>** （1）管理する区分（本支店～その他任意）として必要十分かをご確認ください。 （2）税理士は送付先の区分として必要でしょうか。税理士を送付先と登録した場合は、関与税理士が変更になったことで送付先が誤った場合に発生する業務（詳細を回答ください） ※代表者・代表清算人は、1.1.1.で代表者情報の管理が必須となった場合です。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0070 1.1.7.		法人基本情報に備考・メモ機能を有すること。 メモが登録されている場合、画面上でその旨を確認できること。 メモには200文字以上登録できること。	1.5.	【法人基本情報管理] 13. 法人基本情報の画面欄外にメモ画面を設けること。		基本処理_基本台帳異動 (30) ・「備考」を入力できること。 基本処理_新規登録／更新 (45) ・「付箋」の設定ができること。この「付箋」は当該法人共通の情報であるため、法人住民税業務の他の画面でも参照することができること。また、「付箋」を設定する画面上にアイコンが表示されること。 基本処理_基本台帳異動 (46) ・「メモ」の設定ができること。この「メモ」は当該法人共通の情報であるため、法人住民税業務の他の画面でも参照することができること。また、「メモ」を設定する画面上にアイコンが表示されること。		【法人管理] 14. 法人市民税基本台帳において、申告義務者ごとに引継ぎ情報等を残すための登録、登録内容の修正、照会ができるメモ機能があること。また、残せる文字数は、300文字以上とし、法人市民税基本台帳から、同一画面もしくはワンクリックでメモ情報が照会できること。		法人台帳のメモ機能は必須です。（台帳項目で管理しきれない情報や引継ぎ内容等を記録するため） その際、右記の詳細について確認いたします。 ※D形では法人住民税の共通メモをしていますが、他方で2.2.申告書管理で「メモ機能」を有するとした自治体・事業者も多いことから、ここでは法人基本台帳を対象としたメモを想定しています。また、D形の「付箋」、H形の「ワンクリック」などは、本たたき台で想定するメモ機能の目的（法人との やり取りやイレギュラーケース対応の記録など、管理項目以外での情報管理、及びメモ内容が登録されていることが明当者に分かる仕組み）が達成できれば、実装方法も具体的に限定する必要が無いと考え、対象外としています。 ※「300文字」は形の要求から仮置きしています。	※メモは、APPLI(和)FへもW実装方式の検討を依頼しますが、WTでは実装方式について業務実施上の要望有無及び内容を聖種します。 **<検討事項>** （1）（法に画面展開などしてからメモ入力をする場合）メモを入力している場合に、画面・リスト等の何かしらの手段でその旨を確認できる機能（※仕様書たたき台の2形目）を必須としますか。 ※D形の「メモを登録している場合にアイコンが表示される」と同趣旨の要件。 （2）メモの実装方式としても項目に要望があれば詳細を記載ください。 ①メモの数（法人台帳ごとに1つの管理／法人台帳ごとに複数管理可能） ②メモの管理方法（ア・エは、①で複数管理が必要とする場合） ア．メモこのタイトル管理の要否 イ．メモ入力日や入力者の管理の要否 ウ．メモ管理期限の要否（○月○日までなどの期間指定／年度内のみ管理／期間に関係なく管理） エ．メモ1件ごの入力可能な文字数の上限（○○字以上） ※上記、特段の要望がない、判断が難しいなどの場合はその旨をご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0080 1.1.8. 台帳修正		法人台帳画面は最新情報が初期表示され、異動入力は最新基本情報のみを修正できること。 法人台帳の情報を履歴（届出日・異動日・処理日を含む）を含めて照会できること。 *法人履歴リストが出力できること。*	1.5.	18. 処理日・異動日の識別ができ、履歴の照会もできること。	7.1.1. 基本情報登録 (1) ・照会画面での変更履歴表示は更新日順で表示されること。 7.10.2. 共通_事業所管理 (377,378,380) ・事業所を選択し、事業所の異動履歴が確認できること。 ・修正については異動日、届出日も入力できること。 ・登録・修正できる項目は、事業所名、所在地、電話番号、設置日、変更日、廃止日、入力日等とする。	基本処理_基本台帳異動 (13) ・法人の異動履歴（設立から清算）は全て管理されており画面で確認できること。 基本処理_基本台帳異動 (26) ・登録済み法人の法人台帳修正ができること。但し、最新の法人台帳の修正で、過去の履歴は法人台帳誤入力訂正にて修正・削除できること。また、修正履歴が確認できること。さらに、法人台帳の異動抹消が可能であること。 基本処理_基本台帳照会 (40,53) ・初期画面は最新履歴が展開されること。また、遡って過去の履歴の照会ができること。 ・初期画面表示時は最新情報が照会できること。 法人処理_法人台帳訂正 (61) ・法人台帳訂正及び管内事業所追加修正時、履歴の作成有無を制御できること。	(67)画面表示：基本台帳の更新履歴の主要項目を一覧表示できること ※異動日・異動事由が表示されること ※申告書を確認する際に使用している (72)画面表示：更新履歴一覧から基本台帳の履歴の基本情報を参照できること	【法人管理] 24. 法人市民税基本台帳の内容に異動があった際に、その異動履歴が作成され、その異動内容の照会ができること。法人基本情報は最新の基本情報のみ修正でき、過去の履歴は履歴訂正にて修正・削除できること。 25. 前提で法人市民税基本台帳の登録をする際の該当日に対応するために、当該基本台帳の論理削除ができること。ただし、論理削除できる法人市民税基本台帳は、当該基本台帳に対応する課税台帳に課税情報が入力されていないものに限り、論理削除した当該基本台帳は、回復できること。 26. システム上の照会画面では、論理削除された法人市民税基本台帳は再該当登録を防ぐために表示されないこと。	**新1. 法人情報管理（法人台帳管理）** 1.1.4. 履歴（届出日・異動日・処理日を含む）の照会ができること。法人基本情報は最新の基本情報のみ修正でき、過去の履歴は履歴訂正にて修正・削除できること。	履歴を含めた台帳情報の参照機能は、全団体・事業者で対比表に記載があり、必須機能です。 各団体は、届出日／異動日／処理日を区別することを要求しています。申請された日と実際の異動発生日、入力日を区別することと理解し、これらも照会時に確認できることを必須機能としています。 なお、D・J形、Y社で最新情報の初期表示、最新情報のみの修正を規定しています。一方で、対比表にはありませんが、最新情報以外の履歴の修正ができるシステムも存在にはあることからこれの要否を検討項目とします。 また、対比表にはありませんが、履歴を残さない「訂正機能」も導入方針として利用シーンがあると想定されるため検討項目とします。 T社のみ「法人履歴リストの発行」機能の記載があります。こちらも運用上の必要性を確認させてください。（たたき台は青字＝オプション機能としています）	左記の要件に加えて、①履歴の修正機能が必須であるか、②法人履歴リストの出力が必須であるか、その理由をご教示ください。 **<確認事項>** （1）履歴の修正機能 履歴の修正機能（機能案②）や、最新情報の訂正機能（機能案②）は必須でしょうか。理由も含めてご教示ください。 機能案①： 法人基本情報の履歴を修正できること。（最新台帳情報だけでなく、過去の異動履歴を訂正する） ※一部システムでは対応できるが、データベースを直接システムエンジニアが修正する運用もあると想定しています。 機能案②： 最新の法人基本情報の訂正処理が行えること。訂正処理では、履歴を作成しないこと。 （2）履歴リスト 履歴リストの出力は必須ですか。必須の場合は、理由（運用シーン）も含めてご教示ください。 ※画面上での履歴の照会機能は別で必須事件として定義しています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0090 1.1.9.		法人台帳を削除できること。法人台帳を削除する際に、申告・課税情報が登録されている場合はエラーメッセージを表示し、削除不可とすること。 ※法人情報を他税目でも共通的に管理しているシステム構成であるとき、他税目でも利用がある場合は削除不可とすること。	1.5.			基本処理_基本台帳異動 (20) ・登録済みの法人台帳を削除できること。その際申告書入力状況をチェックしその旨メッセージ表示し、削除不可とすること。 （申告書より削除とし、申告書の削除は収納状況チェックに従うこと）		【法人管理] 25. 前提で法人市民税基本台帳の登録をする際の該当日に対応するために、当該基本台帳の論理削除ができること。ただし、論理削除できる法人市民税基本台帳は、当該基本台帳に対応する課税台帳に課税情報が入力されていないものに限り、論理削除した当該基本台帳は、回復できること。	**新1. 法人情報管理（法人台帳管理）** 1.1.1. 法人設立（設置）届出、異動届出に基づき、法人基本情報（法人番号、法人管理番号（当市独自に付番している番号）、共通略名の管理番号、法人名（漢字・カナ・アルファベット）、代表者名（漢字・カナ）、本店（所在地、郵便番号、電話番号）、市内支店（名称、所在地、電話番号、郵便番号、設置・閉鎖年月日）、異動事由（合併・休業・収益事業開始届出）、決算期、事業年度（みなし事業年度）、資本金等の額、従業員数、産業分類コード（市独自のものを含む）、事業種目、分類区分、連結申告情報、税理士情報（氏名、住所、電話番号等）、法人設立・解散・清算、事業開始・終了・休止年月日、法人税申告期限延長の有無および期間、減免・非課税区分、申告書発送区分、特記事項等）、遡付口座情報等を管理（登録、修正、削除）できること。削除する場合には、申告・課税情報が入力されている場合、警告メッセージを表示すること。 なお、住所および携帯について、テキスト情報（60文字以上）を管理できること。 ※市内支店は複数登録/管理できること	台帳削除は、D・H・I の3団体が要求しており、Y社が機能に記載しており、必須機能と想定しています。 なお、誤入力防止のため、申告情報がある場合のアラート機能も同様に3団体1事業者が規定しており、必須としています。 なお、以下は別要件で確認します。 ・履歴を作成しない訂正：1.1.8. ・除却・復活：1.1.16.	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 また、統合税もシステムを把握した場合に、結予の部分についても認識に齟齬がないかをご確認ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

	機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B窓	C窓	D窓	E窓	F窓	I窓	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	○○都／市／町／村／町村会
0100	1.1.10.	連結法人管理	連結子法人のシステム管理項目にて、連結親法人を管理できること。 連結親会社の法人基本情報がある場合は法人基本情報を連携して、相互参照ができること。	1.5.		**7.1.1.基本情報登録（1）** ・連結法人について情報を登録し、宛名番号があれば登録情報が表示できること。	**基本処理_基本台帳照会（54）** ・連結法人情報（連結親法人、連結子法人の区分等）が閲覧できること。	（15）基本台帳入力・更新：連結決算法人の場合は連結親会社の名称・連絡先を入力できること ※連結親会社の基本情報と連携されることが望ましい （16）基本台帳入力・更新：連結決算情報については、連結算定期間、連結親会社名称、電話番号の入力ができること ※連結開始日・廃止日を入力できることが望ましい	【法人管理】 18.法人市民税基本台帳において、連結法人を管理するための登録、登録内容の修正、照会ができること。（例：親法人から子法人分の入力区分など）	**新1．法人情報管理（法人台帳管理）** 1.1.2. 連結子法人のシステム管理項目にて、連結親法人を管理できること。	連結法人の管理は、対応者向けで多くの団体・事業者の機能に記載があり、必須と考え済です。 一方で、「管理」「照会」とのみあるケースが多く、具体的な管理方法や情報の受渡に触れられていないことから、詳細を検討事項としました。 連結法人の管理は、子・親（登録がある場合）の特記事項記載のみで管理するケースや親子関係の宛名紐づけ、みなし事業年度の管理など団体ごとのシステム運用が異なると考えています。 ※関連機能として、1.1.1.の台帳管理で「連結申告情報」を必須要件化、1.1.12.でみなし事業年度を検討項目としていますが、本要件で管理目的を確認して機能化します。	**＜確認事項＞** 必須機能を具体化する検討に際して、下記の運用詳細を確認させてください。（連結法人を管理する目的を整理し、関連要件の正確性・必要性を確認いたします） （１）構成員の業務では、連結法人をどのように台帳管理しているか。（①～④の該当運用を教えてください） ①連結法人の情報は、みなし事業年度のための開始・離脱日を管理して事業年度にも反映されるが、親子法人の宛名情報はメモのみ（台帳は紐づかない） ②連結子法人の登録で、連結親法人が法人管理番号で紐づいて台帳管理している（法人台帳で相互参照も可能） ③連結法人は、連結であるフラグが管理できれば良い（統計資料用。事業年度や課税計算は特別な機能なし） ④連結法人に関する特別な機能はない（親・子ともに特記事項等でのみ管理） （２）連結時の事業年度（みなし事業年度）、申告期限の延長（親法人の台帳管理がある場合の連携）はどのように管理しているか。 一旦に親法人の法人基本情報と紐づく場合に、子法人の申告期限の延長は手入力で差し支えないか。 ※第20号様式別表1（課税標準となる個別構属法人税額又は法人税額に関する計算書）の申告情報管理が必要な場合は、2.2.20.で検討します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0110	1.1.11.	合併法人管理	被合併法人の台帳情報として、合併合法人の法人台帳があれば登録情報を紐づけて表示できること。合併先法人（存続法人）の台帳情報でも合併先法人の情報が照会できること。	1.5.		**7.1.1.基本情報登録（1）** ・合併先法人の情報を入力し、宛名番号があれば登録情報を表示できること。 **7.10.1.共通_共通照会（357,362,363）** ・合併先・併合元の情報が登録でき、照会できること。併合先・併合元の情報が登録でき、照会できること。			【法人管理】 4.税法に規定するみなし事業年度が発生した場合、みなし事業年度に対応した事業年度の作成及び課税入力ができること。 ＜追記＞ ・解散、合併解散、清算決了、清算中の継続（開始～継続前日、継続～終了）、収益事業開始、連結加入	**新1．法人情報管理（法人台帳管理）** 1.1.1. 法人設立（設置）届出、異動届出に基づき、～異動事由（合併・休業・収益事業開始廃止）～を管理（登録、修正、削除）できること。	合併の入力は、C・H・I市が要求していますが、事業者の機能一覧には載りません。また、中間標準レイアウトでも合併区分の管理はコード一覧表等にありません。 より詳細に記載されている市名をとったたき台を記載しましたが、お記たたき台に関する妥当性と合併により波及する運用を検討項目とします。	**＜確認事項＞** 必須機能が否かの検討に際して、下記の運用詳細を確認させてください。（要件の正確性を担保するため） 構成員の業務では、合併法人をどのように台帳管理しているか、下記の①～④のうち現行パッケージで実現できる内容を教えてください。現行運用が、合併に関する特別な機能がなくメモ管理や清算決了などで代替運用している場合はその旨ご回答ください。（パッケージの対応が難しい場合はAPPLI改訂等への確認を行うため、まずは現行仕様を確認します。） ①被合併法人の台帳画面で、合併法人情報を管理できる（法人管理番号等で紐づけられる）。 ②合併法人の台帳から、被合併法人の台帳を確認できる（法人管理番号等で紐づけられる）。 ③異動区分に「合併」があり、被合併法人の台帳に異動区分、異動日を入力することで自動的にみなし事業年度が登録される。 ④合併解散は清算結了と同様に、自動的にみなし事業年度以後の申告書は発送対象外となる。未申告法人としても抽出されない。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0120	1.1.12.	事業年度異動	法人税法第14条の規定に基づくみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。手入力による事業年度の修正もできること。	1.5.				（85）計算・税額：地方税法等に基づいた税額の計算ができること	【法人管理】 4.税法に規定するみなし事業年度が発生した場合、みなし事業年度に対応した事業年度の作成及び課税入力ができること。 ＜追記＞ ・解散、合併解散、清算決了、清算中の継続（開始～継続前日、継続～終了）、収益事業開始、連結加入 【申告管理】 20.法人基本台帳の設立日、解散日等の日付や事業年度変更に係る当該法人の事業所存在月数を反映して均等割額が自動で計算されること。 21.支店の転入、転出、廃止があった場合は、均等割、台計計算に反映されること。		法人税法に規定されるみなし事業年度は、市町のみ同年的に要求しています。税庁の対比表にも相当する記載がありますが、みなし事業年度の全てがシステム対応できていると読らないと想定します。 システム事業者の対応度を図るとて、現行の運用と要望ベースの内容を整理します。	**＜相談・検討事項＞** 以下の①～③について、 （１）みなし事業年度の設定に関して、異動区分／異動日の入力により、現在もシステム判定しているものもご教示ください。（「法令に基づく事業年度管理」が出来ているかを確認するため） （２）また、対応していないが、業務上の効率性から必要性が高いと考えられるものを、「現行機能・運用あり」「機能はないが要望する」「不要」を教えてください。その他があれば合わせて教えてください。 ①解散 ②被合併による解散（事業年度開始～合併の日の前日） ③清算法人の事業継続 ④清算結了 ⑤公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始 ⑥公益法人等が普通法人又は協同組合等になった場合、又はその逆 ⑦連結納税加入／離脱 ⑧破産手続き開始 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0130	1.1.13.	eLTAX連携	eLTAX利用届出内の利用者ID と法人住民税システムで管理している法人管理番号を紐づけて法人基本情報に登録、変更登録ができること。電子申告利用届が出されている法人は、法人基本情報でその旨が確認できること。 不要になった場合、電子申告利用届出の登録解除も出来ること。	1.9.	【法人基本情報管理】 16.電子申告利用法人の管理ができること	**7.8.1.エルタックス_連絡処理（323）** ・データ連携用ftpから出力した利用届出データと申告データの取込を行う。 **7.8.2.エルタックス_利用届出関連付け（332）** ・利用届出データに対して宛名の関連付け（自動・手動の選択可）を行う。 **7.8.2.エルタックス_利用届出関連付け（333）** ・税に関連付けされている利用届出データがある場合、関連付けしてよいかの注意メッセージが表示されること。 **7.8.2.エルタックス_利用届出関連付け（335）** ・利用届出データの変更と削除を行う。			【法人管理】 7.エルタックス利用者ＩＤか納税者ＩＤが管理できること。	**新1．法人情報管理（法人台帳管理）** **1.1.6.：** eLTAXと連携し、利用届・設立届・異動届等の取込み・登録・変更・削除ができること。 **1.1.9.：** eLTAXより利用届出情報を取り込んだ際に、法人市民税システムで管理しているどの法人かを把握し、利用届出情報内の納税者ID等と法人市民税システムで管理している管理番号等との紐づけができること。 **1.1.10.：** 取り込んだ利用届出データのうち、法人市民税に関するものの一覧を出力できること。 **1.1.11.：** 電子申告利用届出データ取込結果の確認ができること。また、エラー分についてはエラーの内容が確認でき、確認状況のフラグを設定可能なこと。 **1.1.12.：** 取込処理結果の確認が済んだ利用届出データを法人基本情報に登録できること。 （利用届出のあった法人と、法人基本情報で管理している法人とひもづけを行う。） 申告先設目・最新取込日により検索できること。 **1.1.13.：** 電子申告利用者ＩＤ（利用者、納税者）・法人番号により検索し、電子申告利用届出データの法人基本情報への登録結果を画面で確認できること。取込処理年月日により検索し出力できること。 **1.1.14.：** eLTAXと連携し、電子申請の取込み・登録・変更・削除ができること。	**新2．申告・試算** 2.1.1. 法人住民税の確定・中間申告書、予定申告書、及び納付書を現年分について、一括作成できること。この際、法人区分による申告の種類・申告の義務も判定すること。また、過年度分についても作成できること。一定の出力条件を指定し、個別に再発行もできること。	eLTAXのIDとの紐づけは4回休の対比表にあり、1事業者が交義しています。また、全ての自治体・事業者でeLTAXの運用が在るとは分も、記載されていない機能要件・機能一覧でも前提事項として管理できるものであり、必須機能と想定しています。 （ID管理が必要な機能） ・2.1.19.のフレ申告データ作成 ・2.2.41.のeLTAX連携 ・8.1.2.の利用者IDでの検索 なお、登録時のシステム処理について、C・I市が「自動設定」機能を要求しているため、お記機能させてください。	**＜確認・検討事項＞** 電子申告利用届の基幹系システムへの登録フローを確認させてください（一括取込処理などはないか）。以下は一例ですが、現行運用を教えてください。望ましい運用が異なる場合は、合わせて教えてください。 ・eLTAX利用届をオンラインで確認し、重複や誤りがないかを確認 ・利用届のIDを以下の①②の方式で登録 ①基幹系システムにオンライン画面で個別に手入力 ②自動又は一括で取込（このような機能があるか） ※②の場合、重複登録のチェックや確認画面・帳票が実装されているかも教えてください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0140	1.1.14.	未登録法人	法人台帳に登録されていない法人について、未届法人として管理するか否かを選択できること。	8.1.							「未届法人の管理」は、X・Y社の機能にあるためたたき台に記載しましたが、自治体の要求仕様にはありませんでした。 対応のようにパッケージの統合宛名システムとの連携を前提にしている可能性もあるため、未届法人に関する運用を確認して機能の要否を検討します。	**＜確認事項＞** （１）未届法人の管理をされていますか。その場合、以下①～④のいずれの法人を特定していますか。 ①県税データ連携起因：国税、県税データがあるが法人台帳に登録がない法人の抽出 ②パンチデータ・eLTAX等の一括取込起因：申告があるが、法人基本情報が登録されていない法人 ③宛名管理システム連携起因：統合宛名を採用するパッケージシステムで、統合宛名管理システムに登録されているが法人住民税で登録がない法人 ④その他 （２）上記で未届法人管理をシステムで行っている場合、未届法人調査票の登録・作成など何からのシステム処理を行っていますか。その場合、法人名や住所などは画面に直接入力したものが帳票出力されますか。 ※上記の場合のシステム運用を整理して、機能要件を検討します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0150	1.1.15.	基本情報異動リスト	法人基本情報に登録・変更があった異動内容について、異動リストを作成できること。 異動年月日を範囲指定して、対象の異動が抽出できること。	1.10.							異動確認用リストは、申請届出情報の登録が正確に行われているかを確認するための必須と考えます。 異動の確認用リストは、T社、Y社が定義しています。機能にはない事業でも、帳票一覧を見ると、ほぼすべてが有しています。 なお、T社（異動受付日）、Y社（異動年月日範囲指定）や異動区分別の出力要件について、要否を確認させてください。 ※チェックをある程度まとめて実施することも想定し、たたき台では「T社の「範囲指定」を採用しています。	**＜確認・検討事項＞** （１）異動確認リスト（帳票）は運用上必須との認識で良いでしょうか。帳票以外の方法で異動入力の確認を行っている場合はご教示ください。 （２）T社：異動年月日の指定、Y社：異動年月日の「範囲」指定、は必須でしょうか。月次で確認するため年月指定で良い、などのご意見を合わせてご教示ください。 （３）抽出できる異動区分の指定は必要でしょうか。（T社には記載がなく、Y社は異動区分ごとの一覧が出力できると見受けられます） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0160	1.1.16.	除却処理	法人台帳からの除却処理ができること。除却された法人については参照のみ可能とし、当該事業年度以降の申告書の発送、課税対象とならないこと。除却状態を解除する、復活処理も できること。 除却・復活調査表、除却法人一覧が出力できること。			**7.4.3.台帳修正（265）** ・除却とした法人について、台帳復活の処理ができること。 **7.10.1.共通_共通照会（357,362,363）** ・除却調査書（除却前の法人）、復活調査書（除却後の法人）を出力できること。		（49）申告書入力（課税資料入力）：更正入力 ・オンライン操作で基本台帳の登録済ができること ※登録既済は申告情報などがない場合のみとする ※データは済さず、課税ができない状態が望ましい			C・E市のみが要求仕様に定義していますが、多くの自治体で事務処理要綱等で規定しており、課税台帳の対象外とする除却処理、復活処理は必須機能と想定しています。 なお、除却は中間標準レイアウトにもないため、この除却処理の考え方がほしいか、及びC市が策定する「調査書」についての要否を検討事項とします。	**＜確認事項＞** （１）本機能は団体のみの要求ですが、運用上は必須と認識しています。相違ないでしょうか。別の処理を行っている場合はご教示ください。 （２）除却処理の考え方及び業務運用との整合性があるかをご確認ください。（現行運用にない、望ましい運用と異なるなどの場合はご指摘ください） （３）「除却・復活調査書」のシステム出力の要否、利用有無についてご教示ください。 ※除却調査書＝除却前の法人、復活調査書＝除却後の法人 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
2．申告書発行													
2.1．申告期内・納付書作成													
0170	2.1.1.	申告書、納付書作成（一括処理）	指定した決算年月の法人を対象に、申告書を一括で作成できること。 ＜一括出力対象＞ ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書 ・清算予納申告書	2.1. 2.2.	【申告案内通知処理】 23.指定した年月に予定申告、確定申告の納期限が到来する法人について申告書（確定・予定・中間・均等割）及び納付書、発送対象一覧が作成できること。 ◆申告書送付先一覧（確定・予定・中間・均等割） 26.ドットプリンタ又はカラープリンタにより各種申告書が一括作成できること。 予定申告書には前事業年度の確定申告書の当と当の欄の数値の7/20内容が出力できること。 確定申告書には前事業年度に予定申告があった場合、予定納税額が出力できること。 また、これらの申告書は納付書とセットの書式によるドットプリンタ又はカラープリンタによる印刷ができ、法人の住登外情報の宛名、法人住登外番号、該当事業年度、申告書の区分名がそれぞれ印刷ができること。 ◆法人市民税の申告納付について（案内文） ◆第２０号様式　確定申告書 ◆第２０号の３様式　予定申告書 ◆第２２号の３様式　均等割申告書 28.ドットプリンタ又はカラープリンタにより複写式の各種申告書が即時発行できること。 ◆第２０号様式　確定申告書 ◆第２０号の３様式　予定申告書 ◆第２２号の３様式　均等割申告書	**7.2.1.申告案内・納付書作成（51）** ・法人税、関与税理士税別に抽出できること。 ・確定申告書、予定申告書、中間申告書、均等割申告書 ・納付書、電子納付書 ・お知らせ文 ・関与法人一覧表 ・申告予定法人一覧表 ・申告用紙等作成一覧表 **7.2.1.申告案内・納付書作成（62）** ・諸税でも抽出できることとし、抽出の検索は管理番号と法人名カナから個別に検索できること。 **7.2.1.申告案内・納付書作成（70）** ・税理士宛の出力帳票には、税理士コードが印字されていること（お知らせ、各申告書、納付書）。 **7.2.1.申告案内・納付書作成（78）** ・送付先の設定がある場合、宛先に送付先の住所が反映されて出力されること。 **7.2.1.申告案内・納付書作成（103）** ・出力帳票は全て分割区分ごと（部分割、分割のみ、分割延長など）に、管理番号順に出力されること。また、法人名カナ順も選択できること。 **7.2.1.申告案内・納付書作成（114）** ・お知らせ文には、分割区分が表示されていること（確定のみ）。 **7.2.1.申告案内・納付書作成（118）** ・法人税付分、税理士送付分ごと、さらに申告区分ごとに抽出結果の件数が表示されること。	**申告処理_申告一覧照会（88）** ・任意の申告書の再発行ができること。 **バッチ処理_申告処理（106,108）** 【確定申告書（20号様式）】 ・申告する期限が近づいている事業所の確定申告書及び中間申告書を出力することができること。 【予定申告書（20号の3様式）】 ・申告する期限が近づいている事業所の予定申告書を出力することができること。 **バッチ処理_申告処理（108,109）** 【任併用：確定申告書（20号様式）】 ・申告する期限が近づいている事業所の確定申告書及び中間申告書を出力することができること。 【任併用：予定申告書（20号の3様式）】 ・申告する期限が近づいている事業所の予定申告書を出力することができること。	（18）申告書の出力・発送：・申告書発送の要否及び出力する申告書の様式を基本台帳に登録できること （20）申告書の出力・発送：予定申告書の印刷ができること。 （21）申告書の出力・発送：確定申告書の印刷ができること。 （22）申告書の出力・発送：均等割申告書の印刷ができること。 （23）申告書の出力・発送：事業者の決算期から、一括処理で、毎月申告書の発送が必要な事業者を抽出と申告書印刷ができること （24）申告書の出力・発送：外部プリンタで申告書を印刷するために、申告書の印刷データをＰＤＦ等の汎用的な様式で作成できること。ソート順は、申告区分別で国税法人番号順とすること 出印用データ：申告区分・国税法人番号が含まれていること。 （66）帳票：納付書が印刷できること。	【発送管理】 83.該当事業所に対して、申告書・納付書をバッチ処理及びオンラインにて出力できること。申告書・納付書とは、法人市民税の申告書第20号様式（確定・中間）及び第20号の3様式（予定）及び第22号の3様式（均等割）とし、それぞれに付随する納付書のことをする。また、印字項目を指定できること。 85.法人市民税の申告書第20号様式（確定・中間）及び第20号の3様式（予定）及び第22号の3様式（均等割）の申告書・納付書の出力については、複写での印字に対応できること。（例：ドットプリンタでの印字など）		一括での申告書作成は全ての団体が要求仕様としており、安事業者に備わる基本機能のため必須としています。 申告書の一括作成の対象は、T社を参考に「家屋」「清算予納申告書」」までを対象としています。 なお、発送対象の抽出方法は、B市（納期限）、D市（申告する期限）、T社（指定決算年月）、T社（前月が決算日もしくは決算日＋6か月）など様々定義されていますが、大きく決算月／申告期限に分かれています。 望ましいのは申告期限の延長に関わらず決算年月を起因として対象様を出せることと考えますので、これを検討項目とします。	・「申告期限」を起点として対象抽出すべき、という場合は理由を合わせてご教示ください。 ・中間申告書は一括出力による送付は不要との認識ですが、相違あればご指摘ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

資料2

	機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	関外の考え方・課題	検討項目（論点案）	○○県／市／町／村／町村会
0180	2.1.2.		指定した決算期の申告書に対応する納付書を一括で作成できること。 確定申告について、申告期限の延長が登録されている法人には、申告書用と見込納付用の2部を同時に出力できること。 ＜一括出力対象＞ ・予定申告書用 ・確定申告書用 ・見込納付用 ・均等割申告書用 ・清算予納申告書用	2.1. 2.2.	【申告案内通知処理】 25. 期限延長法人の管理ができ、対象の法人については申告案内通知の際、納付書を２部出力できること。（見込納付と確定申告分） 29. 法人市民税納付書が一括条件で作成できること。また、納付書は申告書とセットの書式による印刷ができ、納期限、法人の住登外情報の宛名、法人住登外番号、年度、該当事業年度、申告書の区分名、収納・納付番号がそれぞれ印刷ができること。 ◆第２２号の４様式　法人市町村民税納付書 30. 法人市民税納付書が様写式用紙にドットプリンタにより印刷できること。 ◆第２２号の４様式　法人市町村民税納付書	7.2.1. 申告案内・納付書作成（116） ・申告延長法人は確定のほかに見込みの納付書が出力できること。				【2. 申告・賦課】 2.2.2. 期限延長法人の管理ができ、対象の法人については申告案内通知の際、納付書を２部出力できること。（見込納付と確定申告分）	納付書の一括出力は、対比表に記載の有無に関わらずすべての自治体で必要であり、全パッケージに関わる機能と考えています。 ※・C・I市、U・T社が記載している「見込納付」用の納付書についても、申告期限延長法人へ見込納付、確定申告分の納付の2通を郵送するための必須機能と考えます。 この申告期限延長の判断は、法人基本台帳で登録する申告期限延長の有無・月数に基づき判断されることとしています。	・中間申告書は一括出力による送付は不要との認識ですが、相違あればご指摘ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0190	2.1.3.		指定した決算年月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順・範囲を制御できること。 申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 法人税法施行令第第四百三十二条に基づく印刷対象を抽出することもできること。 【選択可能な出力順】 ・法人管理番号順（業務の範囲限定も可） ・単独／分割法人順（該当の場合は延長有無を組み合わせる）に法人管理番号順 ・法人名カナ順 ・段階主税之助方対応 ・区内特別郵便の出力対応（住所順での出力） ・法源番号の冒頭（法人税・都道府県税との三税同報発送を行う自治体のため）	2.2.		7.2.1. 申告案内・納付書作成（51） ・法人税、関与税理士税別に抽出できること。 ・確定申告書、予定申告書、中間申告書、均等割申告書 ・納付書、電子納付書 ・お知らせ文 ・関与法人一覧表 ・申告予定法人一覧表 ・申告用紙等作成一覧表 7.2.1. 申告案内・納付書作成（103） ・出力帳票は全て分割区分（＞区分別、分割のみ、分割法人など）に、管理番号順に出力されること。また、法人名カナ順も選択できること。	（24）申告書の出力・発送：外部プリンタで申告書を印刷するために、申告書の印刷データをＰＤＦ等の汎用的な様式で作成できること。ソート順は、申告区分別で国税法人番号順とすること ※印刷データに申告区分・国税法人番号が含まれている場合はソート対応無しでも可	56. 該当事業所に対して、申告書・納付書を出力した際に、申告期限の延長の該当事業所に対しては、納付書を一部追加して出力できること。また、出力順は、市内分及び市外分の申告書・納付書の出力順と同じ順で出力できること。（納付書だけの一枚もの不可）。 88. 三税共同発送による申告書封入作業を効率よく行うために、市内法人分の申告書（確定・予定・中間）・納付書は、申告書・納付書の申告区分ごとに法源番号の昇順で出力すること。また、法源番号の入力のないものは、別途市外分とは区別して出力できること。（注：三税共同発送とは、国、県、市の法人三税の確定、予定を共同で発送する事務のこと。封筒を用意して、スタートとなる国が法源番号の昇順で封筒を並べて送ってくる。途中で県が封入し、最後に市が封入後、市役所から発送。） 89. 市外法人分の申告書（確定・予定・中間）・納付書及び均等割申告書は、申告書・納付書の申告区分ごとに登録番号等（法人市民税且て使う番号）順で出力できること。		抽出条件は、帳票アウトソーシング先への委託仕様や、庁内作業の場合も同封物を効率的に入れるための順序変更することなどの理由で、カスタマイズになりやすい部分と想定しています。 対比表をもとに考えられる出力順制御を整理しました。全てを実現するのは要求通多になる可能性もあるため、必要なもののみを整理したいと考えます。 なお、封入の関係上、申告書と納付書の出力順は同一とすることを必須としています。 ＜対比表抜粋＞ **C市：** ・法人税、関与税理士税別に抽出。 ・分割区分ごと（＞区分別、分割のみ、分割法人など）に、管理番号順に出力。法人名カナ順も選択可能。 **E市：** ・市内分及び市外分の申告書・納付書の出力順と同じ順 **H市：** ・市内法人分の申告書（確定・予定・中間）・納付書は、申告書・納付書の申告区分ごとに法源番号の昇順で出力。また、法源番号の入力のないものは、別途市外分とは区別して出力（三税共同発送のため） **U社：** ・区内特別郵便など独自の出力順で作成が可能。	**<検討項目>** 仕様書たたき台に定義する抽出条件（下記の①～⑤）で、構成員の運用がカバーできますか。 以下に検討観点を記載しますので、必要な出力条件の番号や選択肢がそれぞれ合わせて教えてください。また、複数の条件を組み合わせて出力する必要性がある場合は合わせてご教示ください。 ※現在は、対比表の自治体・事業者要件から整理 **【申告書・納付書の一括出力条件】** ①単独／分割別 ・分割法人の明細を全て送付するか、対象法人のみか（支店関係があることを考えると、全て送付でも差し支えないと想定） ②法人管理番号の範囲指定 ・事業者機能にあるが、運用シーンがあるか確認。 ③法人管理番号順、法人名カナ順 ・管理番号は比較的想定されるが、カナ順も必要か を確認。 ④段階主税 ・法付主を段階主でまとめている場合は必要。 ⑤区内特別郵便 ・郵便局の配達区内を別にする運用が一般的に想定されるか。 ⑥法源番号順 ・法人税、都道府県税との三税同報発送の実施事例がどの程度あるか。 ※町で一定の案を作成した後、APPLIC税庁への照会等も必要に応じて行います。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0200	2.1.4.		法人基本台帳の情報をもとに、以下の均等割申告対象法人については、均等割申告書（第22号の3様式）が出力されること。 【均等割対象法人】 ・公共法人（地方税法第295条第1項第1号に掲げる法人以外） ・公益法人等（地方税法第295条第1項第2号に掲げる法人以外）　※収益事業「無」の場合	2.1. 2.2.					【法人管理】 10. 課税・非課税区分（均等割のみ、課税免除、非課税、減免等）の選択ができること ※対応することを確認。申告書の出力の際に出力する申告書の種類の判定に使用する。減免による申告書の種類の打ち分けも考慮する。		法人台帳の法人基本情報をもとに、一括処理時に申告書が判断される機能は、業務の正確性、効率性の観点から必須と考えます。 4月末の申告期限で統一されていることから、対象法人区分に該当し収益事業を行わない法人等、支店等のみとして登録される法人の全てを対象とします。（緑字部分）	**<確認事項>** 以下、ご確認ください。 （1）緑字の対象法人について、網羅されているか。 （2）申告区分の判定は、緑字の法人区分／収益事業の有無／営等の登録をもとにシステム上で自動判定されているか、あるいは、職員が法人基本情報の登録時に「均等割申告のみ」などを個別登録しているか。 ※減免・課税免除等でシステム上の特別な制御が必要な場合は、「6. 減免」で内容を確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0210	2.1.5.	送付対象管理（一括処理）	申告書送付要/不要の管理ができ、申告書不要の法人については申告書一括作成時に対象外とできること。	1.5. 2.1.	【申告案内通知処理】 27. 申告書送付要/不要の管理ができ、一括作成時に反映されること。	7.2.1. 申告案内・納付書作成（80） ・申告書発送の要否及び出力する申告書の様式を基本台帳に登録できること		（18）申告書の出力・発送： ・申告書発送の要否及び出力する申告書の様式を基本台帳に登録できること	【2. 申告・賦課】 2.2.3. 申告書送付要/不要の管理ができ、一括作成時に反映されること。	税理士や会計システムで申告書を作成する法人は、役所から発送された申告書を使用しないため、要否フラグの管理機能は必要性が高く必須機能としています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。	
0220	2.1.6.		予定申告書の一括作成は、前事業年度の課税標準額（法人税額）が20万円を超える法人を自動的に対象とできること。 予定・中間申告書の要否は申告書入力、法人基本情報からの個別登録もできず、前年度の法人税額が20万円以下の場合でも、「番」フラグがある法人は一括作成の対象とできること。	2.1. 2.2.				（18）申告書の出力・発送：課税区分や前事業年度の法人税額等から、申告書発送の要否を自動的に判断する機能があること （45）申告書入力（課税情報入力）： 確定申告の税額から算出中間申告の要否を判断し、自動的に基本台帳の中間申告要否を修正すること	【申告管理】 39. 申告書の入力結果から、次回中間申告の要否を判断し、次回中間申告の区分が自動で設定されること。また、次回中間申告の区分は手動でも設定できること。 【発送管理】 88. 予定申告書と中間申告書は排他利用とし、基本台帳画面でどちらを出力するか切替できること。	**【2. 申告・賦課】** 2.1.3. 指定した決算期で申告義務のある法人を抽出できること。 予定、確定、均等割を対象とできること。 （予定申告書の出力要否は法人基本情報（業勤事由・異動年月日等）・前事業年度確定申告の法人税額で判断できること。）	予定申告書の対象を抽出して一括作成する機能は多くの団体で必要であると考えます。 このとき、判断材料としては下対比表に記載があり、これは効率的な業務運用上、必須と考えます。 【中間申告「要」手動登録】 ・H市：Y社 ※但し、自動判定に掛からないケースがあった場合などに必須 【税額から判断】 ・E・H・I市：Y社 ※Y社は判断基準を前事業年度の課税標準額20万円いかの法人を除外するかを選択可としているが、「要否」の登録と同一運用が可能と想定される。 一方で、中間申告の義務がある法人を全て抽出できているかは差があるかと思っています。	**<確認事項>** 以下に関する資料の運用方法やご意見を踏まえて仕様を検討していきます。 （1）申告義務の抽出条件について、ア、イを確認させてください。 　ア　20万円以下の法人も、予定申告書を送付しているか、その場合、ブランク発行（宛名印字のみ）で送付しているか。 　イ　前年度が12月に満たない法人で、課税標準額が20万円以下だが税法上の計算式では対象となる法人も現在抽出できているか。（機能要件の抽出条件の確認） ※連結納税法人なども、対象から漏れ可能性を考慮し、個別登録機能を定義しています。 （2）予定申告書と中間申告書の作成条件について、以下アーウを確認させてください。 　ア　システム上、排他関係（いずれかのみ）になって作成されるか。 　イ　排他となる場合は、どのような制御を行うか。（例．法人基本台帳上に、中間／予定の切替登録ができる。中間申告の場合は、自動的納付書が合わせて出力される） 　ウ　予定・中間申告書という別で、2面カット紙を使用することはあるか。システムから当該帳票が出力できるか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0230	2.1.7.		申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするか団体ごとに一括設定できること。 なお、法人基本情報で申告書「要」と個別設定した場合は、個別設定が優先されて申告書・納付書一括作成の対象となること。 ・eLTAX利用法人（利用者切の登録有法人、納付書は一括作成の対象とできること） ・事務所等なしの法人（事務所等が無い状態となった翌事業年度以降の申告書・納付書は対象外とできること）。	2.1. 2.2.	【課税】 54. 休業の法人一覧表が出力でき、申告書案内等は送付しないようにできること。 ◆休業等法人一覧	7.2.1. 申告案内・納付書作成（128） ・申告書案内等の抽出時に、抽出条件として電子申告している法人を選択できること。			【発送管理：発送リスト】 93. 法人市民税基本台帳から発送対象除外法人を読み込み、申告書作成からは排外すること。ただし、発送一覧リストには記載すること。 94. 法人市民税基本台帳より、期限延長法人、連結法人、分割法人、課税台帳より、法人税の線展選付による線越控除適用法人が分かるように一覧リストにサインをつけること。	**【2. 申告・賦課】** 2.1.4. 税徴法人についても申告書発送の対象として抽出できること。 **【2. 申告・賦課】** 2.1.12. 一定の条件（発送／停止希望情報等）を指定し、申告書の送付停止処理ができること。 電子申告利用の法人について送付するかしないかは一括設定・個別設定ができること。	不必要な申告書を送付しないため、抽出条件指定機能は必要性が高いと考えます。 ただし、その一括設定の対象について、運用が異なると考えます。 【事務所等がない法人への言及】 ・B市 【eLTAXへの言及】 ・C市	現行運用を踏まえて以下にご回答ください。 **<徴税・納付事項>** （1）eLTAX利用法人を申告書発送対象外とし、納付書のみ発送するか。いずれも発送しないか。 （2）事務所等を有さない法人を申告書発送対象外とするか。（申告書・納付書のいずれも発送しないか） （3）システム上の望ましい挙動・運用は①～③のいずれか。 　①事務所等を有さない場合も継続的に発送する 　②事務所等を有さない場合は申告書は発送しない（申告書発送対象外） 　③事務所等を有さなくなった状態の初年度のみ発送する（1年目のみ申告書発送対象） ※上記いずれも発送対象法人リストとには出力される想定。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0240	2.1.8.	申告書送付先・宛名シール作成	（窓空き封筒対応として）申告書に、法人基本台帳に登録されている送付先宛名を出力できること。 送付先宛名に対応する宛名シールを作成できること。 上記は、一括処理・個別処理ともに可能なこと。	2.2.					【面面連移】 72. 宛名シール作成面面に法人市民税システムから連移できること。		申告書の送付形式によって必要な機能が異なりますが、窓空き封筒対応、宛名シールの両者に対応できれば問題ないと考えます。従って、ただ手合はは必須機能と判断して存成しています。 ただし、本要件は市のみが明確に要求しているため、必須とすべき機能かについて検討項目としています。	以下を確認させてください。 ・なぜその機能が必要かor なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0250	2.1.9.	申告書同封資料作成（一括処理）	*決算期を指定して、申告書案内通知を一括出力できること。* 税理士側に送付する場合は当該税理士の税理士コードが出力できること。 <対象申告書> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書	2.2.	26. ドットプリンタ又はカラープリンタにより各種申告書が一括作成できること。 予定申告書には前事業年度の確定申告書の※と※の欄の数値の1/2の内容が出力できること。 確定申告書には前事業年度に予定申告があった場合、予定納税額が出力できること。 また、これらの申告書は納付書とセットの書式によるドットプリンタ又はカラープリンタによる印刷ができ、法人の住登外情報の宛名、法人住登外番号、該当事業年度、申告書の区分名がそれぞれ印刷ができること。 ◆法人市民税の申告納付について（案内文） ◆第２０号様式　確定申告書 ◆第２０号の３様式　予定申告書 ◆第２２号の３様式　均等割申告書	7.2.1 申告案内・納付書作成（40） ・申告書案内等の抽出は決算月を選択し抽出できること。また、均等割法人は２月に抽出することとする。 7.2.1. 申告案内・納付書作成（70） ・税理士宛の出力帳票には、税理士コードが印字されていること（お知らせ文、各申告書、納付書）。			**【1. 法人情報管理（法人台帳管理）】** 1.1.15. 法人基本情報等に基づいて、申告案内通知を作成できること。	案内通知（申告のお知らせ）は、B・C・I市が要求しています。右記の運用を前提に考えると必須機能ではないと考えられます。 これらを踏まえて実務上の必要性を確認のとで、必須／オプション等要件を整理します。 （たたき台では、オプションと想定しています） また、対象申告書、送付先についても検討項目とします。 【対象申告書】 ・B市：予定、確定、均等割 ・C市：均等割のみ明記 ・D市：明記なし ・T社：予定、中間、確定 【税理士宛】 ・C市、T社（T社は「税理士番号が設定されている」とあるため、税理士送付用のみの発行の可能性がある）	**<検討事項>** （1）宛名シールの作成機能、窓空き封筒機能の両方がある場合、申告書案内通知は必要でしょうか。 具体的には、お知らせ文書を入れる場合でも、送付先が別で中せるのであれば、お知らせ文書は一律共通のプレプリントと同封すれば足りると想定します。 業務上の運用の必要性が高い場合は理由を合わせてご指摘願います。 （2）必須とした場合、対象の申告書は以下で良いでしょうか。 　・予定申告書 　・確定申告書 　・均等割申告書 　※中間申告書は不要でしょうか。 （3）税理士宛の案内文の出力は必要でしょうか。その際、税理士コードの出力も求めますか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0260	2.1.10.		申告書を印刷した法人税の税率表を一括出力できること。	2.2.							T社が実装していますが、申告手引きの一部に相当し、システム出力が必須とは想定しておりません。 なお、保有事業者の帳票も申告案内通知・申告のお知らせに、税率表（法人税額の税率や均等割額表）が添付された様式であり、事実上の案内通知に等しいものと考えています。	**<確認事項>** 以下を確認させてください。 ・なぜその機能が必要かor なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）。 ・現在、こうした帳票をシステムから出力されていますか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0270	2.1.11.		**合併市町村において以上の区域に事業所を有する法人を対象に、合併前市町村名の内訳を記載した税務管理内訳書を一括出力できること。** **（法人税額が出力できない場合は、合併による不均一課税金額がされている法人の申告書出力順を分けられること。）**	2.2.							合併自治体用の機能であり、近年は利用する場面が無いと想定します。加えて、本様式はプレプリントでも足りると考えられるため、不要な機能として整理しています。 要望：Y社 要望：なし	**<確認事項>** ・非機能は不要と想定しています。認識に誤りはないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0280	2.1.12.	申告書送付対象法人抽出	指定した決算期で申告義務のある法人を抽出し、申告書発送リストを作成できること。 申告書発送リストは、予定、確定、均等割、清算予納を対象とし、申告区分別に一覧化できること。	2.1.	【申告案内通知処理】 23. 指定した年月に予定申告、確定申告の納期限が到来する法人について申告書（確定・予定・中間・均等割）及び納付書、発送対象一覧が作成できること。 ◆申告書送付先一覧（確定・予定・中間・均等割）：	7.2.1. 申告案内・納付書作成（120） ・前事業年度の確定申告時の法人税額が20万円以上の場合に予定申告書が出力されること。 7.2.1. 申告案内・納付書作成（122） ・申告予定法人一覧表は、申告予定法人抽出で抽出された法人が宛名番号順で、申告区分別から送付先が本店その他と関与税理士ごとに出力される。 7.2.1. 申告案内・納付書作成（124） ・申告用紙等作成一覧表は、申告予定法人抽出で抽出された法人のうち、送付先が関与税理士に設定されている法人の一覧で、申告区分ごとに出力されること。 7.2.1. 申告案内・納付書作成（125） ・送付先が関与税理士の場合、申告月ごとの関与法人の一覧が出力できること。		【発送管理】 84. バッチ処理にて出力した申告書の一覧について抽出し、データ出力できること。	**【2. 申告・賦課】** 2.1.3. 指定した決算期で申告義務のある法人を抽出できること。 予定、確定、均等割を対象とできること。 （予定申告書の出力要否は法人基本情報（業勤事由・異動年月日等）・前事業年度確定申告の法人税額で判断できること。）	申告区分別の申告書発送除は、発送対象外となった法人の確認や、本申告法人が発生した場合の発送履歴の管理などに使用できることから必要であると考えます。 なお、リスト出力の対象申告書は、2.1.1.申告書一括出力と同じにしています。（T社が中間申告書発送一覧としていますが、中間申告書の一括発送は必須ではないと想定しています） 【要求団体】 ・B・C・H・I市 【実装事業者】 ・I・M・X・Y社	・中間申告書の一括発送、発送リストでの確認は必須ではない（実装不要）と考えますが、現在送付されていますか。 ・その他、左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

資料2

	機能名称			仕様告たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	○○町／市／町／村／町村会
0290	2.1.13.	申告書発送情報管理		申告書の発送管理、発送有無の管理ができること。	2.2.				(29)申告書の出力・発送：申告書を発行した履歴がわかること ※発行したかどうかが確認できれば画面・帳票など履歴把握の方法は問わない		**機2．申告・賦課** 2.1.10． 申告書の発送情報（発送履歴、発送有無、発送日、発送/停止希望情報等）の管理（登録、修正、削除）ができること また、前年の発送/停止希望情報を引継できること。	発送履歴の管理は、申告書作成情報とイコールであり、未申告法人管理のペース情報になると想定しています。 なお、1所の「発送・停止希望」については、発送希否が登録できれば経緯は債権管理で足りると考え、たたき台には記載しておりません。	**＜確認事項＞** （１）法人住民税システム上で、左記情報を管理しているか、またしている場合はオンライン画面等で職員が確認できる状態かを確認させてください。 （２）なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）をご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0300	2.1.14.			発送履歴はCSV等で抽出できること。					(29)申告書の出力・発送：申告書を発行した履歴がわかること ※発行したかどうかが確認できれば画面・帳票など履歴把握の方法は問わない		**機2．申告・賦課** 2.1.11． 発送履歴はCSV等で抽出できること。	2.1.13.の要件で確認した利用目的に応じて要件を整理します。	2.1.13.の要件で確認します。EUCで差し支えない場合は、EUC機能への統合も検討します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0310	2.1.15.	申告書・納付書発行（個別勧奨）		法人の申告区分、事業年度を指定して申告書・納付書を個別発行できること。送付済の法人、過年度分については再発行できること。 財務協会の申告書・納付書も発行できること。 郵便振替用紙についても個別発行できること。		31.法人市民税納付書が即時発行で作成できること。	**7.2.1.申告案内・納付書作成（81）** ・出力帳票には次の内容が基本的に印字されること。 宛名番号、法人所在地、法人名、法人名カナ、事業年度、申告区分、予定申告の前年度の法人税割額の明細、予定申告の資本金・資本金及び資本準備金の合計額・資本金等の額、予定申告における前年度の使途秘匿金 **7.10.1.共通_共通照会（384）** ・申告書・納付書が出力できる（ブランク発行、事業年度・申告区分を設定でき、申告区分・事業年度に対応した様式が出力できる）。			【発送管理】 90.オンラインにて、発行済申告書・納付書の再発行ができること。発行済申告書・納付書は、法人市民税の申告書第20号様式（確定・中間）及び第20号の3様式（予定）とする。 91.オンラインにて、過年度、清算予納、清算賦了申告書の発行、再発行ができること。過年度申告書は、第20号様式（確定）納付書付き、清算予納申告書は、第21号様式申告書のみ。清算賦了申告書は、第22号様式申告書のみとする。また、過年度申告書の納付書の年度は、任意に指定して印字が可能なこと。		個別での発行機能は、再発行などの用途で必須と考えます。H市にある「過年度申告分の納付書発行」についても、修正申告・更正等の様々な再発行シーンで発生すると考えられ、必須としています。 なお、T社が「郵便振替再発行」「財務協会版納付書」（無票発行）の機能を有していますが、これらの要否を確認させてください。 ※申告書・納付書の出力対象は、2.1.1.～2.1.2.に記載	**＜確認事項＞** 左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 なお、以下のシステム出力要否についても教示ください。 （１）「郵便振替用紙」の要否 （２）「財務協会版申告書・納付書」の要否→「要」の場合は、一括出力の必要性もご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0320	2.1.16.	予定申告書出力項目		予定申告書に、以下を出力できること。ブランク発行もできること。 ＜出力項目＞ ・法人管理番号 ・法人名 ・送付先 ・事業年度 ・申告区分 ・資本金 ・資本金及び資本準備金の合計 ・資本金等の額 ・前年度受徴知恵金 ・前事業年度の最終申告（確定・修正確定等）割額 ・予定申告額	2.2.	26.ドットプリンタ又はカラープリンタにより各種申告書が一括作成できること。 予定申告書には前事業年度の確定申告書の弥と弥の欄の数値の1/2の内容が出力できること。 確定申告書には同事業年度に予定申告があった場合、予定納税額が出力できること。 また、これらの申告書は納付書とセットの書式によるドットプリンタ又はカラープリンタによる印刷ができ、法人の住登外情報の宛名、法人住登外番号、該当事業年度、申告書の区分名がそれぞれ印刷ができること。 ◆法人市民税の申告納付について（案内文） ◆第２０号様式　確定申告書 ◆第２０号の３様式　予定申告書 ◆第２２号の３様式　均等割申告書	**7.2.1.申告案内・納付書作成（81）** ・出力帳票には次の内容が基本的に印字されること。 宛名番号、法人所在地、法人名、法人名カナ、事業年度、申告区分、予定申告の前年度の法人税割額の明細、予定申告の資本金・資本金及び資本準備金の合計額・資本金等の額、予定申告における前年度の使途秘匿金 **7.10.1.共通_共通照会（384）** ・申告書・納付書が出力できる（ブランク発行、事業年度・申告区分を設定でき、申告区分・事業年度に対応した様式が出力できる）。				**機2．申告・賦課** 2.1.6． 法人番号・法人名・送付先・事業年度・申告区分・前事業年度の最終申告（確定・修正確定等）の法人税割額、法人番号、法人管理番号を出力できること。	対比表をもとに、予定申告書への出力内容を指定しています。必要な項目を出力して印刷することは業務の正確性・効率性から必須機能と考えます。 なお、以下については検討項目とします。 ・ブランク発行：C市 ・出力内容を編集：T社	**＜確認事項＞** （１）左記条件の出力項目について、過不足がないかをご確認ください。 （２）T社が実装する「出力内容を編集」について、出力項目のなかで自由に編集できるべき項目があればご教示ください。 （３）「ブランク発行」について、送付先、キーとなる法人管理番号を出力する内容で相違ないかご教示ください。 ブランク発行＝窓空き封筒を前提とした送付先出力と、法人管理番号など通常変更しないキー情報を出力する。 【ブランク出力項目案】 ・法人管理番号 ・送付先 なお、汎用紙、OCR、申告書納付書一体型については帳票一覧で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0330	2.1.17.	確定申告書出力項目		確定申告書に、以下を出力できること。ブランク発行もできること。 ＜出力項目＞ ・法人管理番号 ・法人名 ・送付先 ・事業年度 ・申告区分 ・当該事業年度の既に納付の確定した法人税割額 ・当該事業年度の既に納付の確定した均等割額	2.2.	26.ドットプリンタ又はカラープリンタにより各種申告書が一括作成できること。 予定申告書には前事業年度の確定申告書の弥と弥の欄の数値の1/2の内容が出力できること。 確定申告書には同事業年度に予定申告があった場合、予定納税額が出力できること。 また、これらの申告書は納付書とセットの書式によるドットプリンタ又はカラープリンタによる印刷ができ、法人の住登外情報の宛名、法人住登外番号、該当事業年度、申告書の区分名がそれぞれ印刷ができること。 ◆法人市民税の申告納付について（案内文） ◆第２０号様式　確定申告書 ◆第２０号の３様式　予定申告書 ◆第２２号の３様式　均等割申告書	**7.2.1.申告案内・納付書作成（81）** ・出力帳票には次の内容が基本的に印字されること。 宛名番号、法人所在地、法人名、法人名カナ、事業年度、申告区分、予定申告の前年度の法人税割額の明細、予定申告の資本金・資本金及び資本準備金の合計額・資本金等の額、予定申告における前年度の使途秘匿金 **7.10.1.共通_共通照会（384）** ・申告書・納付書が出力できる（ブランク発行、事業年度・申告区分を設定でき、申告区分・事業年度に対応した様式が出力できる）。	**申告処理_申告一覧処理（60）** ・確定申告書に、中間・予定・みなす申告済みの金額を印字できること。 **申告処理_申告一覧処理（60）** ・確定申告年で、同一事業年度の既納付額がプレ表示されること。又、出力有無の選択が可能なこと。			**機2．申告・賦課** 2.1.8． 法人番号・法人管理番号（当市独自に付番している番号）・法人名・送付先・事業年度・申告区分・当該事業年度の既に納付の確定した法人税割額及び既に納付の確定した均等割額を出力できること。	対比表をもとに、確定申告書への出力内容を指定しています。必要な項目を出力して印刷することは業務の正確性・効率性から必須機能と考えます。 なお、以下については検討項目とします。 ・ブランク発行：C市 ・出力内容を編集：T社	**＜確認事項＞** （１）左記条件の出力項目について、過不足がないかをご確認ください。 （２）T社が実装する「出力内容を編集」について、出力項目のなかで自由に編集できるべき項目があればご教示ください。 （３）「ブランク発行」について、送付先、キーとなる法人管理番号を出力する内容で相違ないかご教示ください。 ブランク発行＝窓空き封筒を前提とした送付先出力と、法人管理番号など通常変更しないキー情報を出力する。 【ブランク出力項目案】 ・法人管理番号 ・送付先 なお、汎用紙、OCR、申告書納付書一体型については帳票一覧で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0340	2.1.18.	納付書出力項目		納付書に、以下を出力できること。ブランク発行もできること。 ＜出力項目＞ ・法人管理番号 ・法人名 ・送付先 ・会計年度 ・事業年度 ・申告区分 ・法定納期限	2.2.	29.法人市民税納付書が一括発行で作成できること。 また、納付書は申告書とセットの書式による印刷ができ、納期限、法人の住登外情報の宛名、法人住登外番号、年度、該当事業年度、申告書の区分名、収納・納付番号がそれぞれ印刷ができること。 ◆第２２号の４様式　法人市町村民税納付書	**7.2.1.申告案内・納付書作成（81）** ・出力帳票には次の内容が基本的に印字されること。 宛名番号、法人所在地、法人名、法人名カナ、事業年度、申告区分、予定申告の前年度の法人税割額の明細、予定申告の資本金・資本金及び資本準備金の合計額・資本金等の額、予定申告における前年度の使途秘匿金 **7.10.1.共通_共通照会（384）** ・申告書・納付書が出力できる（ブランク発行、事業年度・申告区分を設定でき、申告区分・事業年度に対応した様式が出力できる）。			【発送管理】 92.法人市民税の申告書の発送準備業務を効率よく行うために、窓あき封筒での発送ができるように対応できること。（例：出力した申告書の空き スペースに送付先を印字、送付先を印字した用紙を別途出力など）	**機2．申告・賦課** 2.1.9． 法人番号・法人管理番号（当市独自に付番している番号）・法人名・送付先・会計年度・事業年度・申告区分・法定納期限を出力できること。	対比表をもとに、納付書への出力内容を指定しています。必要な項目を出力して印刷することは業務の正確性・効率性から必須機能と考えます。 C市が要望される「ブランク発行」については、検討項目とします。 なお、以下については検討項目とします。 ・ブランク発行：C市 ・出力内容を編集：T社	**＜確認事項＞** （１）左記条件の出力項目について、過不足がないかをご確認ください。 （２）T社が実装する「出力内容を編集」について、出力項目のなかで自由に編集できるべき項目があればご教示ください。 （３）「ブランク発行」について、送付先、キーとなる法源・法人管理番号を出力する内容で相違ないかご教示ください。 ブランク発行＝窓空き封筒を前提とした送付先出力と、法人管理番号など通常変更しないキー情報を出力する。 【ブランク出力項目案】 ・法人管理番号 ・送付先 なお、汎用紙、OCR、申告書納付書一体型については帳票一覧で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

	機能名称			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・課題	検討項目（論点案）	○○都／市／町／村／町村会
0350	2.1.19.	プレ申告データ作成（eLTAX連携）		eLTAX利用法人について、プレ申告データを抽出・作成し、eLTAX連携ファイルが作成できること。 *（自動連携オプション）* *プレ申告データを、外部媒体を経由することなくeLTAXに自動連携できること。*		【申告案内通知処理】 23.指定した年月に予定申告、確定申告の納期限が到来する法人についてプレ申告データ（確定・予定・中間・均等割）及び納付書、発送対象一覧が作成できること。 ◆申告書送付先一覧（確定・予定・中間・均等割別）			(27)申告書の出力・発送：eLTAXへ提供するプレ申告書データが作成できること。 (28)申告書の出力・発送：eLTAXへ提供するプレ申告書データ作成の際、eLTAXで使用できない文字は、変換してデータを作成すること。	【eLTAX申告データ連携機能】 82.eLTAXの利用届出を行っている法人に対してプレ申告データの作成・発送・管理ができること。	**機2．申告・賦課** 2.1.13． プレ申告データを抽出・作成し、eLTAXと連携可能なこと。 予定申告の基礎となる課税情報の表示ができること。	eLTAXとの円滑な連携を行うために、本機能は必須と考えます。 なお、T・U・R社が有している自動連携機能は、URLがオプションと聞いていると伺い、利用有無が分かるため、オプション機能を想定しています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 eLTAXとのデータ連携について、以下の点について確認します。 **＜確認事項＞** ・市町村の基幹システムにeLTAXデータを取り込む方法は、どの方法によっていますか。ご教示ください。 ①連携せずに手入力 ②USB等媒体を介したデータ連携 ③連携サーバを介して、LGWAN一個人番号利用事務NW に自動連携 ④その他 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0360	2.1.20.	返戻法人情報管理		申告書等の返戻法人情報（調査状況・結果、決裁日等）の管理（登録、修正、削除）ができること。	9.3.		**7.3.1. 更正・決定登録（246）** ・更正や決定通知が返戻になった場合の公示送達を見込み、調査記録に経緯を管理できるようにすること。				**機2．申告・賦課** 2.1.14． 申告書等の返戻法人情報（調査状況・結果、決裁日等）の管理（登録、修正、削除）ができること。	C・I市の要求にあるため、ただ各社に記載しました。 本要件に関して、実務上の必要性及びに各団体のシステム運用を確認させてください。	**＜検討事項＞** 返戻記録は、メモ機能でのテキスト管理、パッケージの宛名管理システムへの登録などで運用するケースもあると考えます。 返戻情報を管理項目として設定する必要性や、調査情報の管理の必要性があるか、その場合はどのような機能が想定されるかをご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0370	2.1.21.	公示送達処理		調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。 ※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。	9.6.		**7.3.1. 更正・決定登録（246）** ・更正や決定通知が返戻になった場合の公示送達を見込み、調査記録に経緯を管理できるようにすること。				**機2．申告・賦課** 2.1.15． 調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。	C・I市の要求にあるため、ただ各社に記載しました。 法人課税に関しての公示送達の運用について、皆様の実務運用を確認させてください。	以下を確認させて頂きます。法人住民税においては、更正決定であっても、課税客体が当該団体内に存在していることが求められるための公示送達を実務上運用していないケースもあると考えられます。 **＜確認事項＞** （1）公示送達の運用を行っていますか。行っている場合は、どのようなシステム機能を活用していますか。 （2）公示送達の機能が必要ない場合は、なぜ必要ないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）をご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0380	2.1.22.			公示送達の調査経過を管理（登録、修正、削除）できること。 ※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。	9.6.		**7.3.1. 更正・決定登録（247）** ・また、公示送達に係る調査薬が出力されること。				**機2．申告・賦課** 2.1.16． 公示送達の調査経過を管理（登録、修正、削除）できること。	※2.1.21.で確認します。	※2.1.21.で確認します。	
	2.2. 申告管理登録・課税作成													
0390	2.2.1.	申告書登録基本		該当する法人、事業年度、申告区分を指定して、確定申告・中間申告・予定申告・みなす申告、見込納付等、申告情報の登録ができること。申告情報は履歴管理できること。 ＜対象申告＞ ・中間申告（第20号様式） ・修正中間申告 ・予定申告（第20号の3様式） ・修正予定申告 ・みなす申告 ・確定申告（第20号様式） ・見込納付 ・修正確定申告 ・均等割申告（第22号の3様式） ・道路年金特別金に係る中間申告 ・道路年金特別金に係る修正中間申告 ・道路年金特別金に係る確定申告（第20号の2様式） ・道路年金特別金に係る修正確定申告 ・特定信託に係る予定申告（旧第20号の5様式） ・特定信託に係る確定申告（旧第20号の4様式） ・清算予納申告（第21号様式） ・修正清算予納申告 ・残余財産分配等予納申告（第22号様式） ・残余財産分配等予納申告・修正 ・清算確定申告（第22号様式） ・修正清算確定申告	3.7.	【申告書登録】 33.申告書情報の照会ができること。 34.申告書情報の履歴の照会ができること。 35.申告書情報の履歴の照会ができること。	**7.10.1.賦金_共通照会（344,345,346,347,348,349,350,351）** ・収納管理システムと連動し、徴収情報の照会ができること。 ・また、徴収情報を照会できるキーがあること。 ・事業年度別課税一覧から選択することで調定済みの課税内容詳細が照会できること。 ・詳細画面にはメモ入力、徴収情報照会のキーがあること。 ・課税内容詳細は次の項目が表示されること。年度・申告区分・調定年月・税名番号・事業年度・調定日・法人名称・申告受付日・法定納期限・更正決定理由・更正請求日・国税更正日 ・電子申告の利用届出の利用者ID と納税者ID を見られるキーがあること。 ・複数の利用者ID、納税者ID は最新の関連付けされたID が表示されること。 ・対名管理システムの照会画面を照会できるキーがあること。 ・異なる税率の設定がある場合、適用税率のキーがある、税率・適用期間が表示されること。 ・事業所税の登録がある法人については、事業所税台のキーがあり、照会できること。 ・事業所登録の一覧が表示され、それぞれの照会ができること。 ・税理士登録がある法人について、税理士の登録情報が照会できること。	**基本処理_基本台帳処理（15）** ・該当処理（法人台帳照会、法人台帳事業所の異動、法人台帳法人力修正、法人台帳減免特減、課税照会・申告書入力・更正・決定入力）の画面に随時（入力中であっても）遷移し処理できること。 **基本処理_基本台帳処理（27）** ・最新の確定申告と中間申告の申告日・調定処理等の関係な情報が、法人情報画面で見られること。 **基本処理_新規登録／更新（34）** ・「収決算区分」を設定できること。 **申告処理_申告一覧処理（68）** ・「予定申告」「みなす申告」「中間申告」「確定申告」「見込納付」等、各申告区分ごとの入力ができること。	(31)申告書入力（課税資料入力）：申告書入力項目（共通） ・申告日 ・事業年度終了日又は申告期限 ・調定年度月 ・課税年度 ・資本金、職立金、資本計 ・全従業者数 ・本市分の従業者数 ・均等割に用いる従業者数 ※申告日、調定年度月、事業年度終了日又は申告期限、分割区分表示、翌期中間申告要否は自動算出して表示できること ※課税年度は自動設定すること	【申告管理】 28.法人市民税の課税及び管理を行うために、法人市民税課税台帳において各種申告書の入力ができること。また、税法に規定される課税計算ができること。 61.法人課税信託対象法人の申告が入力できること。	**機2．申告・賦課** 2.2.1. 法令に定められた申告区分（確定申告、中間申告、予定申告　等）に応じて、申告情報の管理（登録、修正、削除）ができること。申告情報は履歴管理できること。 **機2．申告・賦課** 2.3.6. 自動計算部分についての強制入力ができること。	申告情報管理は、業務上必須ですが、その内容について必要十分かを確認します。 また、一部事業者の機能について、その要件の実務上要否を検討します。 （その他） 一部、保存年限を設定できる機能を有するパッケージもありますが、保有年限については非機能要件として整理します。	**＜確認事項＞** 左記の仕様書たたき台にある申告区分で全てとして良いでしょうか。 また、一部事業者の機能について、以下の点について確認させてください。 ・道路年金特立金に係る中間申告・修正中間申告 ・道路年金特立金に係る確定申告・修正確定申告（第20号の2様式） ・特定信託に係る確定申告書（旧第20号の4様式） ・特定信託に係る予定申告書（旧第20号の5様式） ・清算予納申告・修正清算予納申告（第21号様式） ・残余財産分配等予納申告・修正残余財産分配等予納申告（第22号様式） ・清算確定申告・修正清算確定申告（第22号様式） **＜検討事項＞** ・以下の機能を持つ事業者がいますが、現行運用での実装有無、利用有無、実装されていた場合の要否を検討させてください。 ■機能例 ・画面遷移することなく、管理番号を入力して、特定の入力項目のみで申告書入力ができること。更新後も、調定年月、申告年月日、事業開始日、終了日はクリアされずに続けて入力できること。 ■想定利用シーン ・月末にまとめて申告書を入力する際に、同一申告区分の申告書を、連続して効率良く入力するための機能と考えられます。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0400	2.2.2.	重複管理		申告情報の登録時に、同法人・同事業年度・同申告区分が入力されている場合は重複申告のチェックができ、入力できないこと。 （修正申告・更正処理を除く）	3.7.					【申告管理】 29.同一の申告データ（同法人、同事業年度分、同申告区分）が既に入力されていた場合、エラーメッセージが出力され、入力できないこと。 ※同申告区分でも修正申告、更正はエラーにならない		H市のみの要望。T社・T社が実装する機能ですが、重複申告、又は重複登録の入力ミス防止のために必須機能と考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0410	2.2.3.	訂正・削除		申告書入力後も、未調定であれば申告書の訂正入力（同一申告区分で前入力内容の修正）、削除ができること。 **消月の調定処理が済んでいる場合でも、申告年月日、事業年度終期は修正できること。**	3.8.			**申告処理_申告一覧処理（64）** ・申告書情報を誤って登録してしまった場合は修正入力（訂課訂正）により訂正することができること。		【申告管理】 50.課税内容の訂入力対策として、調定未済みであれば、対象となる課税内容の修正もしくは、削除ができること。 51.課税内容の訂入力対策として、例月の調定処理が済んでいるものについても申告書情報の申告年月日、事業年度終期だけは修正ができること。また、調定済み額に影響が出る場合は、正しく再調定を行うこと。また各種調定用帳票にもその結果が反映されていること。		誤入力防止のため、履歴を残さない訂正入力、台帳削除を行うケースがあると認識しています。D市・H市が要求し、T・W・X・Y社が実装していることから、多くの団体で必要とされる基本機能と判断しています。 なお、H市が要求する様字部分（調定済の申告における申告年月日と事業年度終期の修正）について、検討項目としています。	**＜検討事項＞** （1）申告書は、指定した調定年月までは訂正入力（履歴を残さない訂正）できることが必須との認識ですが相違ないですか。確定申告書の再提出がされる場合もあると考えます。 （2）調定年月を過ぎたものでも、以下を修正する機能は必須ですか。 ア　申告年月日の修正 イ　事業年度終期の修正　※事業年度の修正は、収納等へ影響しないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0420	2.2.4.	メモ機能		課税台帳にメモ・備考入力機能を有すること。 メモは、申告書ごとに200字以上入力できること。	3.7.					【申告管理】 30.法人市民税課税台帳において、申告書入力ごとに200文字以上のメモが残せ、法人市民税課税台帳から、同一画面もしくはワンクリックでメモ機能が照会できること。		課税台帳にメモを要望する仕様書があり、機能を持つ事業者がいます。 法人基本情報の機能として法人ごとのメモ機能は定義していますが、課税台帳へのメモ機能、申告書ごとのメモ機能が必要かを確認いたします。 たたき台は、H市の要求仕様書を参考に作成しており、検討項目のなかで精査します。	**当メモは、APPLICO版TFへも実装方式の検討を依頼しますが、WTでは実装方式について最新実施上の要望有無及び内容を確認します。** **＜検討事項＞** （1）課税台帳にも、メモ管理機能は必要ですか。その場合は、どのような単位で必要ですか。 ①課税全体で1つの管理 ②申告年度単位で1つの管理（例、令和２年度決算法人の予定／確定／修正全体で1つ） ③申告ごとに1つの管理（例、令和２年度決算法人の予定／確定／修正で1つずつ） ④申告ごとに複数管理 ⑤その他 （2）メモの実装方式として各項目に要望があれば詳細を記載ください。 ア　メモごとのタイトル管理の要否 イ　メモ入力欄や入力者の管理の要否 ウ　メモ管理期限の要否（○月○日までなどの期間指定／年度内のみ管理／期間に関係なく管理） エ　メモ１件ごとの入力可能な文字数の上限（○○字以上） ※上記、特段の要望がない、判断が難しいなどの場合はその旨をご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

資料2

	機能名称			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B窓	C窓	D窓	E窓	F窓	G窓	関外の考え方・関係	検討項目（論点案）	○○県／市／町／村／町村会
0430		2.2.5.	申告書入力様式	申告書の様式ごとに入力画面を用意し、様式別に申告入力ができること。（異なる申告書でも、入力項目を共通化できる場合はこの限りではない）	3.7.		7.2.2. 申告容量設・課税作成(168) ・申告区分ごとに入力画面の切替ができること。	申告処理_申告一覧処理（７２） ・各様式に合わせた分かりやすい入力画面となっていること。	(30)申告書入力（課税資料入力）：申告書の様式によって、２０号、２０号の２、２０号の３、２０号の５、２１号、２２号、２２号の３のそれぞれの様式から入力ができること (35)申告書入力（課税資料入力）：申告書入力項目（20号別表1） ・連結法人の入力 ※別の申告で同等の入力ができれば可	【申告管理】 48.詳細な課税情報の照会画面上にて、事業年度毎で画面送り（予定画面→確定画面→修正画面）等が行えること。	申告・就課 2.2.4. 申告書の様式別に入力画面を設定できること。	画面に関することですが、様式ごとに入力項目や計算式が異なること、対比表でも3団体、4社に記載があることから必須機能としています。 ただし、例に申告書が異なっていても、画面の入力項目を共通化できる場合は実装方法を制限する必要が無いと想定して、仕様書たたき台に時予の部分を記載しています。 ※対比表中にある1社の「各申告を取得し、それぞれ該当する項目に初期表示」は、2.2.6.～2.2.11.、2.2.15.などで各申告書登録の共通要件として記載しています。 ※対比表中にある1社の「各種明細入力」については、2.2.19.～2.2.20.で確認します。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0440		2.2.6.	申告入力（共通）	法人基本情報の法人区分等の登録内容から、非課税や均等割の最低税率適用を判断し、申告書入力時に自動設定できること。	3.7.						申告・就課 2.3.1.：税額計算（税額決定）ができること。 税率について、就課期日にあわせた自動計算及び任意設定ができること。法人区分に応じた税率区分の判断も出来ること。	法人基本情報から税率判断を行う機能は、正確性の観点から必須と考えています。 但し、対比表上は1市のみが明確に要求していたため、本機能の必要性について検討項目としています。	以下を確認させてください。 ・なぜその機能が必要or なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0450		2.2.7.		申告区分と事業年度、申告年月日から、法人の現況に応じた事業年度開始、終了を自動表示して入力できること。 均等割月数、均等割号数、資本金等、申告延長月数、分割区分、連結区分等法人基本情報から流用できる情報が初期設定されること。	3.7.		7.2.2. 申告容量設・課税作成(145) ・申告書の要変の際に入力画面から法人の登録内容及び課税内容が確認できること。	申告処理_申告一覧処理（77） ・各種申告書入力時に見映付聴や均等割月数などシステムで利用可能な金額をすべて自動設定できること。 申告処理_申告一覧処理（79） ・予定申告登録時、前事業年度の最終申告（確定・修正確定等）を元に法人税割・均等割等税納付分として初期表示されること。		【申告管理】 40.申告期限延長月数を法人市民税基本台帳から参照し、申告期限を自動で判断できること。 【その他：入力支援】 107.前年以前の課税状況から法人税割控除（繰戻還付・税額条約控除・低炭経理控除）のある法人の場合は、法人市民税課税台帳への課税内容入力時に分かるように表示できること。	申告・就課 2.3.3.：法人基本情報に基づいた申告延長月数・均等割月数・資本金等・分割区分・連結区分の自動表示が可能でかつ任意に入力できること。 2.3.4.：法定納期限、督促納期限、申告延長期限、課税標準、資本金等合計額、差引税額・各課定額・還付額等は、入力内容より自動計算可能でかつ任意に入力できること。また、申告書入力時、均等割、税率の自動判定（税率の判定申は法人区分についても参照すること）をデフォルトし、任意に入力できること。	事業年度の自動表示や法人基本情報から流用できる項目の初期設定は、事務効率化及びに登録データとの整合性の観点から必須と考えています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0460		2.2.8.		法定納期限、申告期限の延長を加味した申告期限を自動計算できること。自動計算においては休日を考慮して計算すること。納期限を任意に変更することもできること。	3.7.		7.2.2. 申告容量設・課税作成（184） ・申告納期限が自動計算により表示されること。			【申告管理】 40.申告期限延長月数を法人市民税基本台帳から参照し、申告期限を自動で判断できること。	申告・就課 2.3.3.：法人基本情報に基づいた申告延長月数・均等割月数・資本金等・分割区分・連結区分の自動表示が可能でかつ任意に入力できること。 2.3.4.：法定納期限、督促納期限、申告延長期限、課税標準、資本金等合計額、差引税額・各課定額・還付額等は、入力内容より自動計算可能でかつ任意に入力できること。また、申告書入力時、均等割、税率の自動判定（税率の判定申は法人区分についても参照すること）をデフォルトし、任意に入力できること。	納期限、申告期限の計算は適切な期限管理、未申告管理等の観点から必須と考えます。 利点の「休日を考慮する」についても、申告・納期限の規定から当然の機能として定義しています。 なお、1市が「任意に変更」できるとしたもののうち、「納期限」についてはシステム仕様がかかれると考えています。 収納システムとの連携も発生することから、パッケージでの対応可否を確認することが必要と想定しています。	**＜検討事項＞** （１）現行システムでは納期限は任意の変更もできます。 （２）任意の変更ができない場合は、災害時などで納期限が特例的に延長された場合、延滞金の計算はどのように処理していますか。 （例. 収納システム側で延長分に相当する延滞金を職権免除するなど） ※「納期限を任意に変更」が必要となった場合は、APPLICに税庁への意見照会を行うことを想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0470		2.2.9.		法人基本情報の法人区分等をもとに、適用税率は当該申告法人の事業年度に合わせて自動設定できること。任意設定もできること。	3.7.						申告・就課 2.3.1.：税額計算（税額決定）ができること。 税率について、就課期日にあわせた自動計算及び任意設定ができること。法人区分に応じた税率区分の判断も出来ること。	税制改正で税率が変わるため、マスタ管理している税率をもとに事業年度を判定して自動計算できる機能は必須と考えています。 自治体では1市のみの記載ですが、多くの団体では「自動計算」機能の一部として包含していると考えています。 なお、1市が税率の「任意設定」を要求しています。この点について、検討項目にあげています。 ※関連：2.2.6.に法人区分をもとにした最低税率の判断機能を定義	**＜検討事項＞** ・マスタで設定した税率以外に、申告入力時に任意に税率を切り替える運用は必須でしょうか。どのようなときに利用するでしょうか。 （例）申告入力時に、「1」14.7%、「2」12.3%、「3」12.1%、「4」9.7%のように、コードで適用税率を切り替えられる機能。 ・本機能が必要がない場合は、その理由をご教示ください。（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0480		2.2.10.		法人基本情報で管理する資本金、従業者数を参照して申告書入力を行えること。資本金等の額と市町村内の従業員数から、均等割の号数判定を自動で行い、申告入力の税額チェックができること。均等割号数は手動でも変更できること。	3.7.		7.2.2. 申告容量設・課税作成(178) ・資本金・準備金、資本金等の大きい方と従業者数を自動判定し、均等割区分に反映できること。	基本処理_基本台帳処理（28） ・資本金合計と従業員数及び分割区分で、法人号数料区が自動で付されること。又、資本金の変更日が登録管理で、登録する申告書の入力チェックが行えること。 基本処理_新設登録／更新（32） ・「資本金額」と「従業員数」から均等割区分の自動判定ができること。	(17)基本台帳入力・更新：号数の整合性チェック ・法人号数と資本金等の合計及び区内の従業者数の整合性チェックができること ※資本金等の合計及び区内の従業者数が入力されていない場合でも法人号数の入力ができること (35)計算・税額：地方税法等に基づいた税額の計算ができること	【法人管理】 15.法人市民税基本台帳において、均等割の号数を手動で設定できること。	申告・就課 1.1.3. 法人基本情報を履歴管理し、申告（税額計算等）チェック、申告義務判定、課税期間算出に使用できること。	多くの団体で要求があり、事業者も対応できる必須機能と想定しています。 業務の効率化や正確性、法人基本情報と申告額の整合性等の観点から必須と考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0490		2.2.11.		最新事業年度の申告書を入力することで、資本金・資本金等、従業者数、分割区分、均等割号数が法人基本情報に反映されること。 申告延長区分、中間申告要否も登録できること。	3.7.	【課税】 32.申告書により法人基本情報の変更箇所が認められた場合、警告メッセージが表示されること。（従業者数については自動更新で可？		申告処理_申告一覧処理（82） ・申告書入力時に「資本金」や「従業員数」に変更があった場合、自動的に法人基本情報に反映されること。	(47)申告書入力（課税資料入力）：オンライン操作で基本台帳及び課税台帳の更正ができること。 (85)計算・税額：地方税法等に基づいた税額の計算ができること	【申告管理】 49.申告書の入力により、法人市民税基本台帳への外通項目の長新情報の反映ができること。データ反映は、通常の法人市民税基本台帳の異動入力と同様に行われること。		多くの団体で要求があり、事業者も対応できる必須機能と想定しています。 業務の効率化や正確性、法人基本情報と申告額の整合性等の観点から必須と考えます。 （2.2.10.で参照した情報をもとに、情報を更新した場合でも整合が取れることを想定しています）	**＜検討事項＞** 申告書入力時に、「申告延長区分」の入力機能は必須でしょうか、理由もご教示ください。 （法人基本情報への入力機能は1.1.1.で規定しています） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0500		2.2.12.		均等割の月割計算に関して、みなし事業年度の適用、事業年度途中の事務所開設・廃止により12か月に満たない場合は、法人基本情報の登録内容から月割計算が自動でできること。	3.7.			申告処理_申告一覧処理（86） ・事業年度の途中の開設・閉鎖等により１２ヶ月に満たない場合は、法人税割・均等割それぞれ月割計算ができること。		【申告管理】 30.法人基本台帳の設立日、解散日等の日付や事業年度変更に係る当該法人の事業所存在月数を反映して均等割額が自動で計算されること。 31.支店の転入、転出、廃止があった場合は、均等割、合計計算に反映されること。		月数計算機能は、業務の効率化や月数をもとにした税額計算の正確性などから、あると望ましい機能と考えています。 ただし、D市、H市のみが明確に要求していたため、検討項目にとげて詳細を整理します。	**＜検討事項＞** 予記ケースのシステム運用を教えてください。特に、月数算定が自動計算できるケースとできないケースがある場合は、機能を簡略化できるかの詳細をご教示ください。予計算でも支障ない場合もその旨ご回答ください。 （１）本店が他団体にある法人の支店設置による月割計算（分割法人、支店設置日で自動計算されるか） （２）他団体からの転入による月割計算（初年度のみ分割法人、転入（新設）日で自動計算されるか） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0510		2.2.13.		事務所等を有さない法人（清算中の状態で事務所等を有さない場合を含む）について、事務所等の所在期間に応じた均等割月数が任意で入力できること。 ※均等割月数を自動計算せずに任意に入力	3.7.							原則、自動計算される均等割月数について、事務所等を有さない法人（清算中の状態であるは人を含む）は任意の月数を入力するケースがあると考えています。 対比表にはありませんが、2.2.12.の要件と関連する内容を想定で仮置きしています。 ※「清算中」と記載しているのは、法人基本情報上で最新の現況区分を１つのみ管理する場合に、「事務所等を有さない法人」と「清算中」という状態が同時に管理できないことを想定した記載です。清算中で、事務所等を有さないことが分かっている場合に、同様の処理を行えることを想定しています。	左記のケースについて、「事務所等を有さない」法人（例. 休業中の法人）の均等割月数のシステム入力の運用・仕様を確認した上で要件を精緻化いたします。 各団体がシステムに求める処理を教えて頂き、仕様を検討したいと思います。 **＜確認事項＞** （１）「事務所等がない状態」の現況区分の有無管理要否（法人基本情報への登録） （２）「事務所等がない状態」の期間・日付休業日管理の要否方法（管理項目の有無、メモ機能でのテキスト管理等） （３）均等割月数の望ましい管理方法（「事務所等がない場合」は申告登録で自動計算が扱からない／「事務所等がない」状態の年度は初期表示が月／初期表示は事業年度月数（12月など）で事業年度・月数のエラーチェックは掛からない、など） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0520		2.2.14.		政令市においては、 ・課税区（課税された行政区）の管理ができること。 ・行政区ごとに事務所等開設日の管理、均等割月数、均等割額計算ができること。	3.7.				(36)計算・税額：）均等割は、区ごとに分け課税ができること ※ただし、法人税割は市全体で課税し、区ごとに分けた課税は行なわない			政令市の申告時の影響は左記で良いかを確認いたします。（検討項目：緑字） そのとで必要性が認められた場合はオプション機能とすることを想定します。	**＜確認事項＞** ・政令市の機成員の管轄へ （１）左記の要件は必須でしょうか。また、政令市の独自要件があればご指摘願います。 （２）「課税区」とは、「市内の主たる事業所がある行政区（課税地）」という理解で良いでしょうか。 ※課税区：対比表にはありませんが、他団体で利用していた呼称です。認識齟齬がある場合はご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0530		2.2.15.		課税標準額、法人税割額、各種控除額、分割基準等を入力し、申告額が自動計算結果と合っているかをチェックしたと で登録処理が行えること。入力した金額に誤りがある場合はエラーとなり、エラー個所を表示できること。	3.7.		7.2.2. 申告容量設・課税作成（176） ・法人税額、各控除、人数を入力し更新すると、税割、均等割、合計税額が自動計算され、表示されること。 7.2.2. 申告容量設・課税作成（184） ・申告納期限が自動計算により表示されること。		(39)申告書入力（課税資料入力）：入力を確定させる前に各項目間で相関チェックを行い、誤りがある場合はエラー項目とエラー内容を表示すること (40)申告書入力（課税資料入力）：入力した申告情報をもとに税額を計算し、調定額を確定できること (85)計算・税額：地方税法等に基づいた税額の計算ができること	【申告管理】 33.自動計算により申告書入力時の工数低減ができること。（例. 法人税額、当該法人全従業者数、分割基準に係る従業者数から自動で法人税割額を計算できること。） 34.自動計算結果は画面上で登録・変更前に確認できること。 42.申告区分間でデータリンクできること。（同事業年度内の予定→確定、確定→修正などの既納付額等）	申告・就課 2.3.2.：入力データに対して、申告書内容チェックの他、法人基本情報、調定済み課税データとの関連チェックができること。 申告・就課 2.2.5. 法人税額がマイナスで各種控除を合算した後の課税標準額が発生する場合であっても、マイナスの値を入力できること。 ※差し引き額を「法人税法の規定によって計算した法人税額」に入力することで法人住民税の課税額として正しい値の入力を行う場合は、予定納税の最終の有無はシステム上どのように判定されるか明示すること。	自動計算機能は、正確な税額計算・チェックを行うために必須と考えます。また、計算エラーを表示することも必須と考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※課税台帳から情報を流用して入力相減を図る機能については、以降の「申告入力（○○申告書）」機能で定義しています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0540		2.2.16.		自動計算と異なる金額についても、強制入力ができること。	3.7.			申告処理_申告一覧処理（75） ・申告書登録時、ｱｯﾌﾟ機能により計算値と異なる金額だった場合、均等割／税率当を入力優先選択により採用された申告書通りに登録が可能なこと。又、一括ｱｯﾌﾟ処理（ﾊﾞｯﾁ）にてアンマッチリストの出力が可能なこと。		【申告管理】 41.イレギュラーなケースに対応するためにエラーを無視して強制入力ができること。 ※イレギュラーなケースとして、連結法人で控除対象個別帰属額整備及び控除対象個別帰属税額の控除額がある場合、分割法人の場合、仮決算の中間申告の場合	申告・就課 2.3.6. 自動計算部分についての強制入力ができること。 申告・更正（その他更正処理） 3.4.2. 課税内容（申告日・事業年度を含む）について、職権による強制修正ができること。	管理項目が対応できていない部分があった場合や独自調査への対応として要望するケースがあります。 一方で、必須機能とするかは検討対象と考えています。 ※市の個別帰属額への対応は、2.2.20.で確認します。	**＜検討事項＞** 自動計算部分の手入力について、交付税資料の集計への影響や収納システムとの連携で延滞金計算がずれるなどの理由から可応不可とする事業者がいる可能性があります。 構成員の現行運用を踏まえて、本要件が必須か否かを検討したいと考えます。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0550		2.2.17.	申告入力（確定申告書）	申告入力時に同一事業年度の「既に納付の確定した当期分の法人税割額・均等割額」「見込納付額」など、前回の課税情報から流用できる項目は自動的に初期設定されること。	3.7.			申告処理_申告一覧処理（77） ・各種申告書入力時に見映付聴や均等割月数などシステムで利用可能な金額をすべて自動設定できること。 申告処理_申告一覧処理（79） ・予定申告登録時、前事業年度の最終申告（確定・修正確定等）を元に法人税割・均等割等税納付分として初期表示されること。	(32)申告書入力（課税資料入力）：20号様式（確定申告書） ・事業年度自、至 ・課税標準額、税率 ・法人税割額 ・均等割額 ・この申告書により納付すべき市町村民税額、見込み額 ・差引 ・分割区分 ※均等割統一算定期間中において事業所等を有していた月数、課税額、既に納付の確定した当期分の均等割額、この申告により納付すべき均等割額、調定額、***仮の月数内訳***、従業者数内訳、均等割額内訳 ※分割区分一全従業者数、市内の従業者数、均等割の税率適用区分に用いる従業者数 ※自動算出される項目があるほうが望ましい	【申告管理】 42.申告区分間でデータリンクできること。（同事業年度内の予定→確定、確定→修正などの既納付額等）	申告・就課 2.3.5.：既納付額、税率は、入力内容により自動取得できること。	課税情報の流用による初期設定は、正確性・効率性の観点から必須と考えます。 2.2.10.では法人基本情報から流用し、本要件では課税台帳から流用する内容となります。 なお、記載の内容を初期表示することで足りるか、「既に納付」「見込納付」は必要かについて確認いたします。	**＜確認事項＞** ・申告額に関して初期表示する項目は、「既に確定した当期分・均等割額」「見込納付額」で良いでしょうか。「見込納付額」も必須でしょうか。 ・その他、申告額に関して初期表示すべきものがあれば ご教示ください（資本金等、法人基本台帳に関するものや税率は別で定義しています） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

	機能名等			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B窓	C窓	D窓	E窓	H窓	I窓	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	○○町／市／町／村／町村会
0560		2.2.18.		外国税額控除の計算明細入力ができること。 標準税率相当分、超過税率相当分を管理し、外国税控除税額却額と補正後市町村内従業員数と補正後全従業員数から自動計算を行い、外国の法人税等の額の控除額を計算できること。	3.7.	【課税】 42. 外国税額控除について管理できること。		**申告処理_申告一覧画面（75）** ・外国税控除税額却額と補正後市町村内従業員数と補正後全従業員数から自動計算を行い、「外国の法人税等の額の控除額」を設定できること。	(35) 計算・税額：地方税法等に基づいた税額の計算ができること	【申告管理】 44. 仮装経理控除、租税条約に係る控除や、法人税の繰戻還付による繰越控除の金額の管理ができること。		外国税額の明細入力は申告書入力並びに統計資料作成上必須であると考えています。 なお、本機能を第20号様式以外でも共通的に備えるべき要件か、について検討します。	**＜検討事項＞** （1）第20号様式以外に、以下のシーンでも機能定義は必要でしょうか。必要な場合は、「申告入力（別表）」として機能名称を変更し、申告共通的な要件として定義しなおします。 ・第21号様式（清算予納申告書） ・旧第20号の4様式（特定信託確定申告書） ・その他 （2）控除未済額の管理は必要でしょうか。（対比表には記載がありません） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0570		2.2.19.		特定寄付金税額控除、仮装経理控除がある場合は明細入力が行えること。	3.7.					【申告管理】 44. 仮装経理控除、租税条約に係る控除や、法人税の繰戻還付による繰越控除の金額の管理ができること。 【その他：入力支援】 107. 前年以前の課税状況から法人税割控除（繰戻還付・租税条約控除・仮装経理控除）のある法人の場合は、法人市民税税台帳への課税内容入力時に分かるように表示できること。		対比表には「H市、T社しか明記していませんが、控除明細入力は、申告内容の管理、控除計算、統計資料への反映の目的から必須であると考えています。 なお、上記「外国税額控除」と同様に第20号様式以外の申告書でも定義すべき等について意見をいただきたく思います。	**＜検討事項＞** （1）特定寄付金・仮装経理控除の明細入力は、必須ですか。明細の場合は、どのような情報をシステム上で登録・計算できることが必須ですか。 ア．特定寄附金控除（例．支出年月日、寄付額、按分計算機能、控除額・法人税額をもとにした控除額計算機能など） イ．仮装経理控除（例．発生年度、金額、控除未済額　など） （2）（1）で仮装経理における控除未済額管理が必須の場合、未済額をもとに申告書登録時のエラーチェックや自動で更正対象にとがる、などの後続のシステム処理をご教示ください。 （3）その他、システム上で控除明細の入力欄・繰越明細管理（未済額管理）が必要な控除はありますか（下記①②など）。現行運用を踏まえて、個別入力項目がなくとも、強制入力やメモ管理など、運用で対応できる場合はその旨も合わせてご回答願います。 ①法人税の繰戻還付がある法人の控除対象法人税額（第20号様式別表20の3関係） ②連結納税法人の控除対象個別帰属税額（第20号様式別表1関係） ③その他（国家戦略特区、ふるさと納税など） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0580		2.2.20.		減免対象法人の入力を行う際、注意喚起ができること。	3.7.					確定申告入力時に当該申告法人の前期申告が減免入力だった場合、だった場合、入力をしている使用者にその旨を警告できること。		減免対象法人について、確定申告（20号様式）を入力しようとするとアラート等で判別できる仕組みは、H市、T社のみ対比表上にはあります。 ただし、未来税額納付をしなくても良い法人、又は減免が可能であるが地方税法や市町村税条例の内容を熟知していないがために申請できなかったなどの法人を確認するために、注意喚起をする仕組みは必要性は高いと考えます。 なお、H市の要求仕様をもとに、機能の詳細について検討項目で検証します。	**＜確認・検討事項＞** （1）本機能は必要でしょうか（現行も利用されていますか）。 （2）アラートが出るのは、「減免対象法人」の場合であり、前年度は減免だが収益事業開始の法人などはアラートが出ない、という機能で良いでしょうか。 （3）確定申告に限らず、「均等割申告」（22号様式）の入力時も減免対象法人は表示されますか。論点としては、「一般社団・財団法人（非営利型）を減免対象としている場合に、均等割申告書の入力でも同様にチェックが掛かるべきか」となります。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0590		2.2.21.		法人基本情報が分割法人となっている法人の申告は分割基準の内訳を入力でき、入力した内容が法人税割の計算に適用されること。入力時に法人基本情報に入力した支店開設情報を参照できること。 分割法人については分割基準が入力されていない場合、エラーとなること。	3.7.			**申告処理_申告一覧画面（86）** ・事業年度の途中の開設・閉鎖等により１２ヶ月に満たない場合は、法人税割・均等割それぞれ月割計算ができること。		【申告管理】 30. 法人基本台帳の設立日、解散日等の日付や事業年度変更に係る当該法人の事業所在月数を反映して均等割額が自動で計算されること。 31. 支店の転入、転出、廃止があった場合は、均等割、合計計算に反映されること。		分割法人の確定申告での分割基準の明細入力は必須と考えています。 なお、入力画面がどこまで詳細に入力できるかは検定せずに設計に委ねることを想定しています。	支店の開設日を管理し、分割基準の算定に使用していますか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0600		2.2.22.	申告入力（修正確定申告書）	確定申告書入力と同等の入力機能を有し、申告額を入力して確定申告との差額を自動計算できること。	3.7.			**申告処理_申告一覧画面（70）** ・「修正申告」「減免」ができること。		【申告管理】 42. 申告区分間でデータリンクできること。 （同事業年度内の予定→確定、確定→修正などの既納付額等）	**追3．更正** 3.1.5. 修正申告情報を管理（登録、修正、削除）できること。 **追3．更正** 3.1.6. （修正申告情報管理）取り込んだ情報に基づき、法人基本情報を自動で更新できること。	確定申告をベースに修正入力ができる機能は、正確な税額計算を行うために必須と考えます。また、修正確定のため、確定申告と同等の入力機能（明細入力を含む）を有することとしています。 なお、T社に記載がある「異動事由によって、納期限の算出方法が変わる」については、その発生や内容を検討項目とします。 ※更正処理は別で定義しています。	**＜検討事項＞** （T社の「異動事由によって、納期限の算出方法が変わる」について、どのようなケースが考えられますか。（修正申告の日を納期限と設定すれば足りますか） ※更正処理（更正通知発布の翌日から1か月の自動設定）は、3.1.1.に記載しています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0610		2.2.23.	申告入力（中間・修正中間申告書）	確定申告書と同等の入力機能を有し、仮決算による中間申告書を入力、修正できること。自動計算された予定申告額を上回る場合にはエラーとなること。	3.7.							中間申告を行う場合に、上限額を予定申告としてエラーチェックする機能です。 対比表には自治体要求としてはなく、T社の実装機能を参考にたたき台を作成しています。 誤った中間申告を受け付けないための制御をシステム上の機能として必須と想定しますが、この点について確認ください。	本機能は必須とすべきでしょうか。その理由や現行システムでの対応可否もご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0620		2.2.24.	申告入力（予定・修正予定申告書）	予定申告入力時に、前事業年度の申告内容、予定申告額を自動表示できること。	3.7.				(32) 申告書入力（課税資料入力）：20号の3様式（予定申告書） ・事業年度自、至 ・課税標準となる退職年金等積立金にかかる法人税額及びその法人税額 ・1以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金にかかる法人税額及びその法人税割額 ・既に納付の確定した当期分の法人税割額 ・この申告により納付すべき法人税割額 ・全従業者数 ・市内に所在する事務所又は事業所の従業者数 ・各区の月数内訳 ・従業者数内訳、均等割額内訳			予定申告は原則として申告日を入力して初期設定された金額を入力できる機能が各自想定です。自動計算できる予定申告額の入力を効率的に正確に行うために必須と考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0630		2.2.25.		予定申告額は、手入力、自動表示後の金額の修正もできること。	3.7.							対比表にはありませんが、予定申告額計算の基礎となる前年度確定申告がない場合や初期設定された予定申告額から変更になっているときなどに使用する機能と想定しています。 初年度分割法人の予定申告では、前年度の課税情報がないため、税額等が初期設定されずに均等割のみ手入力することを想定しています。 また、適格合併により、中間申告の義務が発生した法人における予定申告額の計算も、システム上対応できない場合に手入力することが必要と考えます。	現行運用に照らして、妥当なシステム仕様かをご確認ください。（現仕様と同等、など） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0640		2.2.26.		予定申告書の入力がされている場合は、前回予定申告額を「既に納付の確定した当期分の法人税割額」に自動表示したうえで、差額の計算・入力処理ができること。	3.7.							T社の実装機能をもとに、予定申告書の修正があった場合に、前回の申告内容を取得して申告入力をれう機能は、申告内容の確認、計算の正確性の観点から必須と考えます。	左記の内容で認識誤りがないかご確認ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0650		2.2.27.	申告入力（みなす申告）	予定申告対象法人について、申告期限以降に未申告の法人は、みなす申告処理ができること。 申告入力時は申告期限（申告日）、予定申告額を自動表示し、予定申告書入力と同等の処理で入力できること。	3.12.			**申告処理_申告一覧画面（66）** ・「予定申告」「みなす申告」「中間申告」「確定申告」「見込納付」等、各申告区分ごとの入力ができること。		【申告管理】 58. みなす予定申告の対象となるものを、みなす予定申告として入力できること。	**追2．申告・納税** 2.2.8. みなす申告の対象法人について、抽出条件を収納の年単で設定可能なこと。	予定申告の未提出法人に対するみなす処理は、法令に基づく処理であり必須機能です。 申告期限日で予定申告と同等の処理ができることを要件としています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0660		2.2.28.		予定申告の対象であり未申告となっている法人の一覧を出力できること。 みなす申告入力後に、みなす予定通知書、みなす予定決議書が出力できること。	3.10.					みなす申告の入力を行ったものについて、みなす予定通知書、みなす予定決議書が出力できること。出力は、入力後即時にオンラインで出力できること。		みなす処理を行う際の運用ケースを想定し、対象者把握～通知書までの流れを機能定義しています。ただし、決議書や通知書は対応、T社以外に明記していないことから、検討項目とします。 なお、左記のたたき台が前提とする運用として、以下を想定しています。 1未申告法人の確認 2法人ごとにみなす申告処理 3流れで法人ごとに決議書出力 4流れで法人ごとに通知書出力 5収納情報を目視確認後に、未納分について納付書を出力し、通知と合わせて送付。（納付勧奨の一環） ※目視確認：法人課税担当者が、収納システムの収納画面等で確認することを想定。	**＜処置・検討事項＞** （1）左記「要件の考え方・根拠」に示す運用をしていますか。異なる運用の場合はご教示ください。 （2）みなす対象一覧、みなす通知書、決議書のシステム出力は必須でしょうか。対比表には記載がありませんが、「みなす決議・通知」関係の機能が実装されていない場合に、他の機能や帳票で賄えているなどあれば、合わせてご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0670		2.2.29.	申告入力（均等割申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。 申告入力時に納期限が4月30日（休日を考慮）で固定できること。	3.7.				(36) 申告書入力（課税資料入力）：申告書入力項目（２２号の３様式（均等割申告書）） ・市内に事務所を有していた期間自、至 ・月数 ・この申告によって納付すべき均等割額 ・***各区の月数内訳*** ・従業者数内訳 ・均等割額内訳			均等割入力処理です。納期限の自動設定と合わせて必須と考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0680		2.2.30.	申告入力（退職年金積立金確定申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。	3.7.				(33) 申告書入力（課税資料入力）：20号の2様式（退職年金等積立金に係る確定申告書） ・事業年度自、至 ・課税標準となる退職年金等積立金にかかる法人税額及びその法人税額 ・1以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金にかかる法人税額及びその法人税割額 ・既に納付の確定した当期分の法人税割額 ・この申告により納付すべき法人税割り額 ・全従業者数 ・市内に所在する事務所又は事業所の従業者数 ・***各区の月数内訳*** ・従業者数内訳、均等割額内訳 ※自動算出される項目があるほうが望ましい			2.2.1.で申告対象が整理されたとて、必要となった場合はたたき台に記載の要件を必須として定義する想定です。 主な申告入力機能は2.2.6.～の「申告書入力（共通）」機能により入力要件は具備される想定です。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0690		2.2.31.	申告入力（清算予納申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。 法人税率、均等割税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。	3.7.				(36) 申告書入力（課税資料入力）：申告書入力項目（21号様式・清算事業年度予納申告書） ・事業年度自、至 ・課税標準額、税率 ・法人税割額 ・均等割額 ・この申告書により納付すべき市町村民税額 ・分割区分 ※均等割額－算定期間中において事業所等を有していた月数、既に納付の確定した当期分の均等割額、この申告により納付すべき均等割額、***各区の月数内訳***、従業者数内訳、均等割額内訳 ※分割区分—全従業者数、市内の従業者数、均等割りの税率適用区分に用いる従業者数 ※自動算出される項目があるほうが望ましい			2.2.1.で申告対象が整理されたとて、必要となった場合は、2.2.6.～「申告書入力（共通）」に加えて、たたき台に記載の要件を必須として定義する想定です。 （理由） ・解散日を基準として税率設定がされることから適用基準日の表示と適用税率での計算機能は必須と考えています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

資料2

	機能名称			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	○○県／市／町／村／町村会
0700		2.2.32.	申告入力（清算確定申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。 法人税率、均等割税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。	3.7.				(37)申告書入力（課税資料入力）：申告書入力項目（22号様式「預金財産分配予納・清算確定申告書」） ・解散事業年度定 ・課税標準額、税率 ・法人税割額 ・すでに納付の確定した法人税割り額 ・この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額 ・この申告により納付すべき法人税割額 ・均等割額 ・この申告書により納付すべき市町村民税額 ・分割区分 ※均等割第一算定期間中において事業所等を有していた月数、既に納付の確定した当該分の均等割額、この申告により納付すべき均等割額、***各区の月数内訳***、従業者数内訳、均等割額内訳 ※分割区分---全従業者数、市内の従業者数、均等割りの税率適用区分に用いる従業者数 ※自動算出される項目があるほうが望ましい			2.2.1. で申告対象が整理されたとて、必要となった場合は、2.2.6. ～「申告書入力（共通）」に加えて、ただき台に記載の要件を必須として定義する想定です。 ＜理由＞ ・解散日を基準として税率設定がされることから適用基準日の表示と適用税率での計算機能は必須と考えています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0710		2.2.33.	申告入力（旧特定信託確定申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。 申告に係る特定信託の契約期間を入力できること。	3.7.							2.2.1. で申告対象が整理されたとて、必要となった場合はただき台に記載の要件を必須として定義する想定です。 主な申告入力機能は2.2.6. ～の「申告書入力（共通）」機能とただき台の機能を必須とすることで再使されると考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0720		2.2.34.	申告入力（旧特定信託予定申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。 前年度の申告内容、予定申告額を表示して入力できること。	3.7.							2.2.1. で申告対象が整理されたとて、必要となった場合はただき台に記載の要件を必須として定義する想定です。 主な申告入力機能は2.2.6. ～の「申告書入力（共通）」機能とただき台の機能を必須とすることで再使されると考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0730		2.2.35.	合併申告管理	**合併日をまたぐ均等割の月割計算ができること。**	3.7.							市町村合併に関する要件ですが、現在、対象自治体は無い認識です。 不要な機能として、「実装不可」になると想定しています。	**＜確認事項＞** ・本機能は不要と想定しています。認識に誤りはないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0740		2.2.36.		**合併日をまたぐ確定申告時に、予定申告での既納付額の選付がある場合は担当自治体に分割入力して選付処理ができること。**	3.7.							市町村合併に関する要件ですが、現在、対象自治体は無い認識です。 不要な機能として、「実装不可」になると想定しています。	**＜確認事項＞** ・本機能は不要と想定しています。認識に誤りはないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0750		2.2.37.		**予定申告入力時には、前年度年度の税制額の設定ができること。 確定申告の際に確定した当期分の税額の対応、不均一課税ができること。**	3.7.							市町村合併に関する要件ですが、現在、対象自治体は無い認識です。 不要な機能として、「実装不可」になると想定しています。	**＜確認事項＞** ・本機能は不要と想定しています。認識に誤りはないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0760		2.2.38.		**年度年度による合併日前後での申告金額時に、法人税割、均等割のパターン賦課計算制御ができること。**	3.7.							市町村合併に関する要件ですが、現在、対象自治体は無い認識です。 不要な機能として、「実装不可」になると想定しています。	**＜確認事項＞** ・本機能は不要と想定しています。認識に誤りはないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0770		2.2.39.	入力結果確認	申告書の入力チェックリスト（システムに入力した内容の確認リスト）が出力できること。	3.8.			**申告処理_申告一覧画面（76）** ・処理日範囲を限定して、申告書の入力チェックリストを作成できること。				システム入力した内容のチェックリストは、誤入力の確認・防止のため必須と考えます。	**＜確認事項＞** ・申告書チェックのサイクルは、以下のいずれでしょうか。（抽出条件の検討のため） ①日次 ②月次 ③任意の範囲指定 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0780		2.2.40.	申告一括処理（パンチデータ入力処理）	*申告書パンチデータファイルを一括で取り込み、課税情報の更新、調定を行い、申告書取込結果リストを作成できること。 このとき、申告された事業年度、法人税額などをもとに、法人基本情報の登録有無・事業年度等の照合チェック、申告税額が適正かをチェックできること。誤りがある申告書について、申告エラーリストが出力されること。 還付金や中間申告要否など、個別申告入力と同様に法人基本情報の異動登録（履歴作成）ができること。*	3.5. 3.7.	【課税】 40. 特定のフォーマットでデータ化された申告書データを取り込む。	**7.2.2 申告審査処・調査作成(136)** ・計算誤り、重複、登録内容との整合性のとれない事業年度等の入力があった場合、調定ができないエラーが表示されること（その場合課税できない、以下調定エラー）。 ※確定申告、予定申告、中間申告、均等割申告、パンチデータ取込、eLTAX経由の申告データ	**申告処理_申告一覧画面（71）** ・電子申告データ、一括エントリーデータ・仮登録データ一括チェック機能及び一括登録機能を備えていること。	(42)申告書入力（課税情報入力）： ２０号、２０号の３様式の申告内容の外部作成ファイルを取り込み、一括で入力できること	【申告管理】 68.パンチレイアウトより申告書情報を取得し、法人市民税課税台帳へ、そのデータを格納して課税調定ができること。調定結果及びエラー情報をリスト出力できること。	**第2．申告・賦課** 2.2.11． 登録情報にエラーがある場合には、エラー抽出結果を一覧等で確認し、必要に応じてオンラインで修正、削除できること。	申告書（紙）のパンチデータの一括取込機能です。効率化に関する機能ですが、パンチ処理をしているお役所によるため、要予：オプション機能を想定します。 なお、機能詳細は、検討項目に記載の内容を確認して精査します。	**＜確認事項＞** （１）申告書のパンチデータの取込処理は実施されていますか。その場合、該当する申告区分（確定、中間、予定、均等割など）をご回答ください。 （２）現在の構成員の皆様の申告書一括取込後の処理の流れを確認し、仕様を固めたいと考えています。以下①～④で現在の運用に合致しているものがあれば教えてください。 なお、該当機能を利用／又は実装されていない場合はその旨ご回答ください。 ①資料番号を付番して、エラーなしはそのまま登録される。 ②エラー有無に関わらず仮登録状態となり、オンライン画面又は帳票でエラー分が確認できる 　※エラーなし分も仮登録となるため、全ての申告情報で本登録の処理を行う。 　また、エラー分は一覧等で抽出できる ③本登録されて、帳票でのみ事後的にエラーが分かる ④その他 ※パンチ取込機能による調定処理は、調定全体の機能として7.1.1. で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0790		2.2.41.	申告一括処理（eLTAX連携）	*eLTAXと連携し、電子申告データを一括で取り込み、課税情報の更新、調定ができること。取り込んだデータについて、エラーチェックを行い、登録結果をリスト出力できること。 ・税額計算エラー（申告データとシステム上計算された税額の不一致） ・団体コードエラー（法人台帳に登録がない利用者団体） ・重複データエラー（同一年度・同一申告区分のデータがあるもの） ・事業年度エラー （自動連携オプション） 外部媒体を経由することなく、定期的にeLTAXデータを自動連携して取り込めること。*	3.5. 3.7.	【課税】 38. 電子申告により受付付けた申告データについて、申告内容・法人基本情報との紐づけ等のチェックができること。 39. チェック終了後、システム内へ取り込みが行なえること。取り込み終了後、チェック及び自動計算が行なえること。 ◆電子申告データ取込不能リスト ◆電子申告データ識理エラーリスト	**7.2.2 申告審査処・調査作成(151)** ・電子申告の場合、申告データ取り込みの際、受付日・ＩＤ順に通知書番号が自動付番されること。 **7.9.1. エルタックス_連携処理（323）** ・データ連携用PCから　出力した利用届出データと申告データの取込を行う。	**申告処理_申告一覧画面（71）** ・電子申告データ、一括エントリーデータ・仮登録データ一括チェック機能及び一括登録機能を備えていること。	(43)申告書入力（課税情報入力）： eLTAX提供データを取り込み、２０号、２０号の３様式の入力を一括処理できること ※個人分状態とし、オンライン修正するなどの工夫があることが望ましい	【eLTAX申告データ連携機能】 74. エルタックスにて電子申告された法人市民税の申告書のデータを法人市民税システムに格納し、当該申告書の申告内容について、対象となる事業年度の法人市民税課税台帳への登録、登録内容の修正ができること。また、法人市民税システムへのデータ格納後に、申告内容のエラーチェックを行い、エラーのあるものは、登録、登録内容の修正を行わずにエラーリスト等で担当職員に警告できること。（エラー例、法人組付けエラー・計算エラー等） 79. 同一の申告データ（重複での提出）が送信された場合、その主旨取り込まずシステム上で取り込むかの確認ができること。	**第2．申告・賦課** 2.2.6. eLTAXと連携し、電子申告情報を取り込み、管理（登録、修正、削除）できること。 **第2．申告・賦課** 2.2.9. 登録情報を確認し、差異がある場合に法人基本情報を確認・更新できること。保留することもできること。 **第2．申告・賦課** 2.2.10． 差分について、リストで出力されること。	eLTAXデータの一括取込機能です。決算期が集中することから、多くの団体で効率化に繋がるため、構成員の運用も踏まえつつ必須要件化を検討します。 団体規模に応じて利用要否が分かれる場合はオプション機能かも検討します。 ※自動連携機能は、2.1.19. と同様にオプション機能を想定しています。	**＜確認事項＞** eLTAX一括取込後のシステム上の状態を確認させていただきます。 一括連携されている構成員においては、エラーチェックが掛かった申告情報は「仮登録」のような状態となり、以下の運用となっているでしょうか。 あるいは、仮登録データがなくeLTAX上で修正して再度取り込み直す仕組みでしょうか。 仕様検討の参考とさせていただきたいと思います。 （運用例） ・システム上に申告データを元に個別に申告画面で修正ができる（資料番号、又は申告区分・法人番号等で申告登録画面に入るとエラー分が自動表示される） ・修正登録をするまでは課税台帳に反映されず、調定が確定しないので収納連携されない ※パンチ取込機能による調定処理は、調定全体の機能として7.1.1. で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0800		2.2.42.		電子申告データの取り込み処理結果を画面で一覧表示できること。一覧表示から個別選択・一括選択し、登録・修正・削除できること。	3.7.		**7.2.2 申告審査処・調査作成(153, 154, 155)** ・入力した申告データについて、申告区分ごと、手入力、電子申告別に件数が表示されること。 ・入力した申告データについて一覧で確認できること。また、そのデータについて申告区分、宛名番号、通知書番号（分冊番号）、電子データの有無で絞表できること。 ・入力データ一覧は、全て・調定エラー・その他エラー・エラーなし電子申告ごとに表示できること。 ・また、eLTAX経由の申告書は、その旨を明示できること。 **7.9.1. エルタックス_連携処理（326, 328, 329）** ・取り込みをした申告データは一括で課税データとして反映させる。 ・取り込みをした申告データのうち、宛名重複、宛名不明のデータはエルタックスエラーとして表示できること。 ・重複した申告データは、後に受信したデータの方を読み込みすること。	**申告処理_申告一覧画面（71）** ・電子申告データ、一括エントリーデータ・仮登録データ一括チェック機能及び一括登録機能を備えていること。	(43)申告書入力（課税情報入力）： eLTAX提供データを取り込み、２０号、２０号の３様式の入力を一括処理できること ※個人分状態とし、オンライン修正するなどの工夫があることが望ましい	【申告管理】 77.提出された申告書等を簡単管理する際に、閲覧しやすくするために課税庁側が当該申告書に資料番号を付設し、その資料番号を申告書入力時には法人市民税課税台帳に登録できること。 【eLTAX申告データ連携機能】 78. 取り込みの際にエラーが生じた場合は、システム上で修正できること。 77. 取り込みエラーをシステム上で修正後、オンライン・バッチ処理どちらでも登録作業ができること。 79. 業務システムから出力した法人市民税に関する申告データの取り込み結果（件数確認）を確認することができること。 80. システム上にエルタックスデータを取り込む際に、取り込んだ順に番号（資料番号）が自動で付設できること。	**第2．申告・賦課** 2.2.6. 電子申告情報の取り込み処理結果を画面で一覧表示できること。 ・一覧表示から個別選択・一括選択し、登録・修正・削除できること。 **第2．申告・賦課** 2.2.11． 登録情報にエラーがある場合には、エラー抽出結果を一覧等で確認し、必要に応じてオンラインで修正、削除できること。 **第2．申告・賦課** 2.2.12． 資料編、申告編、管理番号順等に出力できること。	上の要件で確認します。	上の要件で確認します。	
	2.3. 法人税連携・申告是認													
0810		2.3.1.	都道府県税連携による申告是認（一括処理）	*国・都道府県からの法人税額通知データを取り込み、事業年度単位で一括して申告是認処理ができること。税額通知と不一致の場合は、エラーとできること。 チェック項目は課税標準額、受渡納税金、外国税額控除額、全従業者数、該当従業者数、均等割従業者数とすること。*	4.4.							都道府県からの通知がデータか否かにも依存すると考えます。また、自治体の要求仕様にも記載がありませんが、一部事業者が機能を有しており利用と考えられるため、必要性を確認したとてオプション機能とすることを想定します。 なお、国税データが連携されるようになれば、本機能の重要性はとがると考えられるため、こうした動向を踏まえて必須／オプションの整理を行う必要があると考えます。	**＜確認事項＞** 現在、都道府県からデータで受領している前提となりますが、構成員のシステム状況並びに運用を確認します。現状を受理したとて、今後、国税申告情報のデータ連携の動向を踏まえて必須／オプションの検討を実施します。 （１）システムで申告是認処理は行っているか。（チェックのみ実施／申告是認の状態まで管理） （２）都道府県からの税額通知は紙かデータか。 （３）紙の場合は、チェック処理をどのように行っているか（システム上の処理内容）。データの場合も同様。 （４）オンライン個別入力か、データの場合は一括処理か。 （５）本機能を必須とすべきか、オプションとすべきか。理由も合わせてご回答ください。 また、現在国税からの情報で、国税から直接受信している情報の有無について確認します。 （６）国税から直接受領する情報の有無 （７）受領している場合、その内容及び形式（紙かデータか。） ※仮に必要とした場合は、チェック項目についても十分かを確認させていただきます。 ※なお、国税修正等で課税標準額が不一致となるものなどは、本機能で不一致チェックを行ったのちに個別で更正処理等を行うことを想定しています。（2.3.2. の機能） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0820		2.3.2.	都道府県税連携による申告是認（個別処理）	*法人税額通知と法人住民税の申告内容のチェックを法人単位で個別に行えること。 チェック項目は課税標準額、受渡納税金、外国税額控除額、全従業者数、該当従業者数、均等割従業者数とすること。*	4.4.							上の要件を踏まえて確認します。	上の要件を踏まえて確認します。	
0830		2.3.3.	申告是認の未実施法人抽出	*申告是認処理が行われていない法人、データ突合処理が行われていない未チェック法人並びに対象申告情報をリストにできること。*	4.4.							上の要件を踏まえて確認します。	上の要件を踏まえて確認します。	
0840		2.3.4.	都道府県税連携による未登録法人抽出	*法人税額通知との突合により、法人台帳に未登録の法人を抽出できること。*	4.4.							上の要件を踏まえて確認します。	上の要件を踏まえて確認します。	
	3. 更正・決定													
	(3.1. 更正・決定処理)													

資料2

	機能名称			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B窓	C窓	D窓	E窓	F窓	I窓	要件の考え方・根拠	検討項目（独自項）	○○県／市／町／村／町村会
0850	3.1.1.	更正入力処理		対象年度について前申告情報を自動表示し、国税の申告基礎（修正申告、更正決定）、国税処理日等を入力して更正処理ができること。 更正請求書に基づく更正の場合は、更正請求日を登録できること。 更正通知書の通知日、納期限は自動設定されること。 ※申告基礎＝更正決定事由	4.5.	【課税】 49. 更正、決定、更正の請求の登録・管理ができること。	**7.3.1. 更正・決定登録（230, 229, 230, 231）** ・事由により、増額と減額を判定できること。 ・設定取消は均等割のみにできること。 ・更正・決定設定時に、発布日を設定できること。 ・更正事由が「更正の請求による減額」の場合、更正の請求日の入力が無ければ更正入力画面の更新が不可となること。 ・設定リスト等は、申告区分別・宛名番号（分冊番号）順に出力できること。		(39) 申告書入力（課税資料入力）：申告書入力項目 ・更正請求書） ・法定納期 ・第1号の利決等の確定日 ・第2号の更正決定等のあった日 ・第3号の政令の定める理由の生じた日 ※国の税務官署の更正の通知日が管理できれば他様式の流用でも可 (48, 50) 申告書入力（課税資料入力）：更正入力 ・更正入力の履歴を保持し、過去の経過を画面で参照できること。 ・更正事由、更正日の入力ができること	【申告管理】 36. 更正・決定入力時法人税の更正事由、年月日と市民税の更正事由、年月日を入力できること。 【申告管理】 52. 更正対象となる申告書に対して更正、更正請求、決定の入力ができること。	**機3. 更正（税額変更処理）** 3.3.1. 調査課税処理結果、減免等処理結果等に基づき、課税台帳情報等の更新・管理（登録、修正、削除）ができること。 3.3.2. 上記の要件について、課税台帳情報等が自動更新されること。 3.3.3. 法人税の修正申告年月日及び更正・決定年月日の情報が管理できること。未入力の場合、警告が表示されること。 **機3. 更正（その他更正処理）** 3.4.1. 過去1年分の更正（現年含む）ができること。過年度の該当部課情報を引継いで、更正を行うことができること。 3.4.2. 課税内容（申告日・事業年度を含む）について、職権による強制修正ができること。	更正処理は、適正課税のために必須機能と考えます。 課税の申告基礎・処理日、更正請求書・日付を管理して更正入力ができる運用を想定しています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0860	3.1.2.			課税標準、各種控除、分割基準を入力し、増額・減額更正の額が自動計算できること。 特定寄付金税額控除や低炭素住宅控除、外国税額控除がある場合は明細入力ができること。 自動計算した金額について、手動で変更もできること。	4.5.		**7.3.1. 更正・決定登録（234, 235）** ・不均一課税対象法人地比保課税リストは設定年月を設定して検索すると、入力済申告データのうち不均一課税対象のデータが抽出されること。 ・また、明細書の有無についても表示されること。	**申告処理_申告一覧異動（61）** ・更正または決定申告入力時、課税標準となる法人税額の内訳を登録できること。			**機3. 更正（税額変更処理）** 3.3.4. 更正処理に基づき、税額計算ができること。	自動計算機能はミス防止等の観点から必須と考えます。 なお、基本的には確定申告等の申告入力と同等の機能を想定しています。 （「社の特定寄付金税額控除、仮装経理控除に加えて外国税額控除の明細入力機能も有する） なお、緑字の部分（手動での金額変更）は、2.2.17. に記載する強制入力処理と同義です。2.2.17. で確認した内容を、本要件にも当てはめる想定です。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0870	3.1.3.			更正処理登録後も、確定または取消処理ができること。 未申告法人への決定処理も同様とする。	4.5.							確定日は申告書入力と同様に月次と考えています。対比表上は、申告処理と更正処理を同等の機能で扱っているため、更正に特化して記載はありませんが、瑕疵性担保のため、更正処理でも記載しています。 なお、確定されるまで課税台帳に反映されないかを確認させてください。 ※関連機能：2.2.3.	**＜確認事項＞** 左記要件並びに要件の考え方について、問題ないかご確認ください。 また、通知日までは課税台帳への反映もされていませんが、（課税台帳を照会しても出てこないか） ※6. 減免についても、月次で処理するまでは同様に取消処理ができるかご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0880	3.1.4.	決定処理		更正処理と同様の入力機能で、決定処理が行えること。 決定額は課税標準額をもとに自動計算できること。	4.5.		**7.3.1. 更正・決定登録（228）** ・事由により、増額と減額を判定できること。 **7.3.1. 更正・決定登録（237）** ・更正・決定入力画面から、入力データを調査書・通知書形式で出力できること。出力項目は通知書と同じであること。また、発布日及び納期限の日付を入力できること。 **7.3.1. 更正・決定登録（237）** ・更正・決定、みなす申告入力画面から、入力内容を申告書の様式で出力できること。					更正処理と同様に、未申告者へ決定処理を行う機能であり必須と考えています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0890	3.1.5.			「事務所等がない」法人については、均等割月数（0月を含む）を任意に入力できること。	4.5.							法人税額通知による申告発送処理がある場合、例External的な理由として「事務所等がない」法人の未申告・未処理状態の解消などのために0月の決定を行うケースがあると考えています。	**＜確認事項＞** 各機能長の運用を確認させて頂きます。 また、0月の決定に特別な機能は必要ない（均等割月数を手入力できれば良い）かを確認します。（例. ゼロ決定の場合は決議書の記載が変わるなど） →特別な要件が必要ない場合は、3.1.2. の「手動での金額変更」で対応できるため、要件削除を検討します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0900	3.1.6.	更正決定決議・通知書作成		更正・決定処理後に、更正・決定決議書を出力できること。更正対象法人一覧を出力できること。	4.5.	【課税】 50. 更正・決定通知書が作成できること。 ◆更正・決定決議書 ◆更正・決定通知書		**申告処理_申告一覧異動（74）** ・「更正（決定）通知書」「更正（決定）決議書」の発行ができること。 **申告処理_申告一覧開会（91）** ・更正・決定決議書および更正・決定通知書を出力でき、再発行も出来ること。	(52) 申告書入力（課税資料入力）：更正決定通知・決議書出力 ・更正入力の一連処理で更正決定通知書・決議書が印刷できること (53) 申告書入力（課税資料入力）：更正決定通知・決議書出力 ・通知名（通常は市長名）が印刷できること	【申告管理】 53. 更正、更正請求、決定の入力を行ったものについて、更正決定通知書、更正決定決議書が出力できること。 55. 更正決定通知書、更正決定決議書の文言が複数仕様に設定できること。（※議事より：更正事由ではなく、特記事項として特殊な構成があった際の説明等を任意に入力できる機能を想定→通知書ひな型を加工可能な形で受領する）	**機4. 交付** 4.1.3. 更正処理の結果税額が変更となったものに対し、更正決定通知書及び更正決定対象一覧表を発行できること。	決定処理後に決議書を出力する機能は、更正の決議を行うために必須と考えます。	左記要件並びに要件の考え方について、問題ないかご確認ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0910	3.1.7.			更正・決定処理後に、更正・決定通知書を発行できること。発行は、個別だけでなく一括でもできること。 再発行もできること。	4.5.		**7.3.1. 更正・決定登録（225）** ・すべての設定について、通知書番号あるいは分冊番号の入力ができること。	**申告処理_申告一覧異動（74）** ・「更正（決定）通知書」「更正（決定）決議書」の発行ができること。 **申告処理_申告一覧開会（91）** ・更正・決定決議書および更正・決定通知書を出力でき、再発行も出来ること。	(53) 申告書入力（課税資料入力）：更正決定通知・決議書出力 ・通知名（通常は市長名）が印刷できること	【申告管理】 53. 更正、更正請求、決定の入力を行ったものについて、更正決定通知書、更正決定決議書が出力できること。	**機4. 交付** 4.1.3. 更正処理の結果税額が変更となったものに対し、更正決定通知書及び更正決定対象一覧表を発行できること。	通知書の発行機能は地方税法上の要請であり必須と考えます。 なお、更正決定単位での個別発行に加えて、「社の調定年月分の一括発行について、検討項目にしています。	**＜検討事項＞** ・更正・決定通知書について、「調定年月を指定して」の一括発行機能は必須でしょうか（現在も利用されていますか）。 ・必須ではない場合は、どのようなシステム機能・運用であれば問題ないかをご教示ください。 （例）個別に決議処理する際に必ず出力するため、一括出力の必要性は低い。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0920	3.1.8.			増額更正・決定の場合は、通知書発行と同時に納付額が印字された納付書を発行できること。 再発行もできること。	4.5.				(56) 申告書入力（課税資料入力）：納付書出力 更正入力の一連処理で納付書が出力できること ※更正入力後に簡単な操作で出力指定をするでも可			更正決定の流れで「同時に」納付書を作成する機能は、I市、T社のみ明確に記載しています。 本件、「同時に」を必須とするかについて検討項目としています。	**＜検討事項＞** ・更正決定通知書を出力する際、「同時に」納付書を発行することは必要でしょうか。現行運用を踏まえて、「同時に」以外の発行のタイミングがあればご教示ください。 （例）増額更正・決定分の納付書を抽出して個別発行できれば良い。現行システムもそのようになっている。など ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
4. 未申告調査														
4.1. 未申告法人調査														
0930	4.1.1.	未申告法人抽出		申告情報（予定・中間、確定、均等割）を基に申告期限が到来し未申告となっている法人を抽出し、未申告法人一覧が作成できること。抽出は事業年度や申告期限、申告区分などを任意に選択して作成できること。 未申告法人リストには法人の現況（事務所等なし／解散／清算結了など）を出力すること。 非課税法人や更正決定処理をした法人は、申告書が未提出でも出力されないこと。	6.5.	【課税】 51. 指定した期間に未申告の法人について、対象法人の一覧を作成することができること。 ◆未申告法人一覧（確定・予定・中間・均等割別） ◆法人市民税の申告について（催告）「確定・予定・中間・均等割別」	**7.4.2. 未申告法人調査（257, 258, 260, 262）** ・未申告法人抽出時に、未申告期間・法人状況（非課税法否か）の条件設定ができること。 ・非課税判定フラグがあり、非課税の法人は抽出されないこと。 ・不申告法人EXCの抽出条件は、不申告法人で抽出された法人であり、エクセル出力もできること。 ・法人未申告調査書の抽出条件は、不申告法人で抽出された法人であり、法人名・宛名番号・所在地（本店・市内の支店）・電話番号・事業種目・代表者・未申告事業年度・顧与税理士は印字され、宛名番号順に出力されること。 **7.10.1. 共通_共通照会（300, 301）** ・不申告の事業年度の一覧が表示されること。 ・不申告メモ機能があること。	**バッチ処理_月次処理（111）** ・調査対象期間内で提出されるべき申告書が提出されていない事業所を一覧に出力することができること。	(25) 申告書の出力・発送：未申告者を抽出し、一覧が印刷できること。	【調査業務】 95. 任意の条件で未申告法人の抽出ができ、データ出力ができること。	**機3. 更正** 3.1.1. 申告情報を基に、未申告法人（予定・確定）を抽出し、リスト等で確認できること。 ※対象事業年度において、以下の法人は未申告リストに載らないこと。 ・休業中の法人 ・更正処理した法人 ・決定処理した法人 ※リストに当該法人の異動区分（解散など）が載っていること。 **機3. 更正** 3.1.4. 未申告調査結果を管理（登録、修正、削除）できること。（メモでの代替運用可）	未申告法人の抽出は、適正課税のために必須であると考えます。 また、事務所等なし・解散などの法人を全てリストに出力したとて、現況をもとに申告指導するかを判断することが望ましいと考えています。	左記要件並びに要件の考え方について、問題ないかご確認ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0940	4.1.2.			申告書未提出の法人に関する未申告調査票が出力できること。	6.7.			**バッチ処理_申告処理（107）** 【未申告調査票】 ・処理日の月末に申告書を提出すべき事業所のうち、申告書が提出されていない事業所を未申告調査票に出力することができること。				本調査票を調査仕様書に含めている団体があります が、どのような運用をしているかを確認させてください。	**＜確認事項＞** 未申告調査票を使用されている構成員においては、その目的や運用をご回答ください。 未申告法人の抽出と、それに対する勧奨通知の発行は別で要件化しています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0950	4.1.3.	申告勧奨通知		未申告期間を指定して、その期間に申告義務があるが未申告となっているが申告がない法人に対して、申告勧奨通知（未申告通知書）を一括で作成できること。 法人を選択して個別での申告勧奨通知の発行もできること。 申告勧奨通知の発送状況を管理できること。	6.8.		**7.4.3. 台帳修正（269, 271）** ・未申告通知については毎月出力できること ・未申告通知は、不申告抽出と同じ条件で出力できること。		(26) 申告書の出力・発送：未申告者へ申告を勧奨するための通知文書が印刷できること。	【調査業務】 96. 任意文書発送対象法人等を抽出でき、それを基に任意文書発送対象一覧表をデータ出力し、任意文書を作成できること。	**機3. 更正** 3.1.2. 抽出した未申告法人に対し、申告勧奨通知（催告書）、未申告通知書）を作成できること また、申告書、納付書も出力できること。 **機3. 更正** 3.1.3. 申告勧奨通知、申告書、納付書を同時に出力できること。	申告勧奨は適正課税・申告指導のために必要と考えますが、構成員のシステム運用を確認したうえで必要な仕様を整理いたします。 ※T社が、「未申告通知発送事/不要を管理」「未申告通知発送状況を管理」する機能を実現しています。要件管理は一括発行処理を前提にしていると考えられるため、検討項目に記載しています。	**＜確認事項＞** （1）未申告通知書は、一括で作成していますか。 （2）発送状況（発行履歴）をシステム管理していますか。　※メモ機能への手入力を除く （3）発送状況を管理している場合、一括・個別のいずれもシステム で自動管理できますか。 （4）発送状況の管理機能は必須でしょうか。 （5）未申告法人に限定した送付用宛名シール作成は必要でしょうか。※T社の機能一覧に該当あり。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
5. 照会														
5.1. 証明書発行														
0960	5.1.1.	証明書発行		以下の証明書の発行ができること。 分割法人の場合は、本店・支店の切替ができ、支店ごと、全支店の出力もできること。 ・所在証明書 ・営業証明書 ・地番変更証明書	5.5.	【法人基本情報管理】 22. 営業証明が出力できること。 ◆法人住民税で使用している住金外番号や法人の現況区分等から営業していることを判断できること。 ◆証明書出力時、現況区分が閉鎖や解散・清算結了など、営業していることが確認できない場合にエラーメッセージが表示されること。 ◆申告書が提出されていない場合にも、発行時警告/エラーメッセージを表示すること。 ◆営業証明書	**7.5.1. 証明書発行（276, 277, 278）** ・所在証明書、営業証明書、所有村会便に伴う所在地変更証明書、土地区画整理に伴う所在地変更証明書が出力できること。 ・市町村会便に伴う所在地変更証明書出力については、宛名番号、法人名カナ名称、法人漢字名称で検索できること。 ・土地区画整理に伴う所在地変更証明書出力については、区画整理事業名、宛名番号、法人カナ名称、法人漢字名称で検索できること。 **7.10.2. 共通_事務所管理（353）** ・所在照明・営業照明が事業所ごとに発行できること。	**基本処理_新規登録／更新（44）** ・「事業所証明書」「所在証明書」「営業証明書」の発行ができること。 **基本処理_基本台帳照会（58）** ・「事業所証明書」「所在証明書」「営業証明書」の発行ができること。 **基本処理_基本台帳登録（65, 66）** ・証明書に印刷する名称、備考欄等を自由に書き換えができること。 ・指定した発行枚数分出力ができること。 **基本処理_基本台帳登録（67）** ・「事業所証明書」「所在証明書」「営業証明書」の発行ができること。	(58~63) 帳票_共通： ・所在地・名称・証明書発行番号・発行日が印刷できること ・システムに登録がある市内法人の本店・支店の証明が発行できること ・除部法人の証明は発行しないこと ・認証者名（通常は市長名）が印刷できること ・認証書が交付した場合に簡単な操作で変更できること ※保守業務の範囲で迅速に対応でも可 ・認証書印（通常は市長印）公印が印刷できること ※通知書印をプレ印刷した専用紙に印刷でも可		**機4. 交付** 4.1.1. 以下の証明書の発行ができること。 法人市在証明書（営業証明書） 地番証明書 納税証明書 完納証明書	営業証明書等の出力は、多くの事業者が対応でき、自治体の要求にも多いです。ただし、法令上必須のものではないと考えており、必須帳票とすべきかを確認いたします。 （5.1.2.~5.1.4.は、本要件が必須となった場合のものです） 証明書の出力帳票は帳票一覧のなかでも確認します。	**＜確認事項＞** （1）本要件に記載の証明書は必須でしょうか。必須の場合は利用目的をご教示ください。 （2）必須となった場合、たたき台に記載の「分割法人の場合は、～」について、現行運用に照らして、システム処理が必須かをご回答ください。 ※全支店の台帳管理については、本仕様1.1.1.の検討項目に挙げています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0970	5.1.2.	証明書発行チェック		証明書発行時に、現況が事務所等なし、解散・清算結了、除部など営業が確認できない場合は警告メッセージが表示されること。	5.5.		**7.10.2. 共通_事務所管理（362）** ・証明発行時に、閉鎖済みの法人や廃止している事業所についてはその旨の注意が表示されること。					5.1.1. で営業証明書等が必須となる場合、解散法人等に誤って証明書を出力しないための警告は必要性が高いと考えます。 なお、「警告」（＝アラート）ですので、警告されるが発行は可能という整理をしています。	左記要件は必須でしょうか。左記「要件の考え方・根拠」と異なる場合、又は必須でない場合は、理由を合わせてご教示ください。 また、法人住民税でも「発行制御」（DV等での発行抑止設定）が必要なケースがあれば、教えてください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
0980	5.1.3.	証明書記載変更		証明書の再発行ができること。	5.5.						**機4. 交付** 4.1.2. 証明書の再発行ができること。	5.1.1. で証明書の発行が必須である場合、再発行についても必須機能と考えます。	左記要件は必須でしょうか。左記「要件の考え方・根拠」と異なる場合、又は必須でない場合は、理由を合わせてご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

資料2

	機能名称			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・課題	検討項目（論点案）	○○郡／市／町／村／町村会
0990		5.1.4.	証明書記載変更	証明書の名称、認証文、備考等を任意に設定できること。	5.5.							帳票の出力文言を、保守機能で設定することは必須と考えますが、発行時の処理の流れで文言を変更することがあるかは検討項目とします。	**＜確認・検討事項＞** オンライン画面で出力する際の以下についてご回答ください。 （1）出力時に文言変更ができますか。（マスタ管理の場合は「いいえ」） （2）法人基本情報で管理している情報も文言変更ができますか。 （3）上記（1）（2）は、実務上の必要性が高いですか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
	6. 減免													
	6.1. 減免基本情報管理													
1000		6.1.1.	減免対象抽出・減免申請書作成	減免対象法人（前年度減免した法人、法人基本情報にて「減免・課税免除」と登録した法人）を特定し、抽出できること。	4.8.	【課税】 37.減免の登録ができる。 51.課税免除情報（NPO法人等）を管理できること。（※申告案内等は送付しない。）	**7.6.1.減免_基本情報修正（207,208）** ・税年度分が「均等割」の法人が2月申告印刷抽出時に抽出ができること。 ・税年度分が「均等割」の法人が2月申告印刷抽出時に出力ができること。				**第3．更正（減免等処理）** 3.2.1. 減免対象法人（前年度減免した法人、収益のない公益社団法人、NPO法人）を抽出し、減免申請書を作成できること。また、納付書、20号様式についても作成可能なこと。	法人基本情報から減免対象を特定する機能は、減免管理全体の基礎となるため必要と考えます。（SDCでのリスト化等も想定） ただし、一部団体では「課税免除」等の仕組みを税条例で定めているため、仕様の策定にあたっての確認をさせてください。 ※なお、減免／課税免除の対象としている点については、1.1.4.で法人基本情報に登録された法人を抽出する想定です。手動で登録が必要ですが、自治体の対象法人の差異に関係無く、減免対象が設定できます。	**＜確認事項１＞** 以下に該当の運用があれば、該当番号と各項目に記載の運用詳細（ア、イ、ウ）をご回答ください。代替運用ができるか、等も含めて必要な機能を整理します。 （1）課税免除を実施している場合 ア．システムで課税免除の運用ができているか（免除対象法人は一括して課税台帳に0円登録処理をするなどの運用か、それとも個別に減免処理するか）。 イ．システム上で、法人区分又は減免区分をもとに免除対象を設定して、そこへは申告書を送付しない（一般社団法人等だけ送付する）ような制御ができているか。 ウ．システム上で、免除対象は未申告状態で残らないか、どのような状態となっているか。 （2）課税免除を実施していない（減免）の場合 ア．システムで減免対象の法人区分をパラメタ等で設定できるか、あるいは「減免区分」を法人区分と別に管理しており、それで判断しているか（特に、一般社団法人等を減免対象とする場合）。 →1.1.4.の検討項目で確認した趣旨と同じです。 （3）初回申請のみ受領し、以後は課税免除とする場合 ア．前年度申請があった法人のみを抽出したり、自動で減免するなどの特別な機能を利用していますか（申請がある場合の減免処理と、求められる機能は同一でしょうか）。 （4）上記の①②③に当てはまらない場合 ア．制度、業務内容、システム処理の詳細を教えてください。 **＜確認事項２＞** 普通法人の「事務所等なし」・解散中の場合に減免申請書を受領する団体の場合、当該普通法人の減免をどのように処理しているか。①～④に該当があればご回答ください。 ①確定申告で減額後の金額のみ入力する（現況区分で判断して均等割月数0が入力できる等） ②確定申告で均等割を課税申告入力し、更正処理で減額する ③確定申告処理はせず決定処理で減額分を入力する ④均等割減免で入力する（所得は無い想定） ※運用を確認し、一般に想定される申告・減免入力機能で運用できるかを確認させて頂きます。代替運用の場合、統計上の不備があるなどのご意見も合わせてお願いします。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1010		6.1.2.		減免対象法人に対して、均等割申告書及び納付書を一括で作成できること。 個別での作成もできること。	4.8.						**第3．更正（減免等処理）** 3.2.1. 減免対象法人（前年度減免した法人、収益のない公益社団法人、NPO法人）を抽出し、減免申請書を作成できること。 また、納付書、20号様式についても作成可能なこと。 **第3．更正（減免等処理）** 3.2.2. 20号様式と納付書、減免申請書を同時出力できること。	本機能要件2.1.4.で均等割法人については申告書作成機能を定義しています。ただし、減免対象法人は申請書を同封するなど処理すると想定されるため、機能を分けています。 これらの機能が必須の機能として、検討項目の内容を確認します。	**＜確認事項＞** 現行の運用上、均等割申告書の作成時に減免対象法人についての該当運用を①～③でご回答ください。（減免対象法人にのみ減免申請書を入れる、減免対象でない場合は納付書を同封する、などの違いがシステム機能に影響するかを整理するため） ①分けて作成（減免対象分にも納付書は送付している） ②分けて作成（減免対象分には納付書を送付していない） ③分けずに作成（減免対象分は作成後に引き抜く） また、分けて作成できるがしていない、などあれば理由を合わせてご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1020		6.1.3.		減免対象法人に対して、減免申請書を一括出力できること。	4.8.						**第3．更正（減免等処理）** 3.2.1. 減免対象法人（前年度減免した法人、収益のない公益社団法人、NPO法人）を抽出し、減免申請書を作成できること。また、納付書、20号様式についても作成可能なこと。	減免申請書の作成は、機能として有しているパッケージも多いですが、利用有無や要否を確認いたします。（プレプリントで運用できる内容であるため）	**＜確認事項＞** （1）減免申請書の作成機能を有している場合、運用とも利用していますか。 （2）減免申請書に宛名等が出力される場合、封入ミスのリスクもあると考えます。本機能は業務上必須のものでしょうか。 （3）（必須となる場合）多くの団体では2P上に申請書を載せています。再送の必要性は低いと考えるため「一括出力」のみ定義しています。個別出力機能は必須でしょうか。必須となる場合は理由を教えてください。（例．インターネットが利用できない団体が実際にある等） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1030		6.1.4.	減免情報管理	対象法人の減免内容を登録し、減免決議書が出力できること。減免登録の修正、削除もできること。	4.11.		**7.6.1.減免_基本情報修正（293,294）** ・申告書登録したもののうち、随時で調定するものを選択し、随時調定できること。 ・随時調定の対象は申告区分で検索できること。	**申告処理_申告一覧処理（70）** ・「修正申告」「減免」ができること。		【申告管理】 62.均等割申告書第22号の3様式に対する減免の入力ができること。 63.清算予納、清算結了申告書に対する減免入力ができること。（注：平成22年9月30日以前に解散したものについては、清算予納申告書第21号様式、清算結了申告書第23号様式となり、平成22年10月1日以後解散したものについては、清算予納、清算結了申告書ともに第20号様式での入力となる。） 64.確定申告書第20号様式に対する減免入力ができること。（注：市独自の減免であり、6ヶ月以上休業している法人等の均等割を全額減免するものである。） 65.減免入力を行ったものについて、減免通知書、減免決議書が出力できること。出力は、入力後即時にオンラインで出力できること。 66.減免通知書、減免決議書の文言が複数任意に設定できること。（議事メモ：通知書ひな型を加工可能な形で受領する）	**第3．更正（減免等処理）** 3.2.3. 減免に係る情報（申請情報、審査結果、事由、割合、額、期間等）を管理（登録、修正、削除）できること。	各自治体が定める減免対象法人への減免処理は必須であり、システム管理が必要と考えます。また、決裁に必要な帳票出力、格式会社等の普通法人への減免の取扱いは確認を行います。	**＜確認事項＞** （1）減免決議書はシステム帳票を利用されていますか。（必須帳票でしょうか） （2）6.1.1.の「確認事項２」で、均等割申告法人以外の減免がある場合、減免決議書や通知書はシステム上で作成されていますか。 （3）減免の登録処理は、法人ごとの処理のみですか。（対象法人を一括選択して処理する、などの運用はされていますか。あるいは必須ですか。） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1040		6.1.5.		減免不許可の情報についても管理できること。	4.13.		**7.6.1.減免_基本情報修正（301）** ・郡下通知書には法人の所在地（送付先あるものは送付先）、法人名、均等割申告受付日のデータを印字出来る事。				**第3．更正（減免等処理）** 3.2.4. 減免不許可の情報についても管理できること。 **第4．交付** 4.1.2. 減免不許可の情報を管理できること。	条例上、減免不許可・不承認の制度を有しています（不許可通知書を定めている）ケースを想定しています。ただし、不許可情報を管理する機能は、対象数が少なく費用対効果が見込めない可能性があるため、要件の必要性を確認いたします。	**＜確認事項＞** （1）減免不許可の制度を有されていますか。 （2）制度がある場合、 ア．システム上で不許可フラグがありますか。（メモ管理でしょうか） イ．不許可フラグがある場合、不許可通知書の出力ができますか。（又はExcel等でしょうか） ウ．システムで対応する必要性（対象事数、業務の頻度性）は高いですか。理由を合わせてご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1050		6.1.6.	減免決定通知書発行	減免決定者に対し、減免決定通知書を出力できること。	4.11.					66.減免通知書、減免決議書の文言が複数任意に設定できること。（議事メモ：通知書ひな型を加工可能な形で受領する）	**第4．交付** 4.1.1. 減免申請書に対し、減免決定通知書を発行できること。	減免対象者への減免した旨、金額等を通知する必要があるため、本機能は必須と考えます。また、減免入力、あるいは決議決のタイミングで個別出力する想定です。	要件、要件の考え方が問題ないかをご確認ください。（要件の考え方にある「個別出力」という点もご確認ください） ※均等割申告書の減免以外は、6.1.1.で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
	7. 調定処理・統計資料作成													
	7.1. 調定処理													
1060		7.1.1.	調定処理	申告情報をもとに調定額を確定し、調定処理を行えること。 申告処理に係る調定は即時で収納システムに自動連携されること。 更正決定処理、減免処理に係る調定は月次で収納システムに反映できること。	5.1.		**7.2.1.申告消内・納付書作成（129）** ・電子納付（マイポータル）について対応可能なこと。 **7.2.2.申告書登録・調定作成(159,192,194,196)** ・調定予定リスト等を申告区分別、宛名番号順または分割番号順に出力できること。 ・調定予定リスト対象外の入力データは調定前入力データのまま調定処理されないこと。 ・（調定予定リストについて） ・申告区分ごとに、宛名番号、事業年度、法人名、法人税割額、均等割額、小計が表示され、大計（申告と更正別）も表示されること。 ・（調定予定リストについて）また、清算確定、電子申告もその欄表示されること。	**基本処理_新規登録／更新（38）** ・延長法人の見込納付額に対する自動調定が作成できること。 **基本処理_基本台帳異動（82）** ・申告書情報は、即時に収納に反映されること。	(40)申告書入力（課税資料入力）：入力した申告情報をもとに税額を計算し、調定額を確定できること		**第5．調定・統計** 5.1.1. 賦課処理及び更正処理に係る調定処理を個別・一括で行うことができること。	調定機能は収入を確定させるために必須機能と考えます。 （前提事項） ・地域情報プラットフォームのDBM構成とは異なりますが、申告、更正決定、減免のいずれにも関係するため共通的要件として定義しています。 ※地プラは申告／更正決定／減免が分かれているため。 なお、調定が収納システムに連携される「タイミング」は業務運用、システム仕様が分かれるため確認が必要と考えます。	現行のシステム仕様・運用を前提に以下をご回答ください。 **＜確認事項＞** （1）現行の調定データの収納システムへの連携頻度を教えてください。 ア．申告書の調定　：即時／日次一括／月次一括／随時（職員任意） イ．更正決定・減免調定　：即時／日次一括／月次一括／随時（職員任意） （2）随時反映の場合、システム上でどのような処理をしていますか（画面で申告一覧をもとに選択して反映、など）。 （3）即時・随時反映以外の場合、収納システムで即日の納税証明書を要望されるケースではどのように対応していますか。（Excelで作成、など） （4）確認事項（1）イで、更正決定の調定反映が月次一括の場合、調定まで更正決定の情報は課税台帳に反映されませんか。 （5）以上を踏まえて、望ましいと考える調定データの連携を教えてください。 ア．申告書の調定　：即時／日次一括／月次一括／随時（職員任意） イ．更正決定・減免調定　：即時／日次一括／月次一括／随時（職員任意） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1070		7.1.2.		申告情報登録（更正決定・減免を含む）時に、調定年月が自動で初期設定されること。手動での変更もできること。	3.7. 3.12. 4.6. 4.11.		**7.2.2.申告書登録・調定作成（198,200）** ・調定年月が表示されること。 ・申告区分ごとに、分割番号、宛名番号、事業年度、法人名、法人税割額、均等割額、小計が表示され、大計（申告と更正別）も表示されること。					調定年月のマスタ管理は効率性・正確性の観点から必須と考えています。 また、申告が早く来た法人などで調定年月の調整することがあるため個別の手動設定もできることが必要と考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

資料2

	機能名称			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	I市	要件の考え方・課題	検討項目（論点案）	○○県／市／町／村／町村会
1080		7.1.3.	減額調定の統計処理	還付（減額調定）は、当該還付対象税額の納付年度をもとに自動で振り分けられること。統計資料には振り分けられた金額で集計されること。 ・過年度納付分が現年度で減額調定となったとき：歳出還付 ・現年度納付分が現年度で減額調定となったとき：歳入還付	5.7. 5.12. 4.6. 4.11.						第2．申告・試算 2.2.13．出納閉鎖期間中の確定申告の選択について、以下の選択ができること。（出納閉鎖期中は以下の三つが混在して発生するため） ・現年度歳入還付 ・旧年度歳入還付 ・歳出還付 また、収納システム側と法人市民税システム側の還付区分は一致すること。	主に出納整理期間における歳入・歳出還付の取扱いが団体により異なる可能性が考えられます。 システムの仕様として妥当性が高いものを考えたいと思います。	以下の運用を確認したうえで仕様を検討いたします。なお、法年上の出納整理期間の予算の取扱いと、実務上の運用が異なる場合は、実務運用を優先して回答ください。 **＜確認事項＞** （1）歳入・歳出還付の判断 ・調定日に応じて歳入・歳出還付が振分けられるという理解で良いでしょうか。又は、収納システムと連携して収納日で整理していますか。（なお、標準仕様書は、法人住民税システムに収納機能を持つことを必須としません） （2）出納整理期間の確定申告 ・令和2年の予定申告を令和3年3月決算法人が月末に申告した際に生じる還付金は予定申告のある令和2年度の歳入還付として処理していますか。（令和2年度に確定申告があり、令和3年4月に減額更正が行われたようなケースも同様） ・あるいは、確定申告書の調定日をもとに新年度の歳出還付で処理していますか。 （3）歳入・歳出還付の選択 ・仮に出納整理期間に、歳入還付が発生する場合は、システム上で歳入還付と歳出還付を判定、又は申告処理ごとに選択できますか。その場合は収納システムのデータと整合を取れていますか。 ※上記を確認したうえで、システム対応可否などをAPPLICIO税庁へ照会することを想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1090		7.1.4.		**市町村合併の対応として、合併日をまたぐ確定申告において予定申告での既納付額がある場合に還付額を旧自治体へ分割入力できること。合併日を跨いで還付は歳出還付とできること。**	5.7. 5.12. 4.6. 4.11.							市町村合併における、合併年度でのみ適用される要件です。現在、合併による不均一課税を実施している自治体はないと認識しているため、不要な機能と考えます。	本件、不要な機能と整理していますが、認識齟齬ないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1100		7.1.5.	収納システムへの課税情報受渡	課税情報（更正処理での調定変更を含む）を収納システムへ連携できること。	5.1.	【共通】 3.法人照会画面から他税目及び収納情報を照会できること。		**基本処理_基本合算処理（30）** ・法人住民税の特殊性（申告課税）に応じた収納消込処理が行えること。課税申告が未申告（調定無し）であるが納付データを入力及び管理できること。 **基本処理_基本合算処理（83）** ・申告書情報は、即時に収納に反映されること。			【収納連携】 97.法人市民税の課税内容を法人市民税課税台帳へ入力を行った際に、確定した法人市民税の調定情報を収納システムへ連携できること。 98.法人市民税の納付書への納付期限の印字及び法人市民税システムとの納付期限の確認などをするために、法定納期限の管理ができること。また、調定年度・課税年度がシステム上で確認できること。	**第6．賦課情報等受渡** 6.1.1．収源納業務と連携し、賦課（調定）情報（更正処理時の異動情報を含む）を即時に受け渡すことができること。 決算に不整合が生じないよう連携すること。 6.1.4．関連する他業務システムと連携し、必要な情報を受け渡しできること。	収納システムへの連携機能であり、必須と考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1110		7.1.6.		事業年度の変更を実施した場合は、収納情報の事業年度を一括で変更できること。	5.1.						**第6．賦課情報等受渡** 6.1.3．事業年度の変更を実施した場合は、徴収情報の事業年度を一括で変更できること。	収納システムへの連携機能ですが、調定のタイミングで事業年度の情報が連携されると考えています。 また、過去の調定に関する事業年度の変更は無いものと考えています。	**＜確認事項＞** 以下について、確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）。 ⇒必要性が確認できれば、具体的利用シーンに応じて要件の定義を検討します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1120		7.1.7.	課税データ管理	年度・年月を指定して登録した課税データ（CSVファイル）を抽出することができること。	5.7.		**7.2.2.申告書金額・課税作成（204）** ・結時で調定するときも（調定予定リストが）出力できること。 **7.2.2.申告書金額・課税作成（206）** ・調定エラーとなっているデータ以外を一覧表として表示・印刷できること。 **7.2.2.申告書金額・課税作成（208）** ・調定額の入力済申告データのうち、調定エラーとなっているデータ以外を一覧表として表示・印刷ができ、エクセル出力もできること。 **7.3.3.調定簡作成（212,213,214）** ・月間集計を行った後は自動で翌月に切り替わり、翌月のデータ入力ができること。 ・また、翌月の調定をするまで集計を行えないようにすること。 ・結時調定時にも、定期調定時と同様に資料作成抽出ができること。 ・すべての出力帳票・通知は、宛名番号順に出力されること。 **7.2.3.調定書作成（210）** ・入力済みデータの一括調定処理が可能なこと。				**第5．調定・統計** 5.1.2. 年度・年月を指定して登録した課税データ（CSVファイル）を抽出することができること。	申告課税データの出力機能です。データを前提にしており、申告データの出力・任意でのEUC機能を含めてすべてのパッケージで対応できるものと認識しています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
	7.2. 調定書作成													
1130		7.2.1.	調定書作成	調定表（現年度分、過年度分）を作成できること。調定表は、月計・年計を指定して集計できること。	5.7.	【課税】 43.指定した年月の調定額の一覧（月毎調定額の明細）を作成できること。 また、旧自治体毎、現年分、過年分にわけて作成できること。 ◆調定内訳表（現年度分） ◆調定表内訳表（過年度分） 44.指定した年度における月毎の調定額の集計表を作成できること。 また、旧自治体毎、現年分、過年分にわけて作成できること。 ◆調定月別集計表 ◆調定月別集計表（過年度分） 45.指定した年月の調定額と前月までの同年度の累計調定額、同月調定後の調定額、前年同月の調定額との差額を表示した調定異動集計表が作成できること。 ◆調定額異動集計表 46.還付する法人の一覧表が作成できること。 ◆マイナス調定（還付）一覧表				【調定・統計管理】 99.例月調定処理ができること。その際に、月間及び年間を単位として調定表を抽出し、データ出力できること。 ・調定額集計表 ・調定額内訳表 ・歳出還付内訳表 ・号法別申告対象法人数調 ・見込納付一覧表 ・見込納付還付法人一覧表 ・月別法人税額調 ・収入動向 ・税額増加上位一覧 ・税額減少上位一覧 ・税額高額上位一覧 ・税額低額上位一覧	**第5．調定・統計** 5.1.1. 調定表（現年度分、過年度分）を作成できること。	調定表の出力機能であり、月次での集計は必須と考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1140		7.2.2.		下記情報を含む課税情報をCSV出力できること。 ・調定額（旧税率分＋新税率分） ・調定件数 ・納税義務者数 ・超過税額	5.7.	【課税：調定】 47.標準税率分・標準税率超過分別に管理できること。 ◆帳票出力の際には区分して表示				【調定・統計管理：統計用CSVデータ作成処理】 105.月間及び年間を単位として調定統計に必要な情報を抽出し、データ出力できること。	**第5．調定・統計** 5.1.2. 下記情報を含む課税情報をCSV出力できること。 ・調定額（旧税率分＋新税率分） ・調定件数 ・納税義務者数 ・超過税額	調定関係の情報をデータでも出力できる機能は、統計資料（課税状況調、交付税資料）の定型様式以外の情報を確認する際に、必要に応じて利用することから必須と考えています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1150		7.2.3.		調定表作成時に、法人税額の超過税率分を計算できること。	5.7.	【課税：調定】 47.標準税率分・標準税率超過分別に管理できること。 ◆帳票出力の際には区分して表示					**第5．調定・統計** 5.1.3. 調定表作成時に、法人税額の超過税率分を計算できること。	超過税率分を別で集計する機能は、統計上必須と考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1160		7.2.4.	調定資料出力	以下を作成できること。 ・調定件数集計表 ・調定内訳表 ・標準超過調定表（法人税額） ・税率別歳出還付集計表 ・還付内訳表 ・項目別調定表 ・税率別月別調定表	5.7.	【課税：調定】 43.指定した年月の調定額の一覧（月毎調定額の明細）を作成できること。 また、旧自治体毎、現年分、過年分にわけて作成できること。 ◆調定内訳表（現年度分） ◆調定表内訳表（過年度分） 44.指定した年度における月毎の調定額の集計表を作成できること。 また、旧自治体毎、現年分、過年分にわけて作成できること。 ◆調定月別集計表 ◆調定月別集計表（過年度分） 45.指定した年月の調定額と前月までの同年度の累計調定額、同月調定後の調定額、前年同月の調定額との差額を表示した調定異動集計表が作成できること。 ◆調定額異動集計表 46.還付する法人の一覧表が作成できること。 ◆マイナス調定（還付）一覧表 【課税：調定】 47.標準税率分・標準税率超過分別に管理できること。 ◆帳票出力の際には区分して表示	**7.2.3.調定書作成（220）** ・調定月単位又は調定処理単位で調定資料を作成・出力可能なこと。	**申告処理_申告一覧照会（90）** ・以下の調定表を作成できること。 ・調定内訳表（様式１）…現年度分 ・調定内訳表（様式２）…過年度分 ・調定月別集計表（様式４）…現年度分 ・調定月別集計表（様式５）…過年度分 ・月別調定集計表（前年同月比や、その月までの年度合計の前年同月比など） ・調定額異動集計表（表紙） ・調定額異動集計表 ・マイナス調定（還付）一覧表　※現年度還付、過年度還付の区分けが必須 ・調定年別月別集計表（様式４）　…現年度分 ・調定年別月別集計表（様式５）　…過年度分 ・調定月別整理表	(81)調定額集計表・事業年度別に調定件数・法人税額・均等割額の集計が出来ること ※区別に集計できることが望ましい ※EUCでも保守対応時範囲内であれば可 (83)統計資料　号数別に調定社数・調定件数・法人税額・均等割額の集計が出来ること ※調定した年度別に集計できること ※区別に集計できることが望ましい ※EUCでも保守対応時範囲内であれば可	【申告管理】 43.還付発生時、年度等から歳入・歳出還付が振り分けられること。 【調定・統計管理】 100.将見の所得推計の情報を抽出し、データ出力できること。 【その他：出納整理】 106.出納整理処理を行うための帳票を出力できること。 ・調定集計内訳データ ・歳出還付分類データ ・決算月別調定額調集計表（歳入還付） ・業種別調定額調集計表（歳入還付） ・ランク別調定額調集計表	**第5．調定・統計** 5.1.4. 調定件数集計表・調定内訳表・標準超過調定表（法人税額）・税率別歳出還付集計表・還付内訳書・項目別調定表・税率別月別調定表を作成できること。	各種の調定集計ですが、どのような集計が必要かは帳票一覧でも確認します。 具体的には、交付税資料、課税状況調で様式が定まっていないものについて、システム仕様・運用が変わると考えています。	※帳票一覧で詳細を確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1170		7.2.5.	年間集計作成	月別・業種別（事業種目別）の調定額集計表（データ、紙）が作成できること。	5.7.			**バッチ処理_月次処理（110）** ・調定集計表及び調定明細表、異動確認リストを出力することができること。	(77)統計資料・毎月の調定額が集計できること　※必須は月ごとだが、複数月の期間を指定して調定額の集計ができることが望ましい (83)統計資料・事業種別に調定社数・調定件数・法人税額・均等割額の集計が出来ること ※調定した年度別に集計できること ※区別に集計できることが望ましい ※EUCでも保守対応時範囲内であれば可	【調定・統計管理】 101.農業法人（会社として農業をおこなっているもの）の情報を抽出し、データ出力できること。 ・決算月別調定額調集計表 ・業種別調定額調集計表 ・ランク別調定額調集計表 ・法人異動リスト	**第5．調定・統計** 5.2.3. 月別・業種別（事業種目別）の調定額集計表（データ、紙）が作成できること。	業種別の集計は統計上必須と考えています。	※帳票一覧で詳細を確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

資料2

	機能名称			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・新鮮	検討項目（独点事）	○○町／市／町／村／町村会
1180		7.2.6.		調定額集計表は調定年度ごと、期間（年月を指定）ごとに出力できること。	5.7.				(77)統計資料：毎月の調定額が集計できること ※必ずは月ごとだが、複数月の期間を指定して調定額の集計ができることが望ましい		**■5．調定・統計** 5.2.4. 調定額集計表は調定年度ごと、期間（年月を指定）ごとに出力できること。	調定額集計表の集計単位であり、必須と考えます。 なお、E市の「複数月を範囲指定して」抽出できる点について、検討項目とします。	**＜検討項目＞** ・調定額集計表（月別）について、単月ではなく、複数月を指定して集計する機能は必須でしょうか。理由も合わせてご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1190		7.2.7.	調定シミュレーション	前年度の調定実績をもとに調定シミュレーションができること。シミュレーションの結果としての法人税額上位法人を一覧でできること。	5.7.							調定シミュレーションを行う機能です。勉強の機能一覧に記載がありますが、この機能の運用負担、要否、機能詳細について確認させてください。	**＜確認事項＞** （1）現行システムにも本機能は実装されていますか。 （2）本機能が実装されている場合、 ア．現在使用していますか。 イ．使用している場合、様々な経済条件等を設定してシミュレーションができますか。 ウ．使用していない場合、使用しない理由を教えてください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1200	**7.3．交付税・譲与税関係作成**													
		7.3.1.	各種統計資料作成	交付税関係資料の作成ができること。（全国統一様式含む） ［交付税資料１］ ・法人税割に関する調（第1表、付表1、付表2）、調定額に関する調付表3、比較項目別納税者一覧・・・7月及び12月～4月の各月作成 ・増減理由に関する調（第1表分明細） ・資本金別集計表・・・6月及び12月作成 ［交付税資料２］ ・法人税割に関する調（第2表）、調定額に関する調付表4・・・5月及び6月作成 ・増減理由に関する調（第2表分明細） ・法人税割に関する調・・・8月～11月の各月作成 ［報告資料］※交付税資料１をもとに作成 ・市町村民税法人税割の調定額案に関する調 ・市町村民税法人税割額の高額納税義務者に関する調 ・法人住民税高額納税法人上位100社一覧表 ・市町村民税法人税割額の変動の大きい税義務者に関する調 ・市町村民税法人税割額減法人一覧 ・法人住民税の調定額に関する調 ・徴出漏付をした法人に関する調 ・外税控除をした法人に関する調 ・法人税割項目別増減理由調 ・法人税割項目別増減理由調 ［その他］※不均一課税対応 ・不均一課税用調定済額調（不均一課税市町村） ・不均一課税用調定済額調の明細（不均一課税市町村）	7.1.	【統計資料作成】 55. 交付税関係資料の作成ができること。（全国統一様式含む） ◆市町村民税の法人税割に関する調（本表、付表1、付表2） ◆法人住民税高額納税法人上位100社一覧表 ◆法人税割額増減法人一覧	**7.7.1.統計資料作成_帳票作成（305）** ・チェック表がExcelで出力できること。	**統計処理_法人税額（92, 93）** ・バッチ処理で作成したデータを照会できること。 ・バッチ処理で作成したデータを業単位で照会できること。 **バッチ処理_帳守機能（128）** ・法人税割調・課税状況調の詳細条件（抽出時期、抽出期間設定など）が設定できること。		【調定・統計管理】 104. 交付税資料に回答するために、交付税資料作成のための情報を抽出し、データ出力できること。	**■5．調定・統計** 5.2.1.： 指定の報告様式で各種統計資料（課税状況調、交付税資料等）の作成（データ、紙）ができること。 5.2.2.： 以下については、都道府県指定の様式で出力できること。 ［交付税資料１］ ・　法人税割に関する調、調定額に関する調附表３、比較項目別納税者一覧・・・7月及び12月～4月の各月作成 ・　資本金別集計表・・・6月及び12月作成 ［交付税資料２］ ・　法人税割に関する調、調定額に関する調附表４・・・5月及び6月作成 ・　法人税割に関する調・・・8月～11月の各月作成 ［報告資料］※交付税資料１をもとに作成 ・　市町村民税法人税割の調定額案に関する調 ・　市町村民税法人税割額の高額納税義務者に関する調 ・　市町村民税法人税割額の変動の大きい税義務者に関する調 ・　法人市町村民税の調定額に関する調 ・　徴出漏付をした法人に関する調 ・　外税控除をした法人に関する調 ［その他報告資料］ ・　市町村税課税状況等の調	交付税資料の出力は必須ですが、統一様式以外は出力要否が分かれると考えています。帳票一覧でも確認します。 なお、対比表を確認すると、各自治体、各社で「交付税資料」の範囲が異なると見受けられます。 もっとも複数が多い市を参考に、H社の「法人税割項目別増減理由調」「法人税割項目別増減理由調」を追加してたたき台を作成しました。 どの帳票が必要か、過不足があるか、等についてご教示ください。	**＜検討項目＞** ・1市、H社を参考にしたたたき台について、以下の①～⑬で整理しました。以下の交付税資料で必須となる帳票をご教示ください。不足があれば合わせてご教示ください。 ※出力できるが利用していない、内容不明、EUCで対応可なども合わせてご教示ください。 **【交付税資料１】** ①法人税割に関する調（第1表、付表1、付表2）、調定額に関する調付表3、比較項目別納税者一覧・・・7月及び12月～4月の各月作成 ②増減理由に関する調（第1表分明細） ③資本金別集計表・・・6月及び12月作成 **【交付税資料２】** ④法人税割に関する調（第2表）、調定額に関する調付表4・・・5月及び6月作成 ⑤増減理由に関する調（第2表分明細） ⑥法人税割に関する調・・・8月～11月の各月作成 **【報告資料）※交付税資料１をもとに作成** ⑦市町村民税法人税割の調定額案に関する調 ⑧市町村民税法人税割額の高額納税義務者に関する調 ⑨法人住民税高額納税法人上位100社一覧表 ⑩市町村民税法人税割額の変動の大きい税義務者に関する調 ⑪市町村民税法人税割額減法人一覧 ⑫法人住民税の調定額に関する調 ⑬徴出漏付をした法人に関する調 ⑭外税控除をした法人に関する調 ⑮法人税割項目別増減理由調 ⑯法人税割項目別増減理由調 **【その他報告資料）** ⑰市町村民課税状況等の調 ⑱不均一課税調定済額調 ⑲不均一課税調定済額調の明細	
		7.3.2.		課税状況調の集計表を作成できること。（全国統一様式） ・第1表　市町村民税等の納税義務者等に関する調 ・第1表　市町村民税等の納税義務者等に関する調（総括表） ・第1表明細 　・補足調査表（その1・3） 　・補足調査表（その2） 　・均等割のみ納税義務法人の明細 　・法人均等割に関する調べ（調査表12） 　・新設・廃止・区分変更表（調査表12） 　・設立一覧 　・解体転一覧 　・異動一覧 ・第32表　市町村民税の法人税割額の調 ・第32表　市町村民税の法人税割額の調（総括表） ・第32表明細 　・内訳表 　・外国税額・仮装経理控除一覧 　・未社分一覧 　・12か月未満一覧 　・法人区分一覧 　・未申告法人一覧 　・廃止後に申告書提出一覧 　・事業年度推進一覧 　・その他一覧の出力機能 ・第48表　市町村民税の法人均等割に関する調 ・第48表　市町村民税の法人均等割に関する調（総括表） ・第49表　市町村民税の法人税割の分割法人に関する調 ・第49表　市町村民税の法人税割の分割法人に関する調（総括表）	No. 7.1.2.4.6	【統計資料作成】 56. 課税状況調に必要な集計表を作成できること。（全国統一様式） ◆第1表　市町村民税等の納税義務者等に関する調 ◆第1表　市町村民税等の納税義務者等に関する調（総括表） ◆第32表　市町村民税の法人税割額の調 ◆第32表　市町村民税の法人税割額の調（総括表） ◆第48表　市町村民税の法人均等割に関する調 ◆第48表　市町村民税の法人均等割に関する調（総括表） ◆第49表　市町村民税の法人税割の分割法人に関する調 ◆第49表　市町村民税の法人税割の分割法人に関する調（総括表） 57. 法人税割に関する「法人税割台帳」の付表1と付表2が作成できること。	**7.7.1.統計資料作成_帳票作成（307,309）** ・都道府県指定の様式で出力されること。 ・また、様式が変更になった場合、対応できること。	**バッチ処理_統計処理【法人税割に関する調】（112～118）** ・法人税割に関する調のマスタを作成できること。 ・法人税割に関する調の集計処理を行えること。 ・法人税割に関する調（附表１）を出力することができること。 ・法人税割に関する調（附表２）を出力することができること ・法人税割に関する調の集計資料となる法人税割に関する調定済額及び徴出漏付額内訳表を出力することができること。 ・調定済込額に関する調を出力できること。 ・指定した調定年度とその前年度で調定額が増額した事業所と、減額した事業所の上位一覧を出力することができること。 **バッチ処理_統計処理【課税状況調】（119～123）** ・課税状況調マスタの作成ができること。 ・課税状況調のスケジューラの設定を行えること。 ・課税状況調の集計を行えること。 ・電子調査票へ連携するためのファイルを作成できること。 ・パラメータで指定された表・行・列の内訳一覧を出力することができること。 **バッチ処理_帳守機能（128）** ・高額納税法人一覧を作成できること。 ・以下の帳票を作成できること。 ・　外国税額控除額明細　・　仮装経理控除明細 ・法人税割額増減法人一覧	(76) 統計資料：総務省が毎年行なう、課税状況調への作成ができること (78) 統計資料：期間を任意に指定し、異動や新規入力による業種ごとの法人数及び従業者数の増減を一覧で印刷できること ※EUCでも保守対応時範囲内であれば可 (79) 統計資料：外国税額控除内訳表※EUCでも保守対応時範囲内であれば可 (80) 統計資料：高額納税者リスト：※EUCでも保守対応時範囲内であれば可 (82) 統計資料：号数別に調定社数・調定件数・法人税割額・均等割額の集計が出来ること ※調定した年度別に集計できること ※区別に集計できることが望ましい ※EUCでも保守対応時範囲内であれば可 (84) 統計資料：調定額増減上位リスト　※EUCでも保守対応時範囲内であれば可	【調定・統計管理】 102. 課税状況調に回答するために、調のそれぞれの項目に該当する数値を記載したうえで、国指定の様式で帳票の打出しができること。また、その回答となった数値の確認ができるように根拠資料をデータで抽出できること。 103. システム導入後に国及び県からの調査資料の様式変更及び様式追加が行われた際に、その調査資料の作成に対応できること。	**■5．調定・統計** 5.2.1.： 指定の報告様式で各種統計資料（課税状況調、交付税資料等）の作成（データ、紙）ができること。 5.2.2.： 以下については、都道府県指定の様式で出力できること。 ［交付税資料１］ ・　法人税割に関する調、調定額に関する調附表３、比較項目別納税者一覧・・・7月及び12月～4月の各月作成 ・　資本金別集計表・・・6月及び12月作成 ［交付税資料２］ ・　法人税割に関する調、調定額に関する調附表４・・・5月及び6月作成 ・　法人税割に関する調・・・8月～11月の各月作成 ［報告資料］※交付税資料１をもとに作成 ・　市町村民税法人税割の調定額案に関する調 ・　市町村民税法人税割額の高額納税義務者に関する調 ・　市町村民税法人税割額の変動の大きい税義務者に関する調 ・　法人市町村民税の調定額に関する調 ・　徴出漏付をした法人に関する調 ・　外税控除をした法人に関する調 ［その他報告資料］ ・　市町村税課税状況等の調	課税状況調の各様式出力は必須と考えます。帳票一覧でも確認します。 第1～49表の課税状況調べは必須と考えますが、その他でもっとも詳細な記載をしている6社の各様内訳表を検討項目として、どのような明細が必要かを整理します。 たたき台は以下をもとに整理しています。 【第1表明細】（T社参考） ・補足調査表（その1・3） ・補足調査表（その2） ・均等割のみ納税義務法人の明細 ・法人均等割に関する調べ（調査表12） ・新設・廃止・区分変更表（調査表12） 【第1表明細】（R社参考） ・設立一覧 ・解体転一覧 ・異動一覧 【第32表明細】（T社参考） ・内訳表 ・外国税額・仮装経理控除一覧 ・未社分一覧 ・12か月未満一覧 ・法人区分一覧 ・未申告法人一覧 ・廃止後に申告書提出一覧 ・事業年度推進一覧 ・その他一覧の出力機能	**＜検討項目＞** ・左記、たたき台に記載した第1表・第32表明細について、以下に整理しましたので必要な帳票をご教示ください。不足があればご教示ください。 ※出力できるが利用していない、内容不明、EUCで対応可なども合わせてご教示ください。 **【第1表明細】** ①補足調査表（その1・3） ②補足調査表（その2） ③均等割のみ納税義務法人の明細 ④法人均等割に関する調べ（調査表12） ⑤新設・廃止・区分変更表（調査表12） ⑥設立一覧 ⑦解体転一覧 ⑧異動一覧 **【第32表明細】** ⑨内訳表 ⑩外国税額・仮装経理控除一覧 ⑪未社分一覧 ⑫12か月未満一覧 ⑬法人区分一覧 ⑭未申告法人一覧 ⑮廃止後に申告書提出一覧 ⑯事業年度推進一覧 ⑰その他一覧の出力機能	
	7.4．汎用データ抽出（EUC）													
1220		7.4.1.	EUC	EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。	7.6.	【課税】 58. 抽出年月、地区、順位などを指定して税割上位法人一覧が作成できること。 59. 法人の申告情報、基本情報の各入力項目が、エクセルのデータベースとして使用できるように、EUC機能が付加されていること		**データ抽出_（94-99）** ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出し、画面表示できること。 ・上記で抽出された結果を「XLS／CSV／XML」形式でファイル出力できること。 ・開設法人一覧表が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。 ・閉鎖法人一覧表が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。 ・住所異動一覧が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。 ・ファイル変換した場合は変換を行った「職員名」「端末ID」「出力形式」「出力先」をログとして保存できること。		【申告管理】 56. 更正、更正請求、決定の入力を行ったものについて、期間別に抽出し、データを出力できること。 60. みなす予定申告の入力を行ったものについて、抽出し、データを出力できること。 【調定・統計管理】 106. EUCの機能を使用して、法人市民税基本台帳及び法人市民税課税台帳から任意の条件を指定して、データを抽出できること。なお任意の条件は、複数指定できること。	**■5．調定・統計** 5.2.5. EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 **■6．統計情報等受信** 6.1.2. 法人市民税異動リストには以下の項目が出力できること。 ・知。 ・法人番号 ・個別資産税の課税対象フラグ ・法人名 ・本店住所 ・受付年月日 ・異動年月日 ・異動事由（設立・設置・転入・休業・転出・廃止・合併解散・解散・清算結了が表示可能なこと）	特に統計や内部帳票などで対応しきれない情報を扱うことなどから、EUCにより任意にデータを抽出できる機能は必須と考えます。 また、各システムのテーブル構造に関わらず柔軟にデータ抽出できること、内部帳票の代替として使用するために使用頻度が高いものを登録する必要があることから、「テーブル結合」「条件保存」も必須要件としています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
8．システム共通														
	8.1．検索													
1230		8.1.1.	検索照会	法人税情報、課税台帳情報を検索・照会できること。 ・法人台帳情報は、異動履歴を含めて照会できること。 ・課税台帳情報は、照会した法人について一覧表示が可能であり、一覧から個別の課税情報へ展開できること。		【共通】 1. 名称かな、名称漢字、法人番号、住所を指定して検索ができること。 4. 検索履歴が使えること。		**基本処理_基本台帳照会（60）** ・検索結果表示件数の設定ができ、検索結果が設定件数を超えるとメッセージが表示されること。 **基本処理_基本台帳照会（61）** ・検索結果画面において、各項目ソート（降順、昇順の並び替え）ができること。 **基本処理_基本台帳照会（62）** ・過去の検索履歴から選択することにより対象法人の照会ができること。 **基本処理_基本台帳照会（63）** ・基本情報を履歴順に一覧表示できること。 **申告処理_申告一覧照会（86）** ・申告一覧異動で入力した内容が、一覧表示と該当申告を選択することによってその詳細を参照することが **申告処理_申告一覧照会（88）** ・登録されている申告書の事業年度一覧が表示できること。又事業年度一覧を選択することで、その事業年度の申告書一覧へ連携できること。		(6) 検索：検索結果は一度に１５件程度表示できること ※ある程度まとめて表示が望ましいが15件が必須ではない (9) 検索：大量な検索結果がある場合はシステムに負荷がかからない程度の件数で一度切り、必要な場合は継続して検索できること ※検索を中止し絞込み条件の要求を行なう等でも可 (10) 検索：検索結合者が複数ある場合は検索結果一覧に関名番号・名称・所在地・法人番号が表示されること (57) 画面表示：対象者の住所・方書・氏名・氏名カナが表示できること (58) 画面表示：同一画面か簡単な操作で メモが表示できること。 (59) 画面表示：同一画面か簡単な操作で送付先が表示できること。 (70) 画面表示：上記基本台帳入力で示す、法人基本情報が参照できること。 (74) 画面表示（課税台帳）：課税履歴（更正を含む）が最低過去７年分一覧形式で参照できること ※税税条約を考えると、過去１５年分の表示が望ましい (75) 課税履歴から申告入力情報が参照できること	【検索・照会】 1. 法人市民税基本台帳及び法人市民税課税台帳を照会するために、指定する条件で、法人上方の検索ができ、検索結果が一覧表示できること。 3. 検索結果が複数ある場合検索結果一覧表示画面にて、自該検索対象法人を絞込みやすくするために、法人市民税業務で使用している法人かどうかが判断できるようなサインがついていること。 【申告管理】 66. 法人市民税課税台帳上の課税の状況は法人ごとで一覧表示し、その一覧表示の際は事業年度毎に降順であること。 67. 一覧表示から1件を選択することにより明細表示に遷移することができること。明細画面では申告書入力時と同様に申告区分に応じた様式での申告内容の把握ができること。 【画面遷移】 69. 法人市民税の申告義務者についての名称、所在地の異動履歴、について確認するために、法人市民税基本台帳及び法人市民税課税台帳の照会画面から、共通照会画面に遷移できること。 70. 法人市民税の申告義務者についての送付先（他税目送付先含む）、連絡先（他税目連絡先含む）について照会するために、法人市民税基本台帳及び法人市民税課税台帳の照会画面から、送付先登録・確認画面に遷移できること。 【画面遷移】 71. 法人市民税の申告義務者についての送付先、収納状況（他税目収納状況含む）について照会するために、法人市民税基本台帳及び法人市民税課税台帳の照会画面から収納先登録・照会画面に遷移できること。 （※議事メモ：法人市民税課税台帳からの遷移は可能。法人市民税基本台帳からの収納情報画面への遷移はせず、法人市民税基本台帳→法人市民税課税台帳→収納情報画面の順番で遷移。） 73. 法人市民税の基本情報等を照会するために、法人市民税課税台帳より法人市民税基本台帳、各事業年度の課税情報を照会できること。	**■7．収滞** 7.1.1. 法人住民税に係る請情報（法人基本情報、申告・課税情報等）及び異動履歴（帳票発行履歴、特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。 申告・課税情報は、照会した法人の一覧表示が可能であること。	基本情報、課税情報の検索照会機能です。課税台帳は一覧で表示き内容詳細申告内容を確認できる機能まで含めて必須と考えています。 なお、T社が検索結果→同一法人の設定の機能を実装しています。これについて、機能の必要性を確認させてください。 ※関連機能：1.1.3.同一法人の重複登録チェックで、同一法人チェック機能の詳細を確認	**＜確認・統計事項＞** （11）法人基本情報、課税台帳の検索機能、照会機能について、左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定しますのでご確認ください。 （2）T社の「同一法人の設定機能」について、以下必要な機能と理由をご回答ください。 ①同一法人の設定を、主となる法人を絞集して行う機能 ②同一法人の設定を、登録済の法人一覧から選択して行う機能 ③同一法人リストを出力できる機能 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

	機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	B窓	C窓	D窓	E窓	H窓	I窓	関外の考え方・根拠	検討項目（論点案）	○○県／市／町／村／町村会
1240	8.1.2.	検索条件	法人名（カナ・漢字・アルファベット）、法人番号、法人番号、法人管理番号、所在地（本店(所在地が管轄外も含む)・支店）、決算月、申告月、eLTAX利用者IDでの検索ができること。 清音化検索、あいまい検索ができること。		【共通】 1. 名称かな、名称漢字、法人番号、住所を指定して検索ができること。	7.1.1. 基本情報登録（1） ・検索範囲について法人ママスタと宛名管理を含む全てとの選択ができること。 ・検索項目は法人名カナ、法人名、宛名番号、代表者氏名、代表者氏名カナ、法人番号、住所、納税者ｉｄで行えること。	**申告処理_申告一覧画面（67）** ・営業所・支店含む所在地からの検索ができること。	（1）検索：名称漢字・名称カナ・所在地で検索できること出力重でも検索できる法ラが望ましい （2）検索：法人番号・国税法人番号・eLTAX納税者ID または利用者ID で検索できること。 （3）複数のキーで複合検索できること。 （4）前方一致など曖昧氏名検索、静音処理検索ができること。 （5）検索対象に、履歴情報を含む場合と含まない場合を選択できること （6）社会保障・税に関わる番号制度の個人番号・法人番号で検索できること	（検索・照会） 2. 法人の検索において、法源番号（税務署番号）、で検索ができること。	**機7．検索** 7.1.2. 法人名（カナ・漢字・アルファベット）、法人管理番号（当市独自に付番している番号）・所在地（本店（所在地が市外も含む）・支店）、法人番号等での検索ができること。	検索機能であり、使用頻度も高く必須です。なお、検索項目が必要十分か、H市の「法源番号」、UIの「決算月、申告月」の要否について、確認いたします。	**＜確認事項＞** 仕様書たたき台にある検索項目①～⑥のうち、必須のものをご回答ください。その他に必要性が高い検索条件があればご回答ください。 ①法人名（カナ・漢字・アルファベット） ②法人番号 ③法人管理番号、所在地（本店（所在地が自団体外も含む）・支店） ④法人番号（マイナンバー法に定める法人番号） ⑤決算月 ⑥申告月 ⑦eLTAX利用者ID ⑧代表者氏名　※8.1.5.に規定 ⑨その他（　　） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1250	8.1.3.		複合検索ができること。 （（例：氏名「○○建設」かつ住所が「A県B市」など））。					（3）複数のキーで複合検索できること。			検索効率の向上に資するものですが、利用頻度や必要性を確認させてください。	**＜確認事項＞** （１）複合検索は現行システムでも実装されていますか。 （２）実装されている場合、利用頻度は高いですか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1260	8.1.4.		検索履歴を保持し、検索履歴から検索ができること。		【共通】 4. 検索履歴が使えること。						検索効率の向上に資するものですが、利用頻度や必要性を確認させてください。	**＜確認事項＞** （１）検索履歴からの検索は現行システムでも実装されていますか。 （２）実装されている場合、利用頻度は高いですか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1270	8.1.5.		法人代表者氏名での検索ができること。							**機7．検索** 7.1.3. 法人代表者氏名（カナ・漢字）での検索ができること。	代表者氏名での検索は、1.1.1.で代表者を台帳管理している前提の機能です。	※8.1.2 で確認します。	
1280	8.1.6.		旧法人名、旧住所での検索ができること。 合併前法人名でも検索できること。		【共通】 2. 旧法人名を履歴で検索できること。		**基本処理_基本台帳画面（40）** ・旧名称、旧住所等での検索ができること。 **基本処理_基本台帳履歴（63）** ・旧法人名及び合併前法人名（カナ、漢字）、営業所・支店名（管内事業所）でも検索できること。 （管内事業所：パーラー東西（株）⇒本社：東西産業（株））				変更前の法人名で調査するときなど、旧法人名での検索は一定程度あると思いますので、必須機能と想定しています。 なお、D市が要求する「旧住所」での検索については必要性を確認させてください。	**＜確認事項＞** 旧住所での検索は必要でしょうか。理由・想定シーンも合わせてご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
	8.2. 台帳出力												
1290	8.2.1.	法人索引簿作成	法人索引簿（一覧表）を出力できること。法人管理番号で範囲指定ができ、法人名五十音順で出力できること。 法人索引簿には、法人基本情報（法人管理番号、法人名、住所、現況区分、決算期、法人区分など）を出力できること。 ・組織区分、法人区分、分割区分、業種区分、均等割税数の区分を指定可能なこと。 ・設立、転入、収益事業開始、事務所等など、解散、除籍等の現況区分を指定できること。 ・属動年月日で範囲指定ができること。 ・連結、延長法人等の各種条件を指定できること。		【法人基本情報管理】 21. 基本情報の登録がある法人についての一覧表を作成できること。（住所、電話番号、事業年度終了月日、均等割号数、分割区分、課税区分、廃止日、廃止事由 等）事業所コード順や法人名五十音順などで出力できること。		**バッチ処理_基本処理（100）** ■法人基本マスター一覧出力 ・法人基本マスター一覧を出力することができること。 ■法人基本50音順索引簿出力 ・法人基本50音順索引簿を出力できること。 ■均等割区分一覧出力 ・法人基本情報より、パラメータで指定された均等割区分の事業所の一覧を出力できること。 ■分割区分一覧出力 ・法人基本情報より、パラメータで指定された分割区分の事業所の一覧を出力することができること。 ■均等割区分チェック一覧出力 ・法人基本情報より、均等割区分と照対し、登録されている均等割区分と相違のある事業所の一覧を出力することができること。 **バッチ処理_統計処理（現況区分別法人一覧）（135）** ・現況区分（設立、管内設置、転入、復活、収益開始、連結親会、事業年度変更、解散、閉鎖、転出、休業、連結加入、合併、除組、登記のみ、抹消、収益廃止、清算結了）別法人一覧を作成できること。			**機1．法人情報管理（法人台帳管理）** 1.1.15. 法人管理番号で範囲指定抽出可能なこと。 法人名称、本店所在地と法人区分、分割区分等の管理区分による一覧表出力可能なこと。 本店、支店、送付先の法人登録内容で管理する所在地情報による一覧表出力可能なこと。 業務処理の最新処理日、関連日付を表示可能なこと。 抽出期間、対象の管理日付（設立日、設置日、解散日等）を指定可能なこと。また、法人区分、分割区分、資本金等マスタ管理項目を指定可能なこと。	法人索引簿は、多くの団体が要求、事業者も実装しています。各種条件を指定して出力することは必須機能と考えます。 なお、一覧出力する目的を踏まえて、どのような情報、抽出条件が必要かについて、検討項目としています。 また、たとえば、索引簿に出力する情報として、対象から共通的に求められていると考えられる法人基本情報の基礎的情報を記載しています。 ※抽出条件は、Y社の「異動年月日」での範囲指定、様々な区分（組織・法人・分割・業種・均等割号数）、連結・延長など個別に抽出して整理するケースが考えられるもの、現況区分を記載しています。	**＜確認事項＞** （１）法人索引簿は利用されていますか、どのような目的で利用しているかもご教示ください。 （２）（必須の場合）法人索引簿の利用目的を踏まえて、出力すべき情報に過不足がないかご教示ください。（「など」とは、列記される情報以外は拘らない、という意図です） （３）様々な抽出条件を記載していますが、必要な条件設定に過不足がないかご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1300	8.2.2.	申告索引簿作成	申告書データが一覧化された申告索引簿が出力できること。								申告索引簿は多くの事業者が実装していると想定しますが、業務上はあまり頻繁に利用しないと想定しています。 自治体の対比表にも記載がないため、必要性を確認させていただきます。	**＜確認事項＞** 以下を確認させてください。 ・なぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1310	8.2.3.	法人台帳出力	法人ごとの基本情報（法人台帳）を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、カナ氏名、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。				**バッチ処理_統計処理【課税状況調】（119～124）** ・法人台帳を出力することができること。	（64）帳票：基本台帳の印刷ができること（勝本、定款の必要な項目を網羅していること） ※画面ハードコピーでも可			台帳出力です。多くの団体が要求、事業者が実装しています。照会時などに参照するケースがあるため必須機能と想定しています。 なお、詳細な作成機能、抽出条件は検討項目とします。（「社、Y社が条件設定を記載している）	**＜検討事項＞** （１）作成は、基本的に一括作成ですか。（法人台帳を個別出力するケースはあまりないか） （２）抽出条件は、たたき台の「カナ氏名」「法人管理番号」範囲指定のみで問題ありませんか。過不足がある場合は理由も合わせてご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1320	8.2.4.	課税台帳出力	法人ごとの課税台帳を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、調定年月、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。		【課税】 48. 法人市民税課税台帳が作成できること。			（65）帳票：申告書を入力した課税情報を印刷できること ※画面にスクロールすることなく必要項目が全て表示される場合は、画面ハードコピーでも可			台帳出力です。多くの団体が要求、事業者が実装しています。照会時などに参照するケースがあるため必須機能と想定しています。 なお、詳細な作成機能、抽出条件は検討項目とします。（「社、Y社が条件設定を記載している）	**＜検討事項＞** （１）作成は、基本的に一括作成ですか。（課税台帳を個別出力するケースはあまりないか） （２）抽出条件は、たたき台の「調定年月」「法人管理番号」範囲指定のみで問題ありませんか。過不足がある場合は理由も合わせてご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1330	8.2.5.	税理士一覧	税理士情報と関与法人の一覧が出力できること。 関与法人一覧は、指定した税理士に関係づけされている法人が、税理士単位で確認できること。			7.6.1. システム管理_税理士マスタ （312,313,316,317） ・税理士情報の新規登録・変更・削除を行う。 ・税理士一覧・関与法人一覧を出力する。 ・後任税理士の設定があり、付け替えができる。 ・申告書の送付先として税理士を設定することができる。					関与税理士と税理士に紐づく法人の一覧は、対比表でも事業者機能に多く記載されていますが、自治体の要求としては2市のみ明確に定義しています。 本機能の必要性について、詳細を確認させてください。 ※システム上で、税理士情報をマスタ管理している前提になります。	**＜確認事項＞** 以下について確認させてください。 （１）なぜこの機能が必要かのなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） （２）その他に、具体的に明記すべき実装必須機能があるか。	
	8.3. 保守機能												
1340	8.3.1.		各種設定コードや産業分類等のメンテナンスができること。 外部帳票の通知書や公印データ等のメンテナンスができること。 管理情報、コードの一覧表が発行できること。			**7.6.2. システム管理_税率・事業種目管理（310）** ・税率・事業種目の登録変更を行う。 **7.6.3. システム管理_出力帳票管理（320）** ・各種お知らせ文・通知文・教示文の内容登録・変更・削除を行う。	バッチ処理_保守機能（139） ・更正・決定の登録で使用する事由コードを登録できること。	（54）申告書入力（課税資料入力）：更正決定通知・決議書出力 ・通知書が交代した場合に簡単な操作で変更できること。 ※保守業務の範囲で迅速に対応でも可 （55）申告書入力（課税資料入力）：更正決定通知・決議書出力 ・通知書印（通常は市長印）公印が印刷できること ・※通知書印をプレ印刷した専用紙に印刷でも可			メンテナンス機能であり、必須と考えます。なお、Y社の管理情報、コード一覧などは、職員だけでなくシステムエンジニアが利用するケースが多いと考えられます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1350	8.3.2.	マスタ保守	法人税額、均等割の適用税率に対する適用期間を登録・修正等管理できること。 均等割ランクの条件設定、均等割税額の設定ができること。			**7.6.2. システム管理_税率・事業種目管理（310）** ・各種お知らせ文・通知文・教示文の内容登録・変更・削除を行う。 **7.6.3. システム管理_出力帳票管理（320）** ・各種お知らせ文・通知文・教示文の内容登録・変更・削除を行う。	**バッチ処理_保守機能（135～137）** ・適用期間と条件別に法人税の税率を登録できること。 ・適用期間と条件別に対応する均等割ランクを登録できること。 ・適用期間と均等割ランク別に均等割税額を登録できること。		【申告管理】 45. 法人税額、均等割額の税率を設定できること。	**機8．システム管理** 8.1.1. 適用税率に対する適用期間を登録・修正等管理できること。	税率設定機能であり、税率の正しい管理・計算のために必須と考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
1360	8.3.3.		**合併旧自治体毎の不均一課税のための登録・管理ができること。** **新旧自治体の税率登録、期間的税率変更対応ができること。**		【共通】 5. 基本情報の登録がｸﾘｱｰでできること。また、合併旧自治体毎の不均一課税のための登録・管理ができること。基本情報に住登外データと連動すること。 【申告書登録】 36. 申告異動系について、合併時の税率激変緩和の為の税率を入力可能にしている。 【課税】 41. 市町村合併後、旧団体の税率が異なる場合の不均一課税に対応できること。（旧団体毎の内訳が管理できること。）					**機1．法人情報管理（法人台帳管理）** 1.1.7. 合併旧自治体毎の不均一課税のための登録・管理ができること。	合併自治体の対応であり、現在不均一課税を行っている自治体はないと認識していたため、不要な機能と考えます。	・本機能は不要と考えますが、認識齟齬ないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	

	機能名称			仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	○○郡／市／町／村／町村会
1370		8.3. 4.		法人台帳に登録する税理士のマスタ管理ができること。 税理士情報は、税理士番号、氏名、住所、電話番号を登録、修正、削除できること。			**7. 6. 1. システム管理_税理士マスタ（312, 313, 316, 317）** ・税理士情報の新規登録・変更・削除を行う。 ・税理士一覧・関与法人一覧を出力する。 ・後任税理士の設定があり、付け替えができる。 ・申告書の送付先として税理士を設定することができる。	**バッチ処理_保守機能（140）** ・法人宛名の税理士を登録できること。				税理士をマスタ管理するケースでは必須となります。1. 1. の税理士関係要件で確認します。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。管理項目（税理士番号、氏名、住所、電話番号）に過不足がないかもご確認ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
	8. 4. 他システム連携													
1380		8. 4. 1.		宛名管理システムには法人基本情報を連携できること。			**7. 1. 1. 基本情報登録（1）** ・宛名管理システムには法人情報が連動されること。 ・法人番号について宛名管理と法人システムで相互連携できること。 ・事業所税の登録もある場合、「事業所税も対象」である旨の注意が更新時に表示されること。					法人宛名が統合パッケージで管理されている場合は、データの一元管理の観点から必須と考えています。 システム構成に依存しますが、必須機能を前提としつつ、他税目の要件とも整合を取りながら要件化します。	法人宛名も含めて統合管理をされている前提のもと、必須要件として定義を想定します。 なお、共通データベースなど連携方式は問わない想定です。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	
	8. 5. その他（対象外）													
1390		——		その他				**徴収納機能 バッチ処理_保守機能（120～133）** ・充当処理、還付処理、延滞金計算、還付加算金計算、各種通知書等	(37) 帳票_共通：出力先プリンタを画面から指定できること。			※突合先なしとして、標準仕様書への掲載対象外とする想定です。 ※収納・滞納機能は法人住民税システムの標準化対象外としています。	※対象外	